

平成27年6月9日（火曜日）午前10時開会

第 1 市政総体に対する一般質問

○本日の会議に付した事件

1. 市政総体に対する一般質問

○出席議員（15名）

1 番	坂 中 喜 博 君	2 番	木 代 誠一郎 君
3 番	福 留 成 人 君	5 番	川 崎 千 穂 君
6 番	今 江 猛 君	7 番	武 田 浩 一 君
8 番	瀬 尾 俊 郎 君	9 番	井 手 明 人 君
10 番	山 口 直 嗣 君	11 番	門 田 国 光 君
12 番	福 添 忠 義 君	13 番	武 田 政 英 君
14 番	児 玉 征 威 君	15 番	中 村 利 春 君
16 番	岩 下 幸 良 君		

○欠席議員（0名）

なし

○説明のため出席した者の職氏名

市長	野 辺 修 光 君	副市長	佐 藤 強 一 君
教育長	土 肥 昭 彦 君	監査委員	清 水 秀 人 君
選挙管理委員会委員長	中 澤 征 史 君	市民病院長	黒 木 和 男 君
地方創生特命部長	矢 後 雅 司 君	会計管理者兼会計課長	橋 口 保 光 君
消防長	井 上 雄 次 君	総合政策課長	諏訪園 達 夫 君
財務課長	門 川 勇一郎 君	総務課長	田 中 良 嗣 君
税務課長	江 藤 功 次 君	危機管理課長	田 中 孝 士 君
市民生活課長	河 野 博 彦 君	福祉事務所長	塔 尾 勝 美 君
医療介護課長	田 中 浩 二 君	農業振興課長	吉 国 保 信 君
農地水産林政課長	野 辺 一 紀 君	商工観光スポーツランド推進課長	高 橋 一 哉 君
都市建設課長	武 田 修 君	東九州道・中心市街地対策課長	横 山 義 仁 君
上下水道課長	三 橋 文 夫 君	学校政策課長	野 辺 幸 治 君
生涯学習課長	増 田 仁 君	市民病院事務長	吉 岡 久 文 君

○議会事務局職員出席者

局長	平 塚 俊 宏 君	次長	川 野 真由美 君
庶務係長	鬼 塚 荘史郎 君	主任書記	長谷部 弘 幸 君

(午前10時00分開議)

○議長（岩下幸良君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程第3号によって進めることにいたします。

直ちに日程に入ります。

◎日程第1 市政総体に対する一般質問

○議長（岩下幸良君） 日程第1、きのうに引き続き一般質問を行います。

それでは、2番木代誠一郎議員の発言を許します。2番木代誠一郎議員。

○2番（木代誠一郎君） （登壇）皆様、おはようございます。

6月に入りまして、梅雨シーズン真っただ中でございます。本日も午前8時40分に串間地区にて大雨、そして洪水警報が発令されました。昨日、気象庁は、東海地方、さらには関東、甲信地方が梅雨入りしたと発表をいたしました。都井岬や大平のあじさいロードには、色とりどりのあじさいが咲き誇っており、雨にぬれた水色や黄色、赤の花が、この6月の季節を彩っております。また、雨の季節で車の事故等多発をいたしております。市民の皆様におかれましても、特に自動車の運転、自転車の走行には十分に御留意いただきたいと思っております。

さて、4月に行われました地方統一選挙におきまして、大きなお力添えをいただき、再びふるさと串間市の市政に参画をさせていただくことができましたこと感謝を申し上げますとともに、改めて初志貫徹の思いで、一つ一つ前進していく決意であります。まだまだ私は若輩の身でありますので、議員の各位、並びに当局の皆様におかれましては、今任期も引き続き御指導、御助力をくださいますようお願い申し上げます。

私は、肝に銘じていることがございます。それは今回の市議会議員の選挙におきまして、直接私に御支援をくださった方のみならず、すべからず全ての市民の皆様のために働かせていただくということです。昨年の7月、多くの方々のお力をいただき、市政に初めて参画をさせていただいてから、早いもので11カ月が過ぎようとしています。改めて、その責務の重さを痛感するとともに、より謙虚に、より気を引き締めて、串間市のために、串間市民のために、そしてこれから生まれてくる子どもたちのためにも、今後もあふれる情熱と希望を胸に、一つ一つの課題の解決に向けて取り組んでまいりたい決意でございます。

今、全国どこへ行っても地方創生が叫ばれております。我が自治体の生き残りをかけて全国一斉に取り組むわけですから、熾烈な競争にさらされるわけです。まさに、オール串間での戦いが必要なのではないのでしょうか。未来の世代に責任を果たすべき役割がある今を担う我々は、串間の未来の串間につながる目には見えぬきずなを大切に、ふるさと串間づくりに向けて心を1つに、今すぐに改善に向けた取り組みが必要であるこの人口の減少、少子高齢化、財政課題などへの対応、それと同時に、目先のことだけにとらわれず、あらゆる難題に立ち向かい、迷わず前に進んでいかななくてはなりません。我々の勇気により、未来の串間が切り開かれていくこと、このことを切に願ひ、通告に従い質問をさせていただきます。

まずは、政治参画意識についてお伺いをいたします。

4月に行われました統一地方選挙後半戦の宮崎県内の投票率は、市町村の議員選挙、この14選挙区全て記録が残る中で、過去最低を記録をしてしまいました。最も低かったのは、宮崎市議選でございまして、41.79%、6市議選では、串間市が76.41%で最も最高でありましたが、前回よりも1.01ポイント下げたわけでございます。次いで日南市の58.71%、小林市の55.52%、延岡市の54.09%、日向市の53.96%でありました。この数字を見ますと、総体的に見れば串間の投票率は非常に高く、76.41%という数字は、全国的に見ましても評価のできる数字ではあります。しかし残念ながら、過去最低の投票率を更新してしまったのは事実でございまして、特に20代と60代の投票率は、約34ポイントの開きがございます。これを年代別で見ますと、20代が串間市の場合53.10%、30代が68.77%、40代が71.74%、50代が81.75%、60代が87.01%、70代が86.55%、80代が73.74%、90代が39.78%、100歳代が15.79%でございます。

そこで伺いますが、選挙管理委員会としては、今回の市議会議員選挙の投票率をどのように見ておられるのか、見解を伺います。

次に、串間創生に向けた取り組みについて伺いをいたします。

今、御承知のとおり、全国各地では地方創生に関する総合戦略策定が進められております。国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を受けて、全ての都道府県と市町村、2016年の3月末までに総合戦略をつくることになっているからです。政府として、初めて本格的に人口減少問題の克服に取り組むのでありまして、地方を主役に添え、各府省庁の縦割りを廃止し、地方が主役となり、地域特性に応じた地方創生を展開するという点では、これまでの地域活性化とは異なります。

石破地方創生大臣は、主役は地方にあることを強調する意味で、国は伴走型の支援者として情報支援、人材支援、財政支援を行うと述べています。地方創生関連法のこの成立によりまして、地方自治体は国からの指示待ちではなく、みずからの地域の重要課題は地域みずからが考える時代となりました。

そこで伺いをいたします。もちろん串間市も人口減少対策や地域活性化に向け、この平成27年度中に5カ年計画の総合戦略を策定する努力義務というのが課せられていることになっておりますが、今後のその策定に向けたスケジュールは一体どのようになっているのか、具体的に示してほしいのですが、いかがでしょうか。

次に、人口減少対策へのお尋ねです。

本市における人口は、5月1日の時点で、1万8,889人となっております。ちょうど4年前と比較をいたしますと、1,287名の減少となっております。この人口流出に歯どめがかからない中で、串間市においてもまち・ひと・しごとをいかに戦略化するかであります。人口減少対策を最重要課題とし、真剣に向き合うべきであると考えます。

市長は、本市の人口減少対策をどのように考えておられるのか、率直な御意見を伺います。

次に、農政について伺います。

今、国が進めている皆さん御存じの中間管理機構による土地の賃貸借契約は、借り手よりも貸し手が多く、思うほど、その実態が機能していないと感じられます。また、この串間市でも生産法人というよりも、個人での貸し借りによる生産がなされ、年々その高齢化が進んでおり、このままの状況では、ますます耕作放棄地が発生すると推測されております。

そこで、耕作放棄地の発生防止並びに解消を推進としているわけですが、このような現状を踏まえ、どのような対策を考えておられるのか伺いをいたします。

また、甘藷を植えない11月から4月並びに5月までの畑の有効活用をするために、JA串間市大東食用甘藷産地再生協議会が串間市の補助を受けて麦栽培に取り組みました。品質や適性を調査したとのことですが、結果につきましては、今月中にはわかるとの答弁が昨日ございましたが、この麦の栽培が甘藷の品質向

上につながることも期待したいものです。

当局といたしましては、この麦栽培の将来性を現状どのように捉えておられるのか、お伺いをいたします。次に、消防団の取り組みについて伺います。

5月29日に発生いたしました口永良部島の新岳の爆発的な噴火では、幸いにも犠牲者が1人も出ませんでした。島は薩南諸島最大の火山島でございまして、昭和以降だけでも噴火を10回近く経験しておりまして、その中で積み上げた教訓があるわけです。昨年8月、34年ぶりに噴火した際には、防災マップを見直して、避難場所を変更するなど対策を練り上げたことも安全な避難に寄与いたしました。

鹿児島県屋久島町によりますと、実は島には警察官や消防士がおりませんで、医師もことしの4月によく1人が常駐を始めたばかりでありまして、この島民を守っているのは、実は消防団でございまして、今回の噴火でも、その島民の安全確認に尽力をしたということです。

串間の場合は、火山、これは想定しがたいにしろ、火災のみならず、今後十分起こり得る南海トラフ地震等による災害、それも想定されており、また、近年多発する豪雨や台風等の風水害は頻発しているのが現状です。

実は最近、私は、この消防団の分野でも全国で女性が活躍していると伺いました。消防団と聞きますと、男性だけの世界だと思われがちですが、今、この分野でも女性の力が大いに支えとなっているとのことです。

そこで、現在のこの串間市の女性消防団員数と、その活動内容は、どのようなものなのかお尋ねいたします。次に、串間温泉いこいの里についてお伺いをいたします。

再公募となりましたいこいの里の指定管理者ですが、現在、募集要項の配付を行っております。再公募に当たっては、公募に必要な資格、条件を一部緩和するなどの措置がとられておりまして、今後の動向を注視するものです。6月16日まで募集要項を配付するとのことでありますが、担当課には、現在、問い合わせ等の何かしらのリアクションは来ているのか、お尋ねをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。あとは質問席から行います。(降壇)

○市長(野辺修光君) (登壇) 木代議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、総合戦略策定に向けたスケジュールについてのお尋ねであります。国の地方創生先行型の交付金を活用した地方版総合戦略基礎調査業務を現在行っているところであります。10月末を目途に、総合戦略を策定するよう指示しているところであります。

次に、本市の人口減少対策をどう考えているのかというお尋ねであったと思いますが、少子高齢化等、人口減少問題は喫緊の課題であると重く受けとめ、本市のまちづくりの指針である第5次長期総合計画にも、人口減少を克服する仕組みづくりを掲げ、これまでも取り組んできているところであります。

しかしながら、人口減少問題は一自治体では解決できない問題であります。今回の国の地方創生の取り組みは、本市にとりましても最重要課題であると受けとめ、本市の地方創生に向け得た取り組みとして、串間市地域創生対策推進委員会をいち早く昨年の10月に発足させるとともに、国の地方創生人材支援制度を活用し、総務省より矢後雅司氏を地方創生特命部長としてお迎えし、組織体制を整えたところであります。

今般の国の地方創生の取り組みをチャンスと捉え、何としても本市の活性化、人口減少対策につなげなければならないと考えているところであります。

以下、それぞれの主管課長等より答弁がございまして。(降壇)

○選挙管理委員長(中澤征史君) (登壇) 串間市議会議員選挙における投票率についての御質問でしたが、本当に身近な、一番身近な選挙でありながら、最低の投票率を記録したところでございまして。本当に1%でしたが、惜しかったなという気持ちがあるとともに、全国的に見て投票率がだんだんと悪くなっておる中においては、串間市は何とかなったんじゃないかとほっとした気持ちもあつたところでございまして。やっぱり要因といたしましては、若者層の投票率の低さ、さらには高齢化率の上昇に伴う高齢者層の投票率低下が上げら

れるかと思えます。

若者層につきましては、学校教育と連携しまして、児童生徒によるポスター、習字などの募集及び投票箱等の貸し出しと行っているところではありますが、もっと政治を身近に感じ、選挙の意義や重要性を理解していただけるような取り組みを進めていかなければならないと考えております。

また高齢者につきましては、スロープの設置による段差解消や期日前投票制度についてさらなる周知を図り、安心して投票行動が行われるような環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。(降壇)

○**消防長(井上雄次君)** (登壇) お答えいたします。

串間市消防団員は総員640名で、そのうち女性消防団員数は5名となっております。女性消防団員の活動状況については各種訓練や式典などへの参加などソフト面での活動を主な業務としております。また近年は、全国女性消防団員活性化大会及び宮崎県女性消防団員活性化大会などに参加され、女性団員間の幅広いネットワークづくりに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。(降壇)

○**商工観光スポーツランド推進課長(高橋一哉君)** (登壇) お答えいたします。

串間温泉いこいの里の指定管理者の再公募の現時点での反応につきましては、5月28日に公募を開始しまして以降、数社から問い合わせをいただいているところであります。

今後6月16日に申請の条件となっております現地説明会を開催し、6月30日が申請書の提出締切日となっておりますので、引き続き問い合わせ等があった際には丁寧な対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。(降壇)

○**農業振興課長(吉国保信君)** (登壇) まず、農地中間管理事業の推進対策についての御質問でございますが、農地中間管理機構の事業の平成26年度における県全体の実績につきましては、目標面積2,265ヘクタールに対して374ヘクタール、16.5%であり、このうち本市の実績としましてはみのさき地区などモデル地区として推進した結果、14.3ヘクタールの農地を中心経営体へ利用集積したところであります。

農地中間管理事業につきましては、制度の周知不足や各種委員に対する抵抗感などさまざまな課題があるものと認識しているところでありますが、本市としましては地域リーダーや関係機関、団体と連携を密にしながら、農地利用改善団体を中心に事業推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また耕作放棄地につきましても、地域の大きな課題となっておりますので、農地中間管理事業と耕作放棄地再生利用対策事業を一体的に推進するなど、制度がよりよく効果的に機能するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、麦の実証試験と将来性についての御質問でございました。

麦の実証試験につきましては、小麦10アール、裸麦20アールを作付し、収量につきましては、小麦、裸麦ともに計画を上回る結果が得られましたが、一方では、品質については、4月の天候不順により穂の黒ずみがやや認められ、課題も残されたところでもあります。裏作としての麦は、食用甘藷の品質向上効果が期待され、また、県内のみそ、しょうゆメーカーから関心をいただくなど食品産業との連携も期待できますことから、本年度も引き続き実証に取り組み、作付面積の拡大を図りますとともに、麦収穫後に作付されました食用甘藷の品質等に及ぼす影響を含め検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。(降壇)

○**2番(木代誠一郎君)** ありがとうございます。

それでは、質問席から質問をさせていただきます。

まず、冒頭、投票率のことについてお伺いをしましたけれども、今回の市議選においては、市選挙管理委員会のほうで候補者の顔写真、そして政策を載せた選挙公報というものを、今回初めて発行をしていただきました。これを見ますと、どの候補者がどのようなことを訴えているのか、市民の皆様の判断材料の1つになったと思うわけなんですけれども。これが全世帯に配付をされまして、多くの市民が目を通していたのを私もしっかりと見ております。選挙管理委員会の御努力に、まず感謝を申し上げたいと思います。

この選挙公報自体が、実際どれだけ投票率に結びついたかというのは、もうそこはちょっと数字であらわすのは難しいですし、わかりかねますが、4年前と比較して、1ポイントしか下がらなかったということを見てみれば、少なからず効果はあったんじゃないかなというふうに感じているわけです。

期日前投票が今回の統一地方選では軒並み、全国区で見ましても、ふえておりまして、自治体によりましては、期日前投票が4割増しとなった自治体もありました。また、宮崎県議会議員選挙でも期日前投票が増加したというような報道もございまして、投票率の低空飛行が続いている中で、期日前投票の便利さというものを選挙管理委員会としても、もっとPRしてもいいのではないかなと私は感じております。

そこでお尋ねですが、期日前投票、これは今回の市議選において全体の何%であったのか。また、前回、つまりは平成23年に行われた市議選、そして前々回、平成19年の選挙と比較した期日前投票の比較というのはどうなっているか、お伺いをいたします。

○選挙管理事務局長（田中良嗣君） お答えします。

平成27年4月26日執行の串間市議会議員選挙における期日前投票率についてであります。期日前投票者数3,043名、投票総数1万2,608名でございましたので、期日前投票率は24.14%となっております。

次に、平成23年及び平成19年の期日前投票率との比較でございますが、平成23年の期日前投票率が16.52%でございましたので、今回と比較しますと7.62ポイントの増加となっております。また、平成19年の期日前投票率は、14.04%でございましたので、10.1ポイントの増加となっております。今後とも、期日前投票制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（木代誠一郎君） 年々上昇をしているということがわかりました。この選挙権というのは、もうこれは国民主権の根幹でございますので、我々議会人としても、政治参画意識というものの向上は、我々としても常に努力をしていかなければいけないという、必要なのは言うまでもありません。大きな責任を私たちも感じているところでございます。

また、今後とも、さまざまな提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

さて、今回の市議選におきましては、私、選挙期間中も市のホームページを毎日チェックをさせていただいておりましたけれども、残念ながらホームページの中では、投票の呼びかけというのが、残念ながら一切ございませんでした。宮崎市を見ますと、トップページにはもう異常なほど大きく市議会議員選挙の投票を呼びかける表示が出ておりまして、逆を言えば、これは宮崎市側の危機感のあらわれじゃないかなというふう感じたところでございます。

率直に伺いますけれども、これはホームページにはなぜ投票を促す案内というのを一切載せなかったのでしょうか。

○選挙管理事務局長（田中良嗣君） お答えします。

ホームページ等での広報についてであります。平成27年4月1日に第18回統一地方選挙のタイトルで記事を掲載し、投票日や投票時間、投票場所、期日前投票の期間や時間等のお知らせを行っております。ただ、記事につきましては、市のホームページの新着情報や各課からの情報からごらんいただくことができる状況で

ございましたが、市民の皆様にはわかりやすく伝えるためにも、記事の掲載方法等につきましては改善をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○2番（木代誠一郎君） やはり、どうしても探して情報を、選挙の投票に関する案内というものを見つけなきゃいけないというのではなくて、もうトップページを開いたら、1週間、選挙期間の中、あるいは周知を図る1週間前からホームページのほうにしっかりと目立つようにしていけば、今後ますます投票率も改善をしていくんじゃないかなというふうに感じているところです。

次の直近の選挙は、今のところ来年夏の参議院選挙でございますので、ぜひ選管としましては、日本一の投票率を目指して、一緒になってやってまいりましょう。ぜひよろしく願いいたします。

次に、串間創生に向けた取り組みなんですけれども、出生率をまず見てみますと、串間市の場合は、出生率、これは必ずしも最新のデータではないんですけれども、串間市の出生率が1.96、そして先日5日の金曜日に厚労省から発表されました全国2位の宮崎県の平均が1.69なわけですから、串間は全国的に見ましても極めて高いことがわかります。子どもは授かるけれども、進学ないしは就職等で都会に出て行って、そのまま帰ってこない。帰りたくても帰れない。愛郷心が強いと言われる宮崎人、宮崎県民なんですけれども、やっぱり雇用ですとか生活安定の場がなければ、やっぱり現実というのは非常に厳しいわけでございます。

そこで市長にお伺いをいたしますけれども、若年層ですね、若者の雇用機会を創出するという施策、これを積極的に行うことが、やはり地域の人口減少を抑えるためには効果的と私は考えています。若者の働く場をつくるということ、これをどのように市長としてはお考えでしょうか、お尋ねです。

○市長（野辺修光君） 地方創生という視点から雇用の創出というお尋ねであります。国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方の中に、「若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現する」を掲げ、基本目標に置いて、地方における安定した雇用を創出するとして、2020年までの5カ年で、地方での若者雇用を創出する、30万人を目指すとしております。本市の若年層の雇用創出は重要な課題であると認識いたしておりますので、今後の地方版総合戦略にも盛り込んで取り組んでまいりたいと、このように考えているところであります。

○2番（木代誠一郎君） これはもう串間創生に向けて、串間しかできない、内発型の質の高いビジネスモデルというものを確立するということが、これがもう本当にかぎになってくるのではないかなと感じているわけなんです。そうすれば、もう継続は可能であって、若者にとって魅力のある仕事となるわけですね。

ここで事例を挙げさせていただければ、市長を初め当局の皆様も、そして議員各位の皆様も、あ、聞いたことあるよって、それは知ってるよという方もいらっしゃるかもしれませんが、長野県の川上村というところがございまして。ここはいわゆる人づくりからレタス大国へと変貌を遂げた奇跡の村と言われております。このレタス農家の皆さん、平均年収が2,500万円、このような村がどのようにしてでき上がったのかということが、もう非常に私興味がありました。実際にこれ中身を見てみましょう。若者がもうUターンをしてきて、利益の上がる農業が展開されているわけなんです。こういった事例というものを串間なりに取り入れて、しっかり研究するべきだと感じるんですけれども、いかがでしょうか。

○市長（野辺修光君） 御紹介がありました長野県の川上村は、日本一のレタスの産地として有名であるわけですが、攻めの農業と人づくりの重要性を訴えている村でもあります。川上村に限らず先進的な事例は研究する必要があると認識をいたしているところでありますので、参考にさせていただきたいと思っております。

○2番（木代誠一郎君） ぜひ研究に取り組んでいただきたいというふうに思っているわけなんです。

この川上村の場合、土壌づくりとか品種改良、機械化等もあって、農業改革の柱が情報化でありまして、正

確な気象情報とレタスの市況情報というのをうまくリンクさせて、価格が高いときにタイムリーにばっと出荷できるわけなんですね。しかも、村長が取り組んだのは、まず農業の基盤整備ありき、それだけじゃなくて、まずは、あるいは図書館だったりとか、バスの整備だったり、介護、保健事業のそこの充実、そういったところをまず先にやったというわけなんですね。そして何よりもまず人づくり、市長もおっしゃっていただきましたけれども人づくり、こういった事例をぜひ研究していただいて、串間市として学んで生かしてほしいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

矢後部長、矢後部長が串間市に来られましてから、今、3カ月目になるんでしょうかね。この3月議会で市長から若手官僚の派遣と聞いたときに、私は30代半ばか、あるいは30代後半の官僚の方が来られるんじゃないかなと思っていましたけれども、私とちょうど同じ年で同級生でございます、そういうふうに聞いたときは正直驚きました。驚きましたと同時に、大変親近感も感じたわけでございます。ぜひ一緒になって、この串間市、地方創生に向けて、串間創生に向けて取り組んでいきたいと思うわけですが。

今、矢後部長がこの串間で生活をされて、大変毎日お忙しいと思うわけなんですよ。きのうもちょっとせき込んでいらっしゃいましたけれども。そのような慌ただしい中ではあると思うんですけれども、この串間に来られて、今の串間で生活をされての率直な感想、御意見をお伺いしたいと思うんですが。

○**地方創生特命部長（矢後雅司君）** 私が串間市のほうに2カ月余り来まして、串間市に対する率直な意見という御質問ですけれども、今回2カ月余りたちますが、印象としましては、やはり野生馬のいる都井岬ですとか、やはり幸島などの豊かな自然に恵まれているというのが、やはり第一印象でありました。そしてこの地域をよくするために、いろいろと活動されている人たちが本当にたくさんいらっしゃるなというのを思いました。やはり5月に各団体の総会ですとか懇親会などもありまして、そちらのほうにもいろいろと出席をさせていただきまして、いろいろと意見交換をする機会に恵まれたということもありますし、やはり活動されている方がたくさんいらっしゃるの、その方々と一緒になって、今後、地方創生の取り組みを考えていきたいということも思いました。

また、今回、私を受け入れてくださった串間市役所の職員の方を初めとして、地域の方々も皆さんとても優しく、職場に行くときに、挨拶していただいたりとか、いろいろとお話をしていただけるような、そういう環境にもありますので、温かく迎えていただいたというのが率直な感想であります。

今回、串間市のほうに来させていただきまして、やはり問題だなというところも感じていたところもありまして、やはりそれは、中心市街地の活性化ということで、今回、私、プロジェクトチームのリーダーを務めさせていただくことになりましたけれども、やはりシャッター通りの商店街ですとか、やはり人通りが少ないというか、やはり車社会ということもあると思うんですけれども、やはり人通りが少ない駅前ですとか、あと人の乗りおりが少ない駅ですとか、そういうところはやはり寂しい状況にありますので、そこは何とかしていきたいなということは思いました。

また、中高生の方が遊ぶような施設とか、そういうようなものもないのかなというところが率直な印象でありました。

また、先ほど都井岬という話もありましたけれども、やはりこの前、5月23日に都井岬での馬追いのほうにも参加させていただいたんですけれども、雨が降っているということもありましたけれども、観光客の方とても少ないなというところは感じました。私、東京にいるときから、都井岬というのは行ったことはなかったんですけれども、聞いたことはありましたので、どういうところなんだろうという、楽しみにしていたところがあったんですけれども。それで馬追いのほうにも参加したんですけれども、そういう状況で、今後、都井岬を初めとした観光振興ということも重要な課題だなと思った次第です。

以上です。

○2番（木代誠一郎君） ありがとうございます。

特命部長として、正直、こういった質問はなかなか言いづらいところもあるのではないかなと察します。今、おっしゃっていただいたように、いいところもあれば悪いところもだんだんと見えてきたのではないのでしょうか。

矢後部長にはぜひたくさんの方と交流をしていただきたいと思いますし、私は3月議会で、地方創生特命部長に就任される方には、庁内のみならず、もうどんどん外に出て行ってほしい、アグレッシブに外に出て行って意見交換をしてほしい、いろいろ感じてほしいということ要望した次第です。驚くほどアグレッシブに矢後部長、活動されていらっしゃいますので、大変うれしく感じております。

ですが、体が大事、体が資本ですので、体調管理、御健康には十分御留意いただきたいというふうに思っております。

さて、先ほど市役所のホームページの話をしていただきましたけれども、私、毎日拝見をさせていただいております。皆さん、お気づきでしょうけれども、少しずつホームページが今変わり始めております。まだまだ発展途上であるというのは否めないわけですが、対外発信とも言えるこの市のホームページの改善に向けて、私はもう非常に期待をしているんですね。

ここでぜひ、せっかく串間に矢後部長が総務省を退職されて特命部長として来られたわけですから、このホームページの中で、例えば矢後部長がどこどこに出かけたとか、きょうはこんなことを考えさせられたよとか、市民に対する呼びかけだったりとか、あるいはもうこんなものを私食べましたとか、そういった気さくなものでもいいと思うんですね。そういったものを、この市のホームページに矢後部長の特設コーナーみたいなものを設けてはどうかというふうに考えるんですけど、いかがでしょうか。

○地方創生特命部長（矢後雅司君） 串間市のホームページに私の特設コーナーを設けてはどうかという木代議員からのお尋ねでございます。情報発信につきましては、やはり先ほど議員のほうからもありましたけれども、やはりわかりやすく、タイムリーに、検索がしやすいですとか、そのような形で情報を市民の皆様が発信することが重要だと私も同様に考えております。

今回、広報くしまの6月1日号より、私のコーナーを設けさせていただきまして、情報発信を開始したところであります。

ホームページの特設コーナーにつきましても、担当のほうには開設の準備を指示しておりまして、準備が整い次第、ホームページを活用して情報発信のほうをさせていただければと思っております。

あわせまして、フェイスブックなども、近年というか、情報発信の1つの大きいツールとしてありますので、そちらの活用も検討したいと考えております。

以上です。

○2番（木代誠一郎君） やはり情報発信の要というのは、1つ、やっぱり私はこの市のホームページであると考えているんですね。先日、パナップさんが主催で行われた矢後部長の講演会で、矢後部長もホームページの話がされましたけれども、今後当局としては、どのように変えていこうというふうに考えていらっしゃるのかということなんですね。ここでも若手の職員のアイデアをどんどん取り入れてほしいというふうに私考えているんですけども、いかがでしょうか。

○総合政策課長（諏訪園達夫君） お答えいたします。

先ほど来、部長のほうからホームページの御答弁がありましたけれども、部長からも指示をいただいております。現在のホームページにつきましては、リニューアルを検討中であります。

もちろん若手職員のアイデアも取り入れながら、市民の皆さんの意見も反映させながら、新システムの選定を行って、早い時期にリニューアルをしたいと考えております。

以上です。

○2番(木代誠一郎君) ぜひとも閲覧される方、見る方が楽しめるようなホームページにしていってほしいなというふうに感じています。

このホームページは皆さんパソコンだけではなく、もちろん当局の皆様、また議員の皆さんがお持ちのスマートフォンなんかでも、市のホームページというのは実際見られるわけなんですけれども、私のようにしばしばスマートフォンなんかでホームページを見るという方も多いと思うんですね。市外ないしは県外の方も、そのような方が多いんじゃないかなというふうに思っているんですね。そこで、今後市のホームページもスマートフォン、スマホ対応に閲覧可能にするということも、これは検討の1つに入れていいんじゃないかなというふうに私考えているんですけれども、御検討いただけますでしょうか。

○総合政策課長(諏訪園達夫君) お答えいたします。

スマートフォンの対応なんですけれども、これも検討の中に入れておきまして、串間のホームページがスマートフォンやアイフォンに対応しておりませんので、市民の方々に御不便をおかけしていることも十分承知しております。現在、ホームページのリニューアルを検討しておりますので、スマートフォン等の対応も考慮していきたいと考えております。

以上です。

○2番(木代誠一郎君) ぜひこれは前向きにお願いしておきます。

次に、まちなか創生特命チームについてお尋ねをいたします。

30代を中心としました若手職員22名で構成されるまちなか創生特命チームを先日発足させました。その狙いというのは一体どこにあるのかということがまず1点。2点目、それとどなたの発案なのか、これをお伺いします。

○総務課長(田中良嗣君) お答えします。

まちなか創生特命チームの件でございますが、このことにつきましては、4月に開催しました調整会議におきまして、「串間市中心市街地まちづくり」についてを議題といたしました。この中で、事業実施に向けたスケジュール及び実施計画策定に向けた組織体制について協議を行っております。

この計画につきましては、全庁挙げて取り組む必要性にかんがみまして、庁内組織としては従来の幹部職員で構成するのではなくて、次の世代、またその次の世代を担う若手の職員を中心にプロジェクトチームにすべきとの意見が多数を占めました。したがって、この調整会議の総意として確認をされたといったところでございます。

以上でございます。

○2番(木代誠一郎君) わかりました。

今ございましたとおり、このまちなか創生特命チームというのは、非常に若いメンバーで構成をされているわけですね。これは庁内のみならず市内の若者ないしは若手団体と積極的に、かつ強力で連携していくことが必要不可欠なんじゃないかなと私は考えているわけなんです。どのような認識をお持ちでしょう。

○総務課長(田中良嗣君) お答えします。

各種団体との連携、これにつきましては、もう当然でございます。推進体制につきましては、この庁内で組織するプロジェクトチームのほかに、大学、国、県の関係機関、経済団体等で組織する仮称ではございますが串間市中心市街地まちづくり会議、その下部組織として、運営組織検討部会、ソフト戦略部会、施設整備部会の3つの部会を設けることにしております。当然ながら、下部組織の中には、JA青年部など各種団体にも参画していただく考えでありますので、今後、官民一体となった連携と協力体制のもとに推進していくということになるものでございます。

以上でございます。

○2番（木代誠一郎君） このまちなか創生特命チーム、せっかく発足したわけです。市内としては、この若手メンバーが伸び伸びと思い切り活躍できる環境を全力で幹部の皆様にはつくってほしいですし、これは私の願いですけれども、やはり同じ同世代として若手メンバーが失敗を恐れず、串間のために前向きに頑張っていく姿勢、これが今出ているわけですから、刺激になりますし、協力を私としてもさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、ICTの利活用についてお尋ねをいたします。

総務省は、自治体におけるICTの利活用の促進、これを総務省としてはやっているわけです。しかし、この串間市議会におきましても、何年も前から何度も何度も何度も取り上げられておりますが、なかなか進展がないというのが実情です。総務省出身の矢後部長も、このICTの利活用ですとか、Wi-Fiの環境の整備の重要性について、非常に御理解があるかと存じます。

そこで、改めてなんですけれども、串間市におけるICTの利活用の可能性について、今後の可能性ですとか展望を含めた見解を伺います。

○総合政策課長（諏訪園達夫君） お答えいたします。

ICTの可能性につきましては、地域サービスの向上、柔軟な就労環境の整備などが可能になり、それに伴い新産業の創出が見込まれているところであります。

本市といたしましては、地方版総合戦略を策定する中で、国からの情報収集、成功事例などを参考にしながら、各課と連携を図りながら検討していきたいと考えているところです。

以上です。

○2番（木代誠一郎君） 今、矢後部長が来られたわけですし、私としては非常に大きなチャンス、きっかけであるかなというふうに捉えているわけですね。このWi-Fiの環境の整備は、昨日も出ましたけれども、Wi-Fiの環境の整備、ICTの利活用、介護や医療、そして教育の分野、さまざまな面においても非常に革新的な利活用ができるわけですので、ぜひこれはチャンスと捉えて頑張っていたいただければというふうに私としては感じております。

続きまして、広域連合のことについてちょっと伺いたいですけれども、3月に県南部広域観光協議会が設立されまして、4月には野辺市長も石破大臣と面会をされたと思うんですけれども、この広域連合での取り組みというのは評価できるものです。地域の観光振興を図るためには、地域で実施する事業のほかに、地域を超えて、より広域に効果が及ぶ、その広い視点での観光施策が不可欠となってきているんですね。

本市としても、お隣の日南市、そして県境を越えた志布志市の3市による広域観光連携協議会を、これを発足させて、行政レベルのみならずあらゆる協働のもとに、広域化、高度化するニーズに対応して、それぞれの地域の風土、歴史、文化及び産業を尊重した観光の魅力をお互いに高める、相互に観光客を誘致する、促進させる、これは次世代の継承につながるような事業を展開していく、こういうことが、もう地方創生に、串間創生に合わせて必要じゃないかなと考えているんです。

つまり経済圏が日南、串間、志布志、非常に近うございます。それぞれの県境を越えた、より緊密な地方創生版ともいえる湾岸エリア連合が今こそ必要ではないでしょうか。見解を伺います。

○市長（野辺修光君） 地方創生の視点から、広域連携が必要じゃないかというお尋ねであろうかと思いますが、広域連携の取り組みにつきましては、現在、観光、交通、道路などさまざまな分野で広域的行政課題の協議や事務の共同処理など連携した取り組みを行っておるところであります、民間レベルでも活発に経済交流を行っておるところであります。

こうした官民の交流を背景に、志布志湾岸圏域が一体となって共通の課題、例えば雇用の解決を図ることも

1つの有効な施策ではないかと認識しておるところであります。しかし、合意形成には時間を要することから、まずは取り組みやすい分野から広域連携を進めていかなければならないと考えているところでもあります。

○2番（木代誠一郎君） これはもう非常に積極的な攻めの取り組みだと思っています。このやり方によっては、もう本市の観光、そして商業振興のあり方というのが、もうがらっと変わる、展開していくような、そういった連携が必要であると思っています。確かに今市長がおっしゃいましたように時間はかかると思いますが、これは前向きに取り組んでいただきたいと思っています。

次に、女性消防団員の加入について伺います。

先ほど答弁がございましたけれども、この女性団員の主な任務というのは、地域での防火指導ですとか広報活動など、いわゆるソフト面での御答弁がございました。火災現場で消火活動に当たる男性隊員とやはり異なりまして、火災を未然に防ぐための予防活動ですとか、防災意識を向上するための広報活動なども全国的にもされているということですね。

そこで、日ごろの活動には、やはり女性の力が不可欠だと考えているんです。串間の人口を見ますと、非常に女性が占める割合が多ございます。その中で、今後、女性消防団員の加入促進に力を入れるべきだと私は考えるんですけれども、どのように捉えていますでしょうか。

○消防長（井上雄次君） お答えいたします。

女性消防団員の加入促進につきましては、高齢者住宅などの指導など女性ならではの効果が期待できることから、今後は消防団幹部会議などにおいて協議を図ってまいりたいと思います。

○2番（木代誠一郎君） ぜひお願いしをいたします。

そしてもう一つ、市の新規採用の職員についてなんですけれども、ほかの自治体でも、例えば2年とか任期つきで地元の消防団への入団研修というのがなされているわけなんです。消防長もよく御存じだと思いますけれども。串間市としてはそのような取り組みできないでしょうか。

○消防長（井上雄次君） 消防団に所属している市職員は現在38名となり、それぞれの部に所属し、消防団活動に従事しております。消防団員は大規模な災害の際には各地域の実情に精通した地域住民で構成されている消防団が重要な活動果たすことなどから、引き続き新規採用職員庁内研修などを活用し、消防団加入促進を図ってまいります。

以上でございます。

○2番（木代誠一郎君） ぜひ、市の若手職員に関しても、どんどんと加入促進を促していただきたいと思っておりますし、平成25年度には、公務員も消防団として入団できるという法律改正がなされたわけですから、前向きに取り組んでいただきたいなというふうに感じているところです。

次に、新しい中学校についてのお尋ねをさせていただきます。

この新しい中学校の名前、名称を串間中学校とする条例改正案が出ておりますね。名前については、昨日も出ましたけれども、正解だと、これが100点だというものはないと思っておりますし、さまざまな御意見、賛否両論があるのは私も重々承知をいたしております。

私がこれは大事だと思うのは、この串間中学校という名前にどんな思い、魂を込めたかが私は重要だと思っているんです。ただ単に、ああ、数が多かったから、多数決で決めたからと、そんなんじゃないと思うんですよ。

教育長、教育長は、この串間中学校という名前、どのような思いを込めてこの校名にしたのか、その思いをちょっと聞かせてください。

○教育長（土肥昭彦君） お答えいたします。

この内容につきましては、昨日の武田浩一議員にお答えをしたわけでございます。お尋ねの串間中学校の学

校名に対する私の思いについてお尋ねでございます。学校名の応募の際、学校名を串間中学校として応募した理由にもありましたけれども、串間市の唯一の中学校になることや、子どもたちに串間であることを誇りに思ってもらいたい、こういうことの思いがございました。また、開校後、新しい中学校の生徒たちが串間中学校の生徒として学業やスポーツ分野などさまざまなところで活躍し、串間中学校ということを、串間市民の誇りとして、市外、県外の方々に広く知っていただくことを期待しているところでございます。

以上です。

○2番（木代誠一郎君） なぜこういうことを伺いましたというと、名前といいますのは、親からもらう最初で最高のプレゼントだとよく言いますよね。やはりその思いに恥じないように、学校づくりを進めていただきたいと、そのような思いを込めて、そういう質問をさせていただきました。

次に、新中学校づくりに向けた動きなんですけれども、学校再編だよりとか、そういった情報発信が本当に私少ないと今思っているんですね。市民の方からの声、市民の方から、木代君、何も今は聞かないけれど、学校の話とか聞くけど、本当に話を進めているのかと、そういった声をよく耳にします。学校再編だよりというものは教育長も刊行しますというのはおっしゃっていますけれども、何々が決定したから刊行しますとかそういうのではなくて、例えば途中経過ですとか、どこどこでどういう議論があって、どのように行われているかの途中経過でもいいと思うんですね。本当に数ページでも、分厚くなくてもいい、数ページでもいいと思うんですね。まめにやはり刊行すべきだと私は思うんですね、市民の方々に。あるいは広報くしま等でページを割いて、ページ下半分だけでもいいですから使って、小まめな情報発信、状況提供に努めるべきだと私は考えているんですね。どのような御見解をお持ちでしょうか。

○学校政策課長（野辺幸治君） お答えします。

新しい中学校づくりに関しての途中経過などの情報発信についてのお尋ねでございます。

新しい中学校平成29年4月の開校に向けてどのように進められているか、その進捗状況を関係学校や地域の方々に報告していくことはとても重要でございます。今議会でもお願いしております新しい中学校の学校名の条例案の議決をいただきましたら、正式に学校名が串間中学校と決まりますので、新しい中学校の校章の公募を行うこととしております。

また、新しい中学校づくり推進委員会や7つの部会についても、学校名決定後には、本格的な庁議を進めていく計画でございますので、その庁議の決定事項については、これまで学校再編だよりから新しい中学校づくり推進だよりとして随時発行するとともに、市の広報紙でも新しい中学校に関する特集を掲載してまいります。

以上でございます。

○2番（木代誠一郎君） ぜひまめな情報発信をお願いしたいと思います。

現段階でも私が申し上げましたように、情報発信が少な過ぎなわけですし、そういった情報発信というものを、今度は市のホームページを活用していくべきだというふうに考えますけれども、御見解を伺います。

○学校政策課長（野辺幸治君） お答えします。

新しい中学校づくりに関しての市のホームページの情報アップについてのお尋ねでございます。

新しい中学校づくりに関しての情報は、先ほど答弁しましたように、新しい中学校づくり推進だよりを随時発行するとともに、市の広報紙でも新しい中学校に関する特集を掲載してまいります。あわせて市のホームページにも特集コーナーを設けておりますので、随時これらの情報や今後の計画等についてアップしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（木代誠一郎君） わかりました。日本一の中学校を目指していただきたい、そのような思いも私は

持っております。

この新しい中学校づくり推進委員会において、例えば教育課程等のソフト面においては、どのような進捗状況が今なされているのか、お伺いをいたします。

○教育長（土肥昭彦君） お答えいたします。

私はこのことがやはり新しい中学校づくりの中で一番大切な部分ではなかろうかというふうにも思っております。新しい中学校では、よりよい環境で学習に取り組めるよう学校施設の整備を行うとともに、確かな学力の定着を図るために各教科に専門の教員を可能な限り配置し、県の加配や市の加配を活用し少人数指導の充実に取り組んでまいりたいと思っております。

また、充実した学校生活をおくるためには、部活動においても興味、関心に応じた選択肢を用意することが大切であります。生徒がふえることにより部活動の種類をふやすことができ、自分で選んだ部活動で切磋琢磨し合うことができます。また、特色のある部活の創設や外部指導者を活用した部活動の推進などについて検討してまいりたいと考えております。

あわせて、連携型中高一貫校の設置により中学校と福島高校とで6年間を見通した教育活動が展開され、授業や体験活動、部活動などで交流を深めたり、地域に根差した体験活動を充実させたりすることができることから、福島高等学校をより魅力的な学校にするとともに、新しい中学校の魅力と教育課程の充実につなげることができると考えております。

以上です。

○2番（木代誠一郎君） 今、教育長がおっしゃったように、一番大事な要素は、やはりソフト面だというふうにも私も同感でございます。期待をしておりますので、串間中学校という名に恥じない中学校づくりを鋭意進めていただきたいと思います。

公職選挙法、20歳から18歳に引き下げ、この法案が衆議院で全会一致で可決されまして、今、参議院のほうに送られたわけでございますね。今のところ、報道等によりますと、6月下旬までに可決成立するのではないか、来年の夏の参議院選挙には18歳の未成年の方も投票できるというような話になっているわけです。新しく生まれる有権者の数はおよそ240万人と言われております。ですが、若者の政治に対する無関心、そういった取り組むべき課題というものは山積しているように思います。

であるならば、教育長、今まさに私がずっと申し上げている子ども議会、これに本腰を入れるべきではないでしょうか。早期にもう実現をお願いしたいというふうに思っているわけです。

また、もう一つ、この法律改正、成立した暁には、市内の学校に傍聴に来てくれと、どんどん来てくれと、小学生でもいい、中学生でもいい、高校生でもいい、積極的に議会に傍聴に足を運んできてください、そういった呼びかけ、必要なのではないかなと思います。いかがでしょう。

○教育長（土肥昭彦君） お答えいたします。

木代議員から毎回のように、子ども議会についての御質問を受けておるわけでありまして、この子ども議会につきましても、引き続き現在検討、協議をしているところでございますけれども、教育委員会といたしましては、市内の小中学校の代表の児童生徒に集まっただきながら、児童会、生徒会活動などの、そういった身近な取り組みを通して、串間のこと、あるいは串間市の将来のことを話し合っただきような子ども会議の開催についても、あわせて協議しているところでございます。議員から御提案のございます子ども議会については、所管課がどこになるかも含めて、引き続き協議してまいります。

また、児童生徒の議会傍聴に関する内容についてでございますけれども、今議会については、そういった学校の児童生徒が傍聴に来るという予定はないようでありまして、以前から、そういう機会も捉えて、市内の中学生、特に中学生でございますけれども、傍聴に議会の勉強ということも含めて来ておりますので、今

後もさらに校長会等を通じて働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○2番(木代誠一郎君) 子ども議会につきましては、しつこくて大変申しわけないんですけども、私もくどく言ってまいりますので、実現に向けて引き続き頑張ってくださいなというふうに思うわけですけども。

傍聴に関しましても、ぜひ来てくれと、どんどん教育委員会のほうから呼びかけをしてほしいと思うんですね。政治というものを身近に感じるためには、やはりせつかく串間市議会があるわけですから、傍聴に来ていただいて、そして政治参画意識を高めていただく、ああ、こんなに身近に政治というものはあるんだなというふうなのを感じてもらえれば、やはりそういった子どもたちの意識も変わるんじゃないかなというふうに思っています。

続きまして、都井岬の再興についてお伺いをいたします。

昨日の同僚議員の質問もございました。一部理解しましたので割愛をいたします。旧都井岬観光ホテルの進捗状況については割愛をいたしますけれども、一定の大きな前進ではないかなというふうに見ているわけです。

その中で、3月定例会で議論がございました再開発に伴う水の問題ですね。市長も伺ったところによりますと、さまざまな調査、そして検討するように関係各位に指示を出されたということですけども、現状この水の問題、どうなっているのかお伺いをいたします。

○商工観光スポーツランド推進課長(高橋一哉君) お答えいたします。

都井岬における水の確保につきましては、現在、民宿、都井岬ビジターセンター、公衆トイレなどにおきましては、沢水や雨水を利用しているところであり、一応の確保ができています。しかしながら将来一定規模の施設が整備され、観光客、宿泊客等が増加した場合には、水の需要が増加することが予測され、安定的な水の供給が難しくなると考えており、再開発推進のためにも水の問題の解決は喫緊の課題だと認識しており、今後抜本的な対策の検討が必要であるというふうに考えております。

以上です。

○2番(木代誠一郎君) やはり私がこういうことをお伺いしたのも、都井岬、これは宮崎の宝ではなくて、もう日本の宝なんだと、そういう認識が必要だと思うんですね。都井岬の再興に向けた市長の並々ならぬ執念が必要だと私は感じています。この串間創生の中で都井岬の位置づけ、これはもう最上位としてほしいのですが、どのような御見解をお持ちでしょうか。

○市長(野辺修光君) 都井岬の再開発についてのお尋ねであります。都井岬は串間市を代表する観光地でもあるわけでありまして、またほかに類を見ない自然、資源の宝庫でもあります。東九州自動車道が完成した際にも、市外からのお客様をひきつけるメーンの場所であると考えられますことから、今後の開発振興策は重要なポイントであると考えているところであります。

○2番(木代誠一郎君) 都井岬の再興に向けて、私たちも協力を惜しみません。一丸となってスピード感を持って取り組んでいかなくてはならないと、そのように感じています。

続きまして、いこいの里についてでございますけれども、1点だけちょっとお伺いしたいんですが、現在の指定管理者の運営が続いているわけなんですけれども、現在の指定管理者側には当局としてはどのような指導、あるいは指針を伝えているのでしょうか。また、現指定管理者さん側からはどのような要望が当局に来ているのかをちょっと伺いたいんですけども。

○商工観光スポーツランド推進課長(高橋一哉君) お答えいたします。

現指定管理者に対しましては、次期指定管理者が決定し、その者との引き継ぎが完了した時点が指定の取り

消し日というふうにしてるところでありますので、次の指定管理者との引き継ぎが完了するまでは、経営を続けることになっているとこであります。すなわちそれまでの期間は引き続き適正な施設管理、積極的かつ丁寧な営業活動、省エネへの取り組みなど経営改善に努めていただくようお願いをいたしております。

また、現指定管理者からの要望でございますけれども、これまでは回数券の発行とか照明のLED化、そういったもの、これにつきましては、条例改正もしくは現在進めておりますLED化などによって対応しているところがございます。

直近におきましては、議員各位も御承知のとおり、厳しい経営状態と累積赤字がございますことから、できるだけ早く次期指定管理者を選定してもらいたいとの要望があるところがございますので、現在、鋭意次期指定管理者の選定作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○2番（木代誠一郎君） こういった事態になりましたのは、現指定管理者さん側にとっても1つ想定外のことではなかったのかなというふうに感じていますけれども、やはりお客様第一での運営を当局としても考えていただきたいと思えます。

次に、ふるさと納税についてお伺いをいたします。

本年度の平成27年度から串間市にふるさと納税をされた方、進呈する特産品を新しく充実させまして、バリエーションがふえました。反響はいかがでしょうか。

○総合政策課長（諏訪園達夫君） お答えいたします。

ふるさと納税の6月5日現在の実績について、申し込み段階で申し上げますと、75件ありまして、409万5,000円であります。本年度からお礼の品を41種類にふやしたりして制度を見直したこともありました。このおかげで、昨年度より寄附者が多く、おおむね好評を得ているところであります。

以上です。

○2番（木代誠一郎君） おおむね好評をいただいているということでもありますね。

今、このふるさと納税というのは、一部過熱ぎみだなんて言われるんですけども、地場の特産品を自治体が積極的にアピールするということは、私は必ずしも悪いことではないと思うんですけども。しかし、単にお礼品ありきではなくて、地域活性化って何だろう、そういう命題といいますか、難しく言うと。そういったものに真摯に向き合って、活動をして、その結果、ふるさと納税がありますよと、そういったことだと思うんですね。

このふるさと納税の使い方というのをしっかりと公表して、ふるさと納税の本来の目的に純粋に沿った取り組みを進めていくべきだというふうに私考えているんですね。どのように認識をされていますでしょうか。

○総合政策課長（諏訪園達夫君） お答えいたします。

寄附金の使途など、その運用状況につきましては、串間市がんばっどふるさと応援基金に係る寄附金取扱要綱第5条の規定に基づき、毎年1回広報紙やホームページで公表しているところであります。

ふるさと納税に対する最近の全国的傾向として、寄附金の使途について関心が寄せられるようになったこととあり、本市でも同様の問い合わせが数件あったところであります。寄附してくださった方の思いに応えるためにも、関係課と連携し、寄附者の意向に沿った運用をしていきたいと考えております。

以上です。

○2番（木代誠一郎君） 当局としては、このふるさと納税はまさに王道を歩んでほしいなと、私は切に願います。

次に、東九州自動車道と道の駅についてなんですけれども、簡潔に伺いますけれども、昨日、27日と28日に地元説明会を開くということでございました。ただ、まだまだ越えなきやいけないハードルというのは物

すごくあるわけですね。ですから、3月の定例会でもございましたけれども、今こそ今まで以上に当局と議会が一致団結して、陳情、要望活動というのを積極的に行う必要があります。多種多様な人材を巻き込んで要望活動を強化すべきと考えますけれども、当局としての御見解を伺います。

○市長（野辺修光君） 東九州自動車道についてのお尋ねであります。要望活動につきましては、東九州自動車道建設促進日南串間地区協議会、また、日南串間志布志間建設促進協議会及び串間市独自の建設促進協議会など各団体と連携し活動しているところであります。

そのような中、昨年度、全線バイパスの整備方針が決定され、今月には都市計画決定に伴う住民説明会が開かれることになり、各段階における作業が着実に進められているものと感じているところであります。

しかしながら、当路線はいまだ事業化に至っていないことから、本年度は日南、串間、志布志合同での要望活動回数をふやす計画を立てたところでもあります。

また、多種多様な人材による要望活動につきましては、昨年度、串間市建設促進協議会に所属されている団体の若手メンバーを中心に実施し、それぞれの思いを伝えていただいたところでもあります。

本年度につきましては、次世代を担う子どもたちに対しても、このような社会活動を体験させ、地域現状の認識や政治への関心を持たせるなど、高校生の参加も視野に入れて検討しているところでもあります。

早期整備の実現のためには、地域全体が一丸となり、その熱意を伝えることが大事なことでございますので、今後においてもさまざまな視点や発想を持って、関係機関、関係団体と連携を図りつつ、要望活動の強化に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の皆さん方の御支援、御協力をよろしくお願いしたいと思います。

○2番（木代誠一郎君） 協力します。非常に前向きな答弁でよかったなというふうに本当に評価をさせていただきたいと思います。

ただ、東九州道・中心市街地対策課ができたから、ああよかったではなくて、結局は何をするか、どう動くかでありますから、これからより東九州自動車道の整備、事業化に向けて団結して頑張っていかなければならないということです。

次に、道の駅構想についてちょっと伺いたいんですけども、今、いろいろと私のほうでも道の駅、各地のいろんなところを勉強をさせていただいておりますけれども、非常に競争が厳しい、非常に厳しいですね。この競争を勝ち抜くには、民間が行政頼りでもいけないし、行政が補助金をお金をばらまいて民間にさせてすれば、もうそれで事業がうまくいくと過信するのもよくない。非常に難しいところがあります。実際に淘汰されている道の駅というのも、今、出てきているのが現状ですね。

この道の駅構想はまだまだこれからではありますけれども、民間の力というものを最大限に生かすアプローチ、行政から見るとアプローチというものが、どういったものがあるのか。これからだとは思いますが、今の段階からそういったもの、あらゆる角度から想定しておくことが私は必要だと思うんですけども、いかがでしょう。

○東九州道・中心市街地対策課長（横山義仁君） お答えします。

道の駅についてでございますけれども、昨年度、道の駅を核としました串間市中心市街地まちづくり基本計画を策定した際に、大学の先生方を初めまして市民の皆様方、それから市内の各種団体の皆様方と議論していただきました。そして取りまとめさせていただいたところであります。

本年度、基本計画の方針に基づきまして、中心市街地まちづくりに関する具体的なソフト戦略、それから道の駅の運営方法など検討しまして、実施計画を策定する予定にしております。

策定に当たりましては、昨年と同様に、市民の皆様方を初めまして、有識者、市内の各種団体等から構成される組織を立ち上げ、議論していただいて、策定してまいりたいと考えております。

議員御提案のように、市民の方々との連携が最も重要と認識しております。今後とも市民の皆様方との協働を基本にしまして、道の駅整備に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○2番(木代誠一郎君) 結局のところ、道の駅というのは、今、商業施設としての部分が一番大きなウェートを占めるわけでありまして、結局のところはもう消費者がわざわざ高速道路をおりて買ひに行きたいかどうか、もうその1点に尽きると思ひますね。今のうちからしっかりとあらゆる角度から調査をしていただき、事業計画に落とし込んでいただきたいというふうに思ひます。

続きまして、6月から始まりましたがん検診、特定健診についてでございます。

3月の定例会で医療介護課長のほうから、40歳から50代の男性、男性の受診率が特にちょっと低いんだよというような御答弁がありました。これに関しまして、今後の具体的な取り組みというのがあれば、お聞かせください。

○医療介護課長(田中浩二君) お答えします。

胃がん検診等の受診率でございますけれども、議員から御指摘のとおり、40歳、50歳代の、特に男性の受診率が低いということでございます。これにつきましては、どうしてもお仕事を持っていらっしゃるということもございまして、非常に低くなっているところではありますが、この年代にターゲットを絞った取り組みというのは必須であることは御案内のとおりでございます。

その取り組みといたしましては、今年度も日曜日のがん検診、特定健診の同時実施、それから市内事業所等の職域とのタイアップ、そして41歳等の節目の方への検診料の無料化、また、若者にターゲットを絞ったチラシ等の作成等の配付等を行ひまして、それに加えて個別の受診勧奨も力を入れて行ひていき、受診率の向上に努めてまいりたいと思ひます。

以上であります。

○2番(木代誠一郎君) 医療介護課長のリーダーシップのもと、若手の職員の方々が工夫を凝らした広報車を走らせたり、あるいは寸劇等をして啓蒙、啓発活動をされたりですとか、そういった工夫というのは非常に評価をさせていただいております。今後とも鋭意取り組んでいただきたいというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。

厚生労働省が3月にまとめました厚生労働省版の地方創生というものがありまして、3月にですね。まち・ひと・しごと創生サポートプランというものがありました。この中でちょっと検討中とされてはいるものの、うんと思ったのがありまして、やはり人口減少だとか財政難で個別に施設を建てて運営するということが難しいために、児童・子ども、高齢者、そして障害者、この3つの福祉施設を一体に1つで運営するというものが、このプランの中にあります。施設の統合では、1つの建物に、通所介護と小規模保育が同居するというようなイメージなんです。厚生労働省は、一体で運営できるように省令による運用改善ですとか、法律改正も視野に入れているというような話が出ております。

非常に私としては、悶々とするところもあるわけなんですけれども、当局としては、この報道をどのように見えていますでしょうか。

○福祉事務所長(塔尾勝美君) お答えいたします。

児童施設、それから高齢者施設、障害者施設等の一本化についての見解であろうかと思ひます。

それぞれの施設には、それぞれの目的がございますので、例えば乳幼児の児童施設、高齢者施設、それから障害者施設、一緒に過ごすための必要な、まず施設の整備や、そして児童施設でもありますので、子どもたちの見守り等の運営委の基準など、安心安全な施設運営の観点から課題を丁寧に整理していく作業が必要ではないかというふうに思ひます。

以上です。

○2番（木代誠一郎君） 実は、このプランには、さらに介護福祉士さんと保育士さん、この資格を一本化するということが盛り込まれております。検討されております。ただでさえ、介護の現場等は、もう人手が不足しているというのは、もう皆さん十分御承知のとおりだと思っています。

私個人の見解ではありますけれども、高齢者の施設と乳幼児の施設が同一の敷地内にあるというのは理解はできるんですけれども、介護の必要な高齢者と乳幼児の世話が同一の職員によって簡単に、これは可能であるとはちょっと私思わないところがあるんですね。

また、介護福祉士さんと保育士、そして准看護師と、そういったところも専門資格はそもそも専門とする分野というのは大分違うというふうに私は思うんですね。これらを統合するアイデアというのも何か無理があるんじゃないかなと、効率最優先で何かしているんじゃないかなというふうに考えるんですね。

人口減少とか財政難だからといって、安易に1つにまとめるという方向性に向かおうとしている、この厚労省の素案については、私個人としては首をかしげるところではあるんですけれども、当局は、このことについては、どのような御見解でしょうか。

○福祉事務所長（塔尾勝美君） 保育士と介護福祉士の資格の一本化についての御質問であります。

保育士は、乳児、幼児を対象とした保育と、幼児教育の中で子どもたちの発達に携わり、そして一方、介護福祉士は、日常生活の困難な高齢者の身体的な介護や生活の援助を行うというふうに、それぞれ専門的な知識と技術が必要な職種であります。保育士と介護福祉士等の資格を一本化する背景といたしましては、これから団塊の世代が後期高齢者になるという将来に向けての福祉現場での人材不足というのが加速するであろうという厚労省の見解に基づいた今回の検討課題であると思っていますけれども、この資格の一本化は今の水準のままでは膨大な知識を習得する必要がありますので、資格を取りたくても取れない、例えばですね、現状、そしてさらに進んで、知識不足のまま資格取得するおそれ等も今回出てくるのではないかと、そのような課題を今認識をいたしております。

現状のままでのこの計画というのは、ちょっと現場を預かるものとしては懸念が残るというのが実感でございます。

○2番（木代誠一郎君） 私も福祉事務所長とほぼ同じ見解でございます。例えば介護の現場ですとか、もうパンク寸前でございます。本当に人手不足で現場は戦争のような状況になっているというのが現状であります。

男性のように力も要るし、知識も要るし、そして空気を読まなきゃいけないところもあるし、そして昼夜を問わず仕事をしないといけない。その中で本当にこういった現場というのの声を聞いているのかなというふうに感じるところがあったので、あえてお伺いをさせていただいたところでございます。

続きまして、防災行政についてなんですけれども、消防署員の方々が消防隊員の方々が、学校に行かれて訪問して、例えばAEDの講習をしたりですとか、子どもたちを対象にですね、そして防災についてのレクチャーを今現在されていることと思います。子どもたちだけではなくて、今後、先生、教員の方々にも防災教室、教員の方だけの防災教室というものが必要じゃないかなと考えています。常に子どもたちのそばにいるのは先生でございます。

東日本大震災を教訓といたしまして、子どもたちに携わる教員の方々のスキルアップ、その講習会を開いていただいて、教員の方々に防災教育の重要性、防災教育の指導方法を習得させて、防災教室を小中学校単位で開催するなど、子どもたちの防災意識を高めていくような施策が必要なんじゃないかなと考えますけれども、検討はしていただけないでしょうか。

○危機管理課長（田中孝士君） お答えいたします。

皆様御周知のとおり、石巻市の大岡小学校は、3月11日の東日本大震災で全校児童108人の7割に当たる74名が死亡、行方不明となっております。一方、片田敏孝群馬大教授の指導で、津波からの避難訓練を8年間重ねてきた岩手県釜石市内の小中学校では、全児童生徒約3,000人が即座に避難し、生存率99.8%というすばらしい成果を上げて、釜石の奇跡と呼ばれております。

このように、教育の力は災害についても多大な影響を与えるところであります。学校単位で教師に防災指導を行い、その教師が子どもたちに防災教育を行えば、小さいうちから子どもたちの防災スキルも上がるものと考えておりますので、教育委員会とも連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（木代誠一郎君） 具体的な事例を出していただいて御答弁いただきましてありがとうございます。

せっかく危機管理課が発足したわけですから、こういった教員の先生の皆様に対する取り組みにつきましてもお願いをしたいと思っております。

また、最近では、自治体でよく命のパスポートというものを聞かれる方もいらっしゃるんじゃないでしょうか。命のパスポートとは、御本人の医療情報ですとか、緊急時の連絡先を記入して、財布ですとか、そういったものに携帯するというものでして、自助意識を高めるものでございます。災害時のとき、及び事故ですとか病気のときですとか、そういったときに役立つこの命のパスポートというもの、これを市民の方に配付するというのを考えてみてはいかがかなと思うんですけども、御見解を伺います。

○危機管理課長（田中孝士君） お答えいたします。

命のパスポートについてのお尋ねであります。

東日本大震災では、被災者が常用薬の名前を覚えていない事例やアレルギーの情報がわからないなどから、避難所での適切なケアに支障が出た事例が多数あったとのこと。そこで、本人の氏名、住所、血液型、医療情報等を記載できる命のパスポートという名称のICカードサイズのカードを市民に配付している自治体があるようでございます。

災害発生後の混乱した現場では、常用薬の名前やアレルギーの特定をすることに困難を来すことは想像にかたくないところであります。市民の安全安心を図る上で大変有効であると認識しておりますので、今後、調査、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（木代誠一郎君） ぜひ調査をお願いしたいと思います。団塊の世代が2025年には後期高齢者になりまして、爆発的に高齢者がふえるということでもあります。そのときに、何かしらの有事、大災害等が起きた場合に、こういったものというのは極めて有効なものじゃないかなというふうに思っていますので、ぜひとも前向きに御検討をお願いしたいと思います。

続きまして、避難タワーのことについて伺いたいと思います。

最近、報道等でも宮崎市内に避難タワーが設置されまして、また、日向市においても約2カ所でしょうか、設置計画があるというような報道もされております。危機管理課としましては、この避難タワーの必要性ですね、これについては、どのように捉えていらっしゃるのか。また、何か避難タワーの、津波避難タワーの建設計画、このようなものは考えていらっしゃるのか、御答弁をお願いします。

○危機管理課長（田中孝士君） 津波避難タワーの建設についてのお尋ねでございます。

県内においても、津波避難タワーの建設が実施されておりますが、串間市としましても、津波等の災害を想定し、各地区における危険度判定調査を昨年度実施いたしました。この調査結果をもとに、津波から円滑に避難を行うために、津波避難計画を今年度中に作成し、津波に対する避難を安全確実に行うためには何が必要かを地区住民と十分に協議する予定となっており、津波避難タワーを含め住民の望む形での避難ができるよう進

めているところでございます。

以上でございます。

○2番(木代誠一郎君) この津波避難タワーと一言でいいましても、非常に建設コストがかかるわけでございます。国から3分の2の補助があるというわけでもございまして、非常に財政上厳しい中で3分の1手出しという形、非常に難しいわけでございます。とにかくまず自助、共助というものを大切にしながらの避難誘導というのが大事じゃないかなというふうを考えるわけではありますが。

最後のちょっと質問になります。今回の補正予算には、580万円の津波避難計画策定事業が盛り込まれております。この津波避難計画策定事業の今後の具体的なタイムスケジュール、これはどのようになっておりますでしょうか。具体的にお示しをいただきたいと思っております。

○危機管理課長(田中孝士君) 津波避難計画についてのお尋ねであります。

津波避難計画につきましては、7月に業務委託業者を決定し、8月に策定対象地域の現地調査を行い、避難場所及び避難路の確認を実施する予定であります。その後、9月から12月にかけて住民説明会を行い、住民の意見を計画に反映させるため、避難経路や危険箇所の確認を実際に住民と検証しながら進める予定でございます。

また、11月からは調査内容を精査し、来年2月までには、地区別の報告書を作成し、3月には策定を完了する予定でございます。

以上でございます。

○2番(木代誠一郎君) 以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(岩下幸良君) 以上で、2番木代誠一郎議員の質問を終了します。

ここで当局席がえのため、しばらく休憩いたします。

(午前11時42分休憩)

(午前11時44分開議)

○議長(岩下幸良君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番山口直嗣議員の発言を許します。山口直嗣議員。

○10番(山口直嗣君) (登壇) こんにちは。大変お疲れさまでございます。

今回の統一地方選挙におきまして、再度皆様に榮譽をいただき、大変光栄に思っております。この4年間一生懸命に申間が豊かで安心して住めるように、行政と一体となって頑張ったいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

では、通告に従いまして質問をしまいたいと思っております。

昨日より地方創生と人口減少の問題が慎重に議論をされておりますが、私も質問をさせていただきますので、重複は皆様の気持ちをもってお許しをお願い申し上げたいと思っております。

さて、地方創生法案が可決され、人口減少の克服や地域活性化を目指すとありますが、具体性がまだ見えな、一過性にならないようにとの疑問や注文の声もあります。そこで、この地方創生法をどのように受けとめておられるのか、先ほどから聞いておりますけれども、もう一回お願いしたいと思っております。

地域創生対策推進委員会を立ち上げ、まちなか創生特命チームを設置されましたが、今からでしょうか、申間市独自の活性化策も視野に入れて地域活性化策を考えていきたいと言われておりますが、市長のお考えを、地方創生法を絡めてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、地方創生の県や市は積極的姿勢であります。地方分権について、影何か薄れてきたようにも思えてなりません。私は地方分権を本当に我が申間市も求めているのでしょうか。それとも国がさまざまな注文

をつけ、地方の自立を妨げている実態はほとんど変わっていないと思いますが、どうでしょう。お聞かせいただきたいと思っております。

安倍内閣は、地方創生を重要課題に掲げており、結果が出なければ地方の失望を招くであります。地方分権についても、全国の自治体より要望が寄せられたと聞きましたが、今後の串間市として、予算の獲得するアイデアを出していかなければならないと思いますが、総体的にお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、脱地方消滅への道筋についてであります。人口減少の中、いかに地方を再生させるか、地方消滅の可能性に対してどうすべきなのか、人口が減ることを前提に将来を展望し、住民の生活の質を維持向上していくための戦略を立てていく必要があると思っております。地方における雇用創出、結婚、出産、子育ての切れ目のない支援、コンパクトシティ化、それと財源の確保に早急に取り組まなければならないと思いますが、お考えをお聞かせください。

現代生活は便利な分だけ脳や身体を使わない機能がふえているようであります。その結果、脳や身体を並行して生活全体がやせてくるようであります。鬱病などがふえるのもそのせいではないかと疑っております。せっかく生きているのに、身体機能を十運に使わない、それが現代人であるようであります。

そこで、身体能力や身体機能を十分使う、田舎で暮らせばよいのではないかとの話もあります。また、結果も出ております。エコツーリズムを推進し、田舎での暮らしの身体能力や身体機能によいということは、我が串間市は適地であると思っておりますが、市長のお考えをお願い申し上げます。

次に、民生委員の支援についてであります。高齢や児童の虐待、老老介護、ひきこもり、不登校、いじめ、生活困窮など地域社会では大きな変化と新たな課題が生まれております。地域社会に密着した民生委員の役割が今ほど求められているときはないと思っております。民生委員に対する支援策の充実が急がれるのではないかと思っております。交通費や電話代など経費は自治体から年6万円程度が出るものの、活動自体はボランティアであり報酬はありません。

行政が民生委員に過剰な負担を負わせたり、報酬をもらっているのではと、市民は誤解をしております。民生委員が活動しやすい基盤や環境をつくることは欠かせないと思っておりますが、自治体としてのお考えや地域の後継者などの状況などをかんがみ、お聞かせいただきたいと思っております。

以上で壇上からの質問を終わり、あとは質問席より質問を続けてまいりたいと思っております。(降壇)

○議長(岩下幸良君) 昼食のためしばらく休憩いたします。

(午前11時50分休憩)

(午後1時00分開議)

○議長(岩下幸良君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長(野辺修光君) (登壇) 山口議員の質問にお答えしたいと思います。

地方創生についてのお尋ねであります。少子高齢化等人口減少問題は喫緊の課題であると重く受けとめ、本市のまちづくりの指針である第5次長期総合計画にも人口減少を克服する仕組みづくりを掲げ、これまでも取り組んできているところであります。しかしながら、人口減少問題は一自治体では解決できない問題であります。今回のまち・ひと・しごと創生法の施行と、国の地方創生の取り組みは、本市にとりましては最重要課題であると受けとめているところであります。

また、まち・ひと・しごと創生法の施行により、市町村の総合戦略の策定が努力義務となりました。本市の地方創生に向けた取り組みとして、串間市地域創生対策推進委員会をいち早く昨年の10月に発足させるとともに、国の地方創生人材支援制度を活用し、総務省より矢後雅司氏を地方創生特命部長としてお迎えし、組織

体制を整えたところであります。

また、6月1日に辞令交付を行いました中心市街地まちづくりを推進するまちなか創生特命チームは、分野横断的に若手職員22名で構成し、串間市地域創生対策推進委員会の下部組織として位置づけたところであります。

中心市街地のまちづくりはもちろん、本市の基幹産業である第1次産業や観光産業等々も総合戦略に盛り込みたいと考えております。

いずれにいたしましても、今般の国の地方創生の取り組みをチャンスと捉え、何としても本市の活性化につながなければならないと考えているところであります。

次に、国の長期ビジョンにおきましては、人口減少は今後加速的に進むとしており、2060年に1億人程度の人口を確保するためには、今、国と地方公共団体が力を合わせて取り組む必要があるとの基本認識であります。それを踏まえた国の総合戦略におきまして、地方における安定した雇用の創出、結婚、子育て、切れ目のない支援、コンパクトシティの考え方等々が目標や施策として位置づけてあります。本市における地方版総合戦略におきましても、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案して策定し取り組んでいく必要があると認識しているところであります。

次に、エコツーリズムについてのお尋ねがあったと思いますが、その目的が、見て通過するだけの観光ではなく、ガイドやインストラクターのサポートを受けながら、串間の魅力を五感で深く味わっていただくことであります。現在、ツアーメニューの磨き上げや受け入れの仕組みづくりを鋭意進めているところであります。市内外の方にも串間のエコツーリズムメニューを体験していただくことで、串間のファンがふえるものと考えております。このことで、都会の人々が心身ともに元気になり、リピーターがふえることによって、交流人口の増加につながり、また、移住、定住の促進にも寄与するものと考えております。

次に、民生委員についてのお尋ねであったと思いますが、議員御指摘のとおり、民生委員につきましては、ますます重要性を増しているとの認識は同じであります。民生委員法第10条において、民生委員は給与を支給しない旨の規定がなされており、無報酬とされているところであります。民生委員につきましては、地域福祉を担うボランティアとして、日ごろから社会福祉奉仕活動の精神とともに、豊富な知識や経験を生かされ、地域づくりや高齢者の見守り等、地域住民の暮らしを支えていただいているところであります。心から感謝いたしているところであります。

以下、総務課長より答弁がございました。(降壇)

○総務課長(田中良嗣君) (登壇) お答えします。

地方創生と地方分権についてのお尋ねでございますが、地方分権改革は、地方の自主性、自立性を向上させることにより、地方が創意工夫を生かし、地域の特性に即した課題解決を図ることができる枠組みづくりを行うもので、国の形を変える地方創生の中核をなす重要な改革の1つとして位置づけられているところであります。

国の地方分権改革の動きとしては、昨年、第4次一括法により、63の法律が一括改正され、本年4月1日から一部施行されております。串間市においては、平成27年4月現在で、宮崎県より231の事務の権限移譲を受けております。今後も適切な権限移譲により、市民の利便性の向上や事務処理の効率化が図られるよう、地方創生の取り組みとともに推進する考えであります。

次に、地方分権改革に関する地方公共団体からの提案につきましては、権限移譲、規制緩和による義務づけ、枠づけの見直しを目的とするものであります。昨年度、提案募集方式が導入され、126団体953件の提案があり、地方創生と人口減少の克服に関するものなどを重点事項として、地方分権改革有識者会議の専門部会で集中的に議論がなされ、各省の調整後に、関係する法律において、一部所要の改正があったようであります。

募集は今後も毎年少なくとも1回は実施されるようでございますが、串間市においては、この制度による提案は現時点では考えていないところでありますが、地方版総合戦略を策定する過程の中で、権限移譲、規制緩和等の必要性がある場合には検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。(降壇)

○10番(山口直嗣君) ありがとうございます。

では、これより質問席より質問を続けさせていただきたいと思っております。

地方創生とは、これまでの施策を地に足をつけて取り組み、日ごろから地域創生に向けて地道な努力を重ねていくことが私は大事だと思っております。新しいものに飛びつくんじゃなくて、今、串間の課題であることを一生懸命やるのが、私は地域創生につながるんだろうと思っております。

中心市街地活性化での串間まちなか創生特命チームができましたが、私は我が串間市は、市長が言われたとおり、1次産業が主幹産業であるわけでございますが、その活性化が一番だろうと、まちなかを何ぼびかびかしても、1次産業が燃えてこなければ、まちな中はシャッターが開かないんじゃないかと私は思っています。

その中で、私が1つ疑問を持ったのは、なぜ串間創生特命チームがまちなか創生だろうと、何かこれ、串間の創生ということを書いていただけると大変いいかなとは思っております。

それから、市長、民生委員でございますが、私はボランティアで今まではやってきたんです。だがしかし、各地区に行くと、もうボランティアもいないという状況なんです。だから私は何か民生委員法の第10条でと、ボランティアであるということが明記してあるわけでございますが、串間版の支援策を何か考えていただいて、例えば動くためのガソリン代とか、年会費6万円じゃなくて、何かそういうちょっとした支援策を考えていただくと、また、おお、串間やったねと、これも地方創生につながるのではないかと。生活困窮という話もあって、私も質問は考えておるわけでございますが、生活保護の一步手前が困窮者支援法だと私は思っていますので、そこら辺をまた質問していきたいと思っております。

市木串間線子持田工区が平成27年度で工事完了のようであるわけでございますが、市木串間線でまだ未改良地区は、古都から藤分かれまでの間です。これまでが完了しなければ、私は串間に合併した60年がたちますが、市木住民の合併の戦いはまだ終わらないんじゃないかと私は思っております。どうか、今までの経緯、いろいろあったわけでございますが、このままでは合併が終わらないということで、県、我が串間市はどのように考えていらっしゃるのか、どのように推進されて、県に要望されていかれるのか。今までの経緯はこっちにおいて、やっぱりどう考えていかれるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○都市建設課長(武田 修君) お答えいたします。

主要地方道市木串間線につきましては、ただいま議員御紹介のように、延長2,300メートルの子持田工区が地域の皆様の御協力のもと、県土木事務所の御努力によりまして、今年度完了するようでございます。

お尋ねの未改良区間、古都地区から藤波、藤地区の入り口につきましては、幅員狭小にて諸車の離合にも支障を来している状況にありますことから、道路を管理されている串間土木事務所において、過去に改良計画が立案をされたところでございましたが、諸般の事情により実施に至らなかった経緯があるようでございます。

今後は、地元住民を初め関係者の方々の御協力をいただきながら、市といたしましても要望活動に力を注いでまいりたいというふうにご検討しております。

以上でございます。

○10番(山口直嗣君) 当市として、県は県なりの話が、考え方があってしょうけれども、市として、60年の合併、このいろいろな問題がありましたけれども、ぜひこれを乗り越えていただいて、市として、市木の住民もそうなんですけれども、市として県には要望していただきたいと思っております。

それから、市木川の基準水位、変更したということでございますが、市木川の基準水位、川幅の拡張によっ

て河川改修工事により洪水に対する安全性が高まったという今までの考え方であったんですが、基準値が低いのか高いのか、私わからなかったんですけども、大雨が降るごとに、ほかのところから電話をいただいたりして、今、市木は大水じゃげながねと、もう危ねっちゃねかという電話もいただいて、実際見に行くと、水位はまだまだ余裕があったというのが現状だったんですね。

今回、県と市と、どこか知りませんが、そこら辺で確認作業をされて、基準水位が変わったということでございますので、その上げたことによって、また市木住民が不安を感じるといかんからですね、課長さんにそこら辺をよく理解をしていただいて御答弁をお願いしたいと思います。

○危機管理課長（田中孝士君） お答えいたします。

市木川の水位変更についてでございますが、河川の改良工事がおおむね完了したことにより、ことしの5月25日に河川を管理する県が水位の見直しを行ったところでございます。

見直しの内容であります。情報連絡本部を設置する基準となる水防団待機水位が1.2メートルから1.5メートルに、氾濫注意水位が1.4メートルから2.2メートルに、避難準備情報を発表する基準である避難判断水位が1.8メートルから2.5メートルに、避難勧告の発表基準である氾濫危険水位が2.16メートルから2.8メートルにそれぞれ引き上げられたところであります。このことにより、避難勧告の年間頻度は、県の試算で0.47回から0.13回と約4分の1に減少いたしますが、近年、異常気象により今までにないような大雨やゲリラ豪雨が発生しております。川幅が拡幅され、可動堰が設置されましたが、これに安心することなく、今後も十分な警戒が必要であると考えております。

以上でございます。

○10番（山口直嗣君） 今、ちょっと1.8メートルから2.5メートルの避難準備かな、それから2.16メートルから2.8メートルと、30センチ水位が上がったと、最終的には。そう理解していいわけですね。

○危機管理課長（田中孝士君） まず、水位の変更なんです。これ、それぞれ同じ幅での変更ではございません。今、議員がおっしゃったとおり、水防団待機水位というのが一番最初に河川情報の中で判断される水位になるわけなんです。この分につきましては、まず30センチということで変更になっております。これにつきましては、当初県のほうが1.4メートルということで提示してまいったところがあったわけなんです。これに対しまして、次の氾濫注意水位というのが1.4メートルから2.2メートルということで、80センチの変更になっておるわけ。ですので、20センチと80センチでは、余りにもかけ離れた数字ではないかということで、そこら辺のところを県のほうにちょっと確認をとったところ、やはり水防団待機水位というのが、議員御案内のとおり、それがテレビ等で流れるたびに、やはり市外、県外に出ていらっしゃる身内の方等から連絡が来て、非常に心配をかけているという御指摘もございますので、そういったことで、県のほうとも、そこら辺のところを協議したところ、水防団待機水位につきましては、30センチを上げるということになったところでございます。

以上でございます。

○10番（山口直嗣君） とりあえずは、市民の安全第一ということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、津波に対して抵抗力のある海岸樹林ということで、海岸林をつくれという専門家もおられるようですが、海岸林は、農林というか海岸林は、海岸侵食が土木、海岸生態系が環境に関する行政が担当し、海岸全体の環境保全に対して一貫した方針を出されていると私は思うんですけども、海岸樹林が持つ市木海岸の防災効果、津波に対しての抵抗力のある海岸周りをつくらなきゃならないと私は思っておるわけですね。それだけ海岸林が津波に対してはいろいろな災害についても抵抗力があるということで、つくらないかんという人がおるわけですけども、農林、土木、環境を受け持つ行政としての対応、どのように海岸林を思っておら

れるのか。

それと、石波は1つ天然記念物があるわけですが、石波海岸樹林の中に1つ天然記念物があって、なかなか文化財としてさわりがならないという中で、私がいつも思っているんですけど、ハカマカズラとタチバナが生育のところで天然記念物になっているわけですが、現状と生育の状況をお聞かせいただきたいと思っておるわけですが。なぜ言うかという、このハカマカズラはカズラです、タチバナは木です。そこに天然記念物の中に水と油が生育しているというような考え方も僕は間違いないだろうと思っているんですけども。

海岸樹林の整備について、藤の海岸樹林、舳よりおりてくる磯平の海岸の整備について、市木川河口の整備について、それからハカマカズラとタチバナの天然記念物としての状況と生育環境の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○農地水産林政課長（野辺一紀君） お答えいたします。

まず、石波海岸沿いにあります藤地区の水田高潮対策につきましては、海岸保全施設整備事業において、高潮対策の制度事業がございますが、採択基準等の条件、地元負担等もございますので、県との協議を必要としているところでございます。

また、海岸沿いにある国有林につきましても、関係機関と、特に森林管理所等の調整が必要となりますので、今後、高潮対策の実施について、関係機関と現地調整等を行ってまいりたいと思います。

次に、石波海岸にあります保安林は、潮害防備保安林となっております。この保安林は主として波のエネルギーを減殺して津波や高波の害を防ぎ、風速をまた緩和して海水塩分の侵入を防止する働きがございまして、津波や高潮の被害を受けやすい場所や台風常襲地帯等の沿岸部に指定されているところでございます。

この保安林の管理体制につきましても、国の森林管理所が管理しておりますので、管理所と調整を図りながら体制づくりに努めてまいりたいと思っております。

○生涯学習課長（増田 仁君） ハカマカズラとタチバナの生息状況についての御質問でしたけれども、石波の海岸樹林を構成するとされる150種類ほどの植物のうち、ハカマカズラとタチバナは国指定となった昭和26年当時より海岸樹林を代表する植物となっております。

その生息状況は、指定当時、植物の種類、本数等の記録が伝わっていないため、現況との比較はできないところであります。また、タチバナについては、平成11年度の調査で、約200本が確認されているところであります。ハカマカズラについては、ツル類のため、計測が困難であること等から、本数についての調査記録はないところであります。

現況の把握につきましては、今後とも森林管理所等の協力を得て、状況を把握していきたいと考えております。

以上でございます。

○10番（山口直嗣君） あの海岸の樹林の整備については、先で何とか、語りながらいきたいと思っておりますが、市川河口の整備については、何も出ていませんが。

それと、ハカマカズラとタチバナ、これはまた後に生育状況については、やっぱり僕は文化財としてちゃんと管理はしていかないかんと思うんですよ。ただ、ここだけじゃなくて、幸島もそうだし、そして都井岬の2つもそうだし、やっぱりちゃんとしていかないといかんからですね。これはまた先でちゃんとしていきたいと思っております。

もうねっちゃろ。また、あったら言ってください。

次に、第5次総合計画に掲げてあります、子どもを産み育てたいと親の増加を図るための支援策や働きたいと考える人たちを増加させるために、1次、2次、3次産業の振興と連携、さらに住みたいと考える人を増加させるための移住政策の取り組みなど、これからの定住化促進を図るための3つの施策を起爆剤にして連携さ

せて、少しでも人口減少に歯どめをかけて、減少率を抑えていくことを念頭に、各種事業に取り組んでいかれると考えておられますが、この中で、1つ、子どもを産み育てたい親の増加を図る支援制度はと、働きたい人の増加させる1次、2次、3次産業の振興と連携はどうか、住みたいと考える人を増加させるための移住者策の取り組みはどうか、定住促進を図るための3つの施策はどういうことなのか、教えていただきたいと思えます。

○総合政策課長（諏訪園達夫君） お答えいたします。

1つ目に、子どもを産み育てたいと考える親の増加を図るための支援制度といたしまして、第3子以降の出産祝い金や保育料無償化、病児・病後児保育などの子育て支援や小中高一貫教育推進事業などの学校教育の充実であります。

2つ目に、働きたいと考える人を増加させるための1次、2次、3次産業の各施策の充実、連携とは、農林水産業の振興や道路交通ネットワークの整備、商工業の振興などの充実とこれらの産業の連携を通した6次産業への取り組みであります。

3つ目に、住みたいと考える人を増加させるための移住策の取り組みといたしましては、空き家情報の提供やU・Iターン希望者への情報発信などであります。

それから、先ほど申し上げました子どもを産み育てたいと考える親の増加を図るための支援、働きたいと考える人を増加させるための1次、2次、3次産業の各施策の充実連携、そして住みたいと考える人を増加させるための移住施策の取り組みの3つを定住化促進を図る施策として位置づけているところであります。

以上です。

○10番（山口直嗣君） それでは、定住化促進であります。Iターン、Uターンとありますが、移住者にとって働く場所がない、住む家がない、所得がゼロであり、これらの支援強化はどう考えておられるのか。恵まれた自然や伝統文化、特産資源が我が市には至るところにあります。私としては、行政の後押しや移住者との地域住民とのクッションの役割が行政は必要ではないかと思っております。定住化促進を図っていくのでありますが、人口減少までさかのぼっていくのであれば、抜本的な、また計画的な施策が必要だろと思っております。

その中で、移住者にとって働く場所がない、住む家がない、所得ゼロ、支援強化策はどうなっているのか。本市からのまちづくりの基本は地域資源を有効に活用することが最も重要であることの理由、行政の後押しや移住者と地域住民とのクッションの役割についてどう思っておられるのか。定住化促進を人口減少問題まで持っていくのであれば、抜本的な、計画的な施策が必要あると思っております、どうなんでしょうか教えていただきたいと思えます。

○総合政策課長（諏訪園達夫君） お答えいたします。

移住者に対する行政からの支援につきましては、ハローワークの求人情報や空き家バンクの物件紹介など、情報提供を主に取り組んでいるところであります。今後も移住者にとって有益な情報の収集に努めるとともに、情報発信の充実を図ってまいりたいと考えております。

本市には、豊かな自然が存在しており、その魅力にひかれて移住された方が多くおられます。地域が活性化するためには、他地域との差別化を図った取り組みを行っていく必要があります、その地域に存在する資源を有効に活用しながら、産業の振興や雇用の創出につなげていくことが一番望ましい姿ではないかと考えております。このことを念頭に、本市の基幹産業である農林水産業や6次産業化などの振興に当たってまいりたいと考えております。

定住化問題と人口減少の問題は切り離せないものであり、本市にとりましては、今後の最重要課題であるものと認識しているところであります。これらの課題に対し、全庁挙げて立ち向かうために発足した市地域

創生対策推進委員会を中心に議論し、本市の少子化、人口減少対策や地域活性化として取り組む事業として、本年度から地域で子育て応援事業などの18件の事業を実施しているところであります。今後も国の動向を注視し、実施可能な制度事業にはいち早く手を挙げることであります。

それから、行政側の移住者と地域住民とのクッションになるべきではないかというお尋ねがありました。行政といたしましても、地域住民と移住者が良好な関係を築いて強制、共存できるものが最も望ましい姿であると考えております。このことから、本年5月に配置したくしまdeスローライフサポートマネジャーを活用して、地域住民の移住者との交流を促進する取り組みを行う予定としております。

また、必要に応じて、行政との協議の場も設定することとしております。いずれにいたしましても、移住を考える上で、市木地区は重要な場所であるという認識であります。

以上です。

○10番（山口直嗣君） 課長、並べればそういうことは言えるんですよ。だがしかし、現状は、串間市が定住化促進を求めようとすれば、人口減少のためにですね、これは移住者に対してハローワークや情報発信をしていくんだと、スローワーク何とかいう人ができたと、この人がこの1年間でどう調べてくるのか知りませんが、市木なんか、この前、藻谷浩介さんが、やっぱり地域創生というためには、移住者が来ると、今、85人いると、市木の場合ですね。その中で、働く場所がない。何て言われたと思います。農家にキンカンちぎりやオクラ摘みに行くいやけども、これは本当85人の中の何人ですよ。何人もいませんよ。言われたんですけども。それとか住む家がない。本当に住む家がないんですよ、はっきり言うて。所得はゼロです。

これについて、定住化、定住化と言われて、人口減少を食い止めるんだということであれば、もう少し、今並べた、本当にいい言葉なんです。そうじゃないんですよ。もうちょっと私にわかるような答弁をしていただかないと残らないんですよ。どうでしょう。

○総合政策課長（諏訪園達夫君） お答えいたします。

せんだって市木公民館で藻谷浩介さんの講演がありました。私も、それから総合政策課の職員も同行して、講演会に臨んだとこでした。その中で、いろいろな問題点が指摘されて、議員御指摘の問題点は十分我々も認識しているところであります。

それで定住化に向けての解決策といたしましては、やはりこれから地方創生を考える上で、総合戦略をつかっていくわけでありまして、特命部長と一緒に、その辺のところを組み立てて、なるべく前進するように組み立てて、総合戦略を組み立てていきたいと考えております。

以上です。

○10番（山口直嗣君） さっきわからなかったけど、スローワーカー何とかいう制度もできましたので、その成果によっては、また議論していきたいと思っております。

次に、子育ては公共事業だと、まさに私はそうだと思います。そこで、串間市が小中学生の入院費無料化へ、未就学児童の入院、通院の無料化へ、第3子以上の出生祝いに30万円を贈るということを決めたことについて報道されたんですが、私、胸がいっぱいになって感動を覚えたのでありますが、その後の推移、きょうまでの状況をお聞きしたいんですけども。

それと、これに違反、例えば第3子が生まれるときに臨月に串間市に移住されてきて、子どもが生まれて1カ月したらもう出て行って、それでも30万円はもらえるのか、やれるのかという、入院費の無料化もそうなんですけれども、未就学もそうなんですけれども、こういうものはないのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○福祉事務所長（塔尾勝美君） お答えいたします。

まず、地域で子育て応援事業の30万円の件についてであります。5月末時点におきましては、その状況

についてであります、2件の申請があったところであり、記念すべき第1号の御家族につきましては、贈呈セレモニーを手づくりで行い、その様子については、テレビや広報紙等で紹介をさせていただいております。

この第3子以降の出生祝い金の支給要件についてのお尋ねであったかと思いますが、支給要件については、大きく3点、まず1点が、第1子が18歳以下で、対象となる子どもが第3子以降であること、そして2点目が、本市の住民基本台帳に記載をされており、現に串間市に居住をされていること、そして過去1年間以上串間市に居住し、対象となる子どもを出生した後も引き続き1年以上定住する意思があると、以上の全ての要件を満たすというのが要件となっているところであり、

御指摘のありました要件に満たなかった場合の取り扱いについては、返還を求めていくというふうに定められております。

以上です。

○10番（山口直嗣君） 余り言いたくはないんですけど、要件の中で、要件に満たさない場合には返還を求めるといことですので、なかなかやってみてから、後から取るということはないかな大変だと思いますので、そこら辺は周知徹底しながら実行していただきたい。いいことなんで、ぜひお願いしたいと思っております。

次に、猿とイノシシと馬ということで、宮崎県環境森林部が、自然環境課とが主導して、野生猿地域相談員の制度の行方についてであります、農林作物の被害、生活被害において、野生猿の被害の相談を受ける体制の制度が今まであったわけですが、これも各市町村の推薦であり、この結果がどうなったのか。もし制度がなくなっている場合は、我が串間市だけの相談員の制度はできないものか、お聞かせいただきたいと思っております。

○農地水産林政課長（野辺一紀君） まず、猿、イノシシの被害動向についてでございます。

猿、イノシシの被害動向につきましては、平成25年度と平成26年度を比較しますと、被害面積や被害額は多少減少しております。要因として、一概に言えませんが、電気柵の整備や草刈り、森林の伐採により増加した緩衝帯により、一部地域で被害が減少しているのではないかと考えられます。しかし依然として市内全域で農作物への被害は続いております。今後も農業者並びに地域ぐるみでみずからの地域はみずからで守ることや、農作物や作物の残渣放置や電気柵の効果的な設置をするなど、さらなる農業者等への意識改革に努めていかなければならないと思っております。

御質問の相談員につきましては、現在、設置はしておりませんが、今後、捕獲と保護という観点に立ちますと必要だと私なりに思っております。今後、県につきましても、要望してまいりたいと思っております。

○10番（山口直嗣君） 課長、もう課長はもう、文句は言いたくないんですけども、私はその相談員のことだけしか言っていないんですよ。次のとき、野生猿の動向については、次の質問だったんですよ。そこも言われた。後に残るのは天然記念物の岬の馬のどのような数値に推移して、動物たちを管理されているのか。補助だけではだめだと思います、追跡が大事であるということをおっしゃらないかと思っちゃったら、もう言うところありませんがね、こら。笑わないでください、本当なんです、真剣なんです、私。そうじゃないんですか、もうよかです。

動物たちとの共存はどのようにしておられるのか、また、串間市での個体群の調査研究はされておられるのか。有害駆除された場所の、その後の動向や効果などの追跡調査はどうされているのか。動物たちの生息が保証されるような森林環境の保全、整備に努めておられるのか、この4つをお答えいただきたいと思っております。これは馬も猿もイノシシもですよ。私、最初に言ったとおり。

○生涯学習課長（増田 仁君） 御崎馬につきましては、都井岬牧組合によって現状把握と保護管理が行われており、教育委員会としましては、牧組合との連携をとりながら、天然記念物の適切な保存に努めているところでございます。

現在の馬の頭数につきましては、雄47頭、雌50頭の合計97頭であると伺っております。

また、幸島につきましては、京都大学霊長類研究所野生動物研究センター幸島観察所の職員が常駐されており、調査研究及び保護活動に御尽力いただいております。観察所と連携を図ることで、幸島猿の適切な保護に努めているところでございます。

現在の猿の頭数につきましては、雄40頭、雌50頭の計90頭と伺っているところでございます。

それから、都井岬における馬を含めた動物の環境保全、育成についてでございますけれども、御崎牧が開設されてから後に、草地と森林による御崎馬の生息にとってよい環境が整えられてきたものと推察しております。教育委員会としましては、国指定天然記念物である御崎馬及びその繁殖地の保護、保全を通じて、長い歴史の中で培われた現在の環境が他の動植物との将来にわたる共存に役立てればというふうに考えております。

以上でございます。

○農地水産林政課長（野辺一紀君）　　イノシシの生息数につきましては、現在捉えていないところでございます。今後情報を入手次第、お伝えしたいと思っております。

○10番（山口直嗣君）　　猿もイノシシも有害獣駆除をされるわけですから、イノシシの動向なんかも、やっぱり私が最後に言いましたように、動物たちの生息の保証、生きるためには保証はしてやらないかんですね。何もかんもひとつればいいという問題じゃなくて、やっぱり有害鳥獣駆除をやるとすれば、やっぱりその計画的な、さっき言われたように、捕獲、保護、これが必要であると。今、変わったと思うんですよ鳥獣保護のあれが、管理と保護と何とかいう法律に変わったはずですから。昔はそうじゃなかったんですけども。そこら辺を保全整備に努めていかないといかんと私は思っています。余り時間がないので、あるとすれば、まだ猿を聞きたかったんですけども。

次に、教育の問題ですが、中学校再編統合について、先ほどからずっと言われているように、29年4月には新しい中学校ができるんだということで、円滑な開校に向けて、推進委員会とか再生委員会とか検討委員会とか、そういうのがされてきたんですけども、そのされることについては、いろいろもう聞きましたので、私が言いたいのは、地域の声、子どもたちの声、市民の声などを十分聞くと、教育委員会言ってきたんですけども、その後、何も見えてこない。もう言ったぎりです。もう統合することが決まれば、もう何も言うことはねと。これほど市民を軽視していることは、私はないと思うんですよ。その後の進みぐあいはどうなっているのかということとは聞いたんですけども、そういう意味の進みぐあいはどうなっているのか。

また、各中学校の跡地、これはもう全然言われん。もうそんなときだけ。施設の利活用はどうなるのか。まだ一回も聞いていません、これは。あれだけ皆さん言われたんですけども、地域との連携、自治会とかそういう連合会との、1回どもはその話し合いをしちゃったのか。そこ辺を。

7つの部会で審議されていると、もう課長が言われたんですけど、それはそうでしょう。私は、今後とも、今までもですが、市民や議会に対して審議の状況を逐次やっぱり教えてもらって、行政ががとやるんじゃないかと、やっぱり三輪車と一緒に、議会、行政、それから地域住民、この三輪車が回らなければですよ、中学校再編等を言われても、僕はぴんと来ない。統合が決まれば、学校名が決まれば、もうあとはおんどんがやっちゃというんじゃないと、私はそう思うんですよ。どうですか。

○学校政策課長（野辺幸治君）　　お答えします。

学校再編のその後の進みぐあいについてのお尋ねですが、新しい中学校の学校名については公募を行い、公募のあった学校名から総務部会、新しい中学校推進委員会で5つの学校名を選定され、4月の定例会において、串間市立串間中学校と決定したところでございます。

（発言する者あり）

○学校政策課長（野辺幸治君）　　進捗状況についてのお尋ねでございます。

学校再編がどのように進められているのか、その進捗状況を関係学校や地域の方々に報告していくことがとても重要であると考えております。先ほど御答弁しましたが、新しい中学校づくり推進だよりとして随時発行するとともに、広報紙にも学校再編に関する特集を掲載してまいります。また、必要に応じて、学校別、地区別説明会等を開催してまいりたいと考えております。

次に、学校再編に伴う跡地と地域の連携についてのお尋ねでございます。

学校再編後の廃校施設及び敷地の利活用については、中学校再編検討委員会において重要案件として協議をしているところですが、地域の活性化につながるよう、利活用や管理のあり方について、地域の意見、要望等を聞いて協議してまいりたいと考えております。

また、跡地の利活用については、各中学校区ごとに中学校再編地区別協議会をそれぞれ設置する予定でございます。閉校となる中学校施設跡地等の利活用及び転用に関して意見を伺いながら協議を進めていくこととしているところでございます。

以上でございます。

○10番（山口直嗣君） 課長、言うはやすし、実行は難しいと、やっちょらんがな。まだ跡地の再利用なんて進めたい重要案件やけれども、何も話しちょらんちゃろ。いつすつとかな、そういう話は。もう崩るつときや。僕はこれは並行してやらないかんと思うんですよ。5つあくんですよ、5つ。

1つ、私が聞いた、こげしたらいいやねろかいと、東京から帰ってきやった人が言いやっちゃけど、ちょっと私、これに合わんがったから、ここでは言いませんけれども、やっぱり住民はいいアイデアを持つとるんですよ。これ、見てなさいよ、前から門田議員なんかがいっつも言うた、大納小学校の跡地の問題、赤池の問題、まだ解決しとらんですがね。もう何年ですか。まして、この今5つも余っている施設はどうされるんですか。もう再編ばかりやがの。そげ再編を急がないかんわけ。ま、よかですが、もうちょっとそこら辺は十分議論させていただきたいと。

それから、県立高校の整備計画、決定されたと、私は報道されてびっくりしたんですよ。もうひっ決まったかと。とうとう福島高校もねなつとやなと思ったところが、県立高校整備計画が決定しただけであって、その中身については、まだ県立高校については、統廃合を行う可能性があるというだけであって、整備計画の中には中期実施計画を正式に決定したという話で、ああ、よかったなと思ったんですが。これは、後は全然わからんですが、どのような事態になっているのか、どうなっているのか。宮崎県で連携型中高一貫教育がどうなったのか。教育長は、ああ、これがあるから、何とか防げるんじゃねかと、もういっつもいっつもそのことに私たちは思っていたんですけれども、これもだめなのか。

私、小林高校の校長先生がうちの息子とちょっと飲み方したら、よかねと、福島高校は中高一貫連携型のあれをして、一番宮崎県ではトップクラスやと、そういう考え方としてはですね。だからいがねという話もあったそうです。

だからやっぱり、どうですか、そこ辺の考え方を、この中期計画実施計画の内容と、そこ辺をちょっと教えていただけますか。

○教育長（土肥昭彦君） 山口議員、大変御心配をいただいております、本当にありがたく思っているところであります。

福島高校の存続について、大きな要因として、宮崎県教育委員会が策定をいたしております宮崎県高等学校教育整備計画がございます。この計画は、「魅力と活力ある宮崎の高等学校教育の創造」をスローガンとして掲げ、計画期間を平成25年度から平成34年度までの10カ年間の基本計画でございます。

この計画には、1、魅力ある高等学校教育の推進、2、魅力ある中高一貫教育の推進、3、活力ある高等学校づくりの推進の3つの柱がございます。これまでと同様に、2つ目に申し上げました魅力ある中高一貫教育

の推進ということで、本県では、まだ設置がされていない連携型中高一貫教育校についても、地域のニーズや実態等も勘案し検討するとされております。また、3番目の活力ある高等学校づくり推進のところでは、1学年4学級以下の高校について、大幅に定員を満たさない状況が続くなど、さらに1学級削減をせざるを得ないことが予測される場合は、統廃合等を行う可能性があるとしてされております。

そういった中で、福島高校を含む5つの高校につきましては、統廃合等の適否を含めて、今後の学校のあり方について検討していくとされております。

なお、3学級規模の福島高校については、地域における中高一貫教育の取り組みや、定員の充足状況等を注視しながら、統廃合等や連携型中高一貫教育校開設の適否も含めて、今後のあり方について検討していくとされているところであります。

いずれにしても、このようなことから、新しい中学校とともに、福島高校を存続していくために、連携型の中高一貫教育校の設置を目指してまいりたいと思っております。

以上です。

○10番（山口直嗣君） まだまだ決定ではないということで、検討していくとのことですので、全庁挙げていくか、行政、議会、市民でぜひ何とか食いとめていきたいと、もういかんとだめですので、金は市長がどうかしてくれんとかいな、だからそこ辺を何とか工面をしていただいて、何とか怒涛を組んで県に陳情に行ったらどうだろうかと、私は要望しておきます、ここで。

それから、県の教育大綱の骨子案が教育委員会からおおむね了承されたこと、教育委員会の中です了承されたこととありますが、その中で、生産労働人口の減少、なぜ課題にしたと、労働等の意味を伝える教育がなぜ必要なのかという、そういうのが教育大綱の中でうたわれたということは、私は大変いいことだと。労働という真の意味をかみ砕いての教育や、労働の大切さ、とうとさ、憲法にもうたわれております人間は働くことが使命でもあります。これを高校の教育大綱の中に入れたということは大変いいことだと思っておりますが、大まかのことしかわかりませんので、そこ辺をお聞かせいただきたいと思っております。

○学校政策課長（野辺幸治君） 宮崎県教育大綱会議における大綱についてのお尋ねでございます。

これは、平成27年4月1日より施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、知事と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本県教育の課題及び目指すべき姿を共有し、連携して、本県の教育行政を推進していくためのものがございます。

大綱は、教育、学術、文化及びスポーツの振興について、長期的な視点から目指す将来像や施策の根本となる方針を定めるものがございます。大綱の構成の基本方針であります産業人材、地域人材の育成、促進に関して、本県は高校卒業後の離職率が高いという状況もあり、キャリア教育や産業振興との関連において協議がなされているという状況でございます。

以上です。

○10番（山口直嗣君） 高校生に労働という、本当の意味で働くということを教えていただくことは本当に意義があると思っておりますので、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次は福祉行政なんですが、国民介護保険制度維持への議論が社会保障審議会医療保険部会で行われていることはもうわかったんですが、後期高齢者医療が08年に導入されましたが、後期高齢者医療制度の特例措置、段階的に廃止する方針も決められた。これはどのようなことなのかお聞かせいただきたいと思っております。

それから、高額所得者から保険料をふやしてもいいのではないかと問われていますが、これはどのようなことなのか。

それから、入院費の食費の自己負担、ふやす議論が行われているようですが、これもわかりません。教えていただきたいと。

それから、私ちょっとこれもわからんのですが、紹介状なしでは大病院を受診した患者には治療費などに定額負担を求めるといふ、こういう検討もされているということを知りました。

そういうことで、国民皆保険の存続が危ぶまれていると思いますが、市民の負担が重くのかかってくると思いますので、わかりやすくお聞かせいただきたいと思ひます。

○医療介護課長（田中浩二君） お答えします。

先月5月27日、参議院本会議で医療保険制度改革の関連法案が成立しまして、今、御紹介がありましたように、高齢化が進み医療費が膨らむ中、この医療保険制度を持続させるために、幅広い世代の負担を見直すという内容になっております。本年度から所得の高い現役世代の保険料をふやしていくということが、この法案の趣旨で1つあります。

それから、後期高齢者の保険料軽減特例の段階的な廃止につきましては、その実施に当たりましては、段階的に、今、1割負担になっておりますけれども、これを2割負担と、それから3割負担という形で段階的に縮小していくということをございまして、その実施に当たりましては、低所得者に対する介護保険料軽減拡充や年金生活者支援給付金の支給と合わせて実施することにより、低所得者に配慮しつつ、平成29年度からこの特例措置については廃止するという内容になっております。ただ、急激な負担増となるものにつきましては、きめ細やかな激変緩和措置を講じるということとなっているようでございます。

それから、入院食事代にかかる自己負担の見直しにつきましては、入院時の食事代につきまして、入院と在宅療養の負担の公平等を図る観点から、在宅療養でも負担する費用として、食材費相当額に加え、調理相当額の負担を求めるとしてございまして、現行の1食260円の負担額を28年度から360円、それから平成30年度から460円に引き上げる内容となっているところであります。ただし、これにつきましても、低所得者、難病患者、小児慢性特例疾病患者につきましては、負担額を据え置くという内容となっているようであります。

それから、紹介状なしで大病院を受診する場合の患者負担のあり方につきましては、外来機能分化を進める観点から、平成28年度から紹介状なしで特定機能病院等を受診する場合には、原則として定額負担を患者に求めることとするということをございまして、はっきりした金額についてはまだ決まっておられませんけれども、例えば5,000円から1万円の間で検討をしていくという、今後検討していくという内容になっております。

以上であります。

○10番（山口直嗣君） 市民の負担がないように、ひとつよろしく、これはもう国が決めることでしょうか、なかなか。だから皆さんに十分理解できるように、紹介していただきたいと思っております。

次に、要介護認定の仕組みですけれども、市町村が判断するんでありますが、訪問調査で基本的には調査が74項目にわたって調査されると、寝返りとか、歩行とか、身体機能とか、衣服の脱着、排便、そういう状況を訪問調査されるわけですが、私は、この調査にはグレーゾーンがあると思っているわけですが、

この中で、なかなか新聞にちょっと書いてあったんですけども、聞き取りを受けるときに注意したいのは、心身の状態や日ごろの生活を包み隠さず伝えるということをございますけれども、やっぱり排せつや食事については自尊心から、どうですかと言われると、はい、できますとか、できないのにできますとか、そういう自尊心の中で、できないのにできると答えたりして、介護認定が下がってしまうという、こういう状況が十分あるという、こういう新聞の報道を見て、私、本当に鑑定される方、何かコンピューター判定をされる、74項目聞いて、まずコンピューターの判定ということであって、なかなかわからないところがあるわけですが、介護認定審査会なるものが判定されるようでありますけれども、最後はですね。

この介護サービス、どうやって受けたらいいのかとか、どうやったら介護保険の在宅サービスの利用限度額に仕組みなどがあるのかですね。それとなぜおおむね1カ月も時間が介護認定を受けるのに1カ月も時間が

かるのか。介護認定の流れなどをお聞かせいただきたいと思っております。

○医療介護課長（田中浩二君） 介護認定についてのお尋ねでございます。

確かに、今、山口議員がおっしゃるように、調査員が認定の申請をされますと、調査員がお宅に訪問しまして、御本人、それから御本人だけではなくて、御家族の方、キーマンとなられる方をお願いをしまして、ふだんの状況というやつを正しく聞くようにはしております。やはりおっしゃるように、中には人がみえるとしつかりなられて、普通に答えられるという状況等もありますので、必ずやはりふだんの状況というのを家族の方から聞き取りをするようにしております。

介護サービスの利用に当たっては、基本的には、現在地域包括支援センターというのが高齢者の1つの窓口となっております、もし御家族の高齢者の方でお困りのことがあれば、この介護認定の申請ということの相談ということをすることができるようになっております。

申請後の流れといたしましては、まず、主治医の意見書を持っていない方は意見書の作成を市のほうから医療機関に対して行います。そして同時に利用者を訪問して、認定調査を行い、先ほど申し上げましたように、御家族とともに74項目に従って調査をいたします。その後、認定調査の調査票と主治医の意見書が整った時点で、申間のほうは日南申間介護認定審査会、日南のほうにあります、で認定の依頼を行います。

期間的には、申請から認定調査までが1週間から2週間、審査会への依頼は、医療機関側の主治医の意見書の作成状況にもよりますが、申請から約3週間程度となります。審査会への依頼から判定が出るまでに、およそ2週間を要しますので、最終的には、先ほどお話がありましたように、約1カ月を要することとなっております。

利用者によりましては、すぐにでもやはり緊急にもうサービスを利用したいという場合もございますので、その場合には、暫定手続による介護サービスというのでも利用できますが、万が一、ほとんどないんですが、介護認定が出なかった場合については全額自己負担という場合もありますけれども、緊急的に、例えば施設に入所しないと、この方は在宅で生活ができないという分については利用できるようになっております。一般的には、皆様、介護認定の判定が出てからのサービスの利用ということになります。

当然、初めて認定を受けられる方については、ケアマネジャーを居宅支援事業所のほうから選んでいただいて、介護計画プランというやつを作成してからのサービスの利用ということになっております。

以上であります。

○10番（山口直嗣君） 課長、全然わかりませんでした。わかりません、私の頭では。ただ、要介護度の決定通知と病院との連携、これが本当にとれているのか、主治医の意見書が参考になると思いますが、介護施設の連携はどのようになっているのか、そこ辺をもう一回、ここからいきましょう。お願いします。

○医療介護課長（田中浩二君） お答えします。

医療機関で入院した方が、退院する場合につきましては、まず医療機関から、御本人または御家族に対して、退院後の日常生活について説明がなされ、介護保険サービスが必要な状況であれば、その手続において説明があるようでございます。そして医療機関の地域連携室といった部署において、介護施設や在宅介護のためのケアプランを作成する、先ほど申し上げましたが、ケアマネジャーがいる居宅介護支援事業所等と連絡をとり合いながら、施設入所や在宅介護等の調整を行うのが一般的となっております。その過程の中で、並行して介護認定の手続が行われ、退院時までに要介護認定の判定が出ない場合については、医療機関の退院調整にもよりますが、施設入所が必要な状態の方につきましては、先ほども申し上げましたが、暫定プランによってショートステイのサービスを利用、活用されるケースというのもございます。

ただ、先ほども申し上げましたけれど、やはり認定が出る前、仮に万が一認定が出ない場合については、全額自己負担というおそれもあるということでございますが、できるだけその部分については御相談を受けた

段階で調整と、医療との連携というか調整というのはとらせていただいているところがございます。

以上でございます。

○10番（山口直嗣君） 今の課長がおっしゃったことは、全市民がそういう流れを知っておられるんですか。課長が知っておられて、市民の大半の方は、どこに相談していいのか、どうして話をしたほうがいいのか、私はそういうことを聞きたいんですよ。病院と福祉と、あそこに建てられたですがね、隣に。これは連携をするために建てられたと思うんですよ。病院とあれと。せめて市民病院に入院されている人が介護認定が必要だと、介護が必要だということは、もうすぐわかるわけですから。行って申請をしてくださいと行って行った。だがしかし、病院との連携がとれていないものだから、こっちで言うこととこっちで言うことは全然、その中にはまっているのは市民なんですよ。あっち行ったりこっち行ったり、あっち行ったりこっち行ったり、何のこっちゃわからんわけですよ。

したところがびっくりしたじゃないですか。市民病院にはソーシャルワーカーという人がおるんだそうですよ。それとケアマネジャーがおるんだそうです。これどういう肩書というか、どういう位置におられるのか、権限はあるのか。病院事務長、どうですか。

○市民病院事務長（吉岡久文君） お答えいたします。

今、議員のほうからお尋ねのあったのは、医療ソーシャルワーカーという職種なんですけれども、市民病院においては臨時的任用職員という臨時的任用職員の立場。身分的には臨時的任用職員の身分なんですけれども、所属は地域連携室というところに所属をしております、免許としては、看護師免許、准看護師免許もあわせ持っております。

そして仕事といいますと、今、まさしく議員が入院者のことについておっしゃいましたけれども、主に患者さんが退院後の身の振り方、生活、それから家庭、地域で自立した生活ができるように、患者さん御本人、それから御家族の方の相談に乗ることが仕事でございます。

一応、その役割と仕事については、以上のようなことです。

○10番（山口直嗣君） ソーシャルワーカーかケアマネジャー、退院後の相談と。それは退院後の相談は、その退院する2、3日前でいいですよ、それは。だがしかし、家族はどこに、うちの患者を連れていくか。全然わからんとですよ、はっきり言って。一方じゃおおむね1カ月もかかる、認定制度。一方じゃ、はよ出ってくれと、もうあなたは退院の許可が出ましたよと。ソーシャルワーカーはどけおっとん、私たちは頭にない、結局右往左往しているのは家族なんですよ。こんな退院後の相談ができる人がおるとすれば、病院の中におるわけでしょう。怠慢ですよ。どんげすつとですか。串間の市民、みんな困っていると思いますよ。それで赤字や黒字や言うちよったら始まらんと思うんですよ、どうですか。

○市民病院事務長（吉岡久文君） おっしゃる内容の、今般の患者さん。

（発言する者あり）

○市民病院事務長（吉岡久文君） 全般的に申しますと、全く今議員がおっしゃったように、通常、私ども医療関係者、あるいは行政機関は、もうそういう流れがわかっておりますけれども、本当に患者さん、御家族の方、ましてや初めての入院患者さんはわからないと思います。当然、患者さんの入院治療期間、これも大体予測がつくわけで、通常はもう治療が済んだら、そういう調整をいたします。先ほど申しましたように、家族から今後の生活の希望を聞いて、在宅なのか、それとも介護が必要であれば、施設入所なのか。その辺を相談を受けながら、次のステップ、介護支援とか、そういうのに結びつけるのが本当なんですけれども、今般、退院後にそういう介護認定の施設入所となったことについて、患者さん並びに御家族の方に多大な不安を、退院をする中で行き先もまだ決まっていないというような不安を与えてしまったことには大変申しわけなく思っております。

今後、地域連携室の強化を図って、このようなことがないように努めてまいりたいと考えております。
以上です。

○10番（山口直嗣君） 事務長を責めているわけじゃないんですよ。やっぱりこれはいいことはいい、悪いことは悪いで、改善するところは改善してもらって、いや、路頭に迷っているわけやから、患者はここに連れて行っていいかわからん、どげすればいい、家に連れ帰るわけにはいかん、どげしたらいいとか、老老介護でどうしよもねとか、いろいろな問題が出てくるわけですがね。そこにソーシャルワーカーとかケアマネジャーが市民病院にもおる、そしてまた福祉のほうにもおる、そこ辺の連携がなぜできてないんだろうかと、私は、そしてこれを建てられたとき、福祉施設を建てられたときに、そういう連携ができるから、あそこの市民病院の隣につくられたんじゃないかと思うんですよ。あれを市木にも来てくれやればですよ、市木の人口は何人ふえると思います。連携が要らんとなら。連携が要るから、あの隣につくったわけでしょう。そして医者も看護師も、それから福祉の職員も、いつでもあっち行ったりこっち行ったりして、そして市民病院はよくなったねと、あっこ行けば何でも、もう揺りかごから墓場までやぞと、やっくるっどというぐらいですよ、それがサービスいうもんじゃないですか。ひとつ、何ぼでもありますけれども、そこら辺でひとつ改善をしていただきたいと思っております。

次に、困窮者支援について、生活困窮者支援法が4月にされたということで聞きました。理解をしたんですが、その中で、精神保健福祉士というのがあるんだそうです、これ、いるんだそうですが、それはどのような内容で、また串間市におるのか、ひとつよろしくをお願いします。

○福祉事務所長（塔尾勝美君） お答えいたします。

御承知のとおり、4月から生活困窮者自立支援法に基づきまして、相談窓口として、自立相談支援事業の中で職員を配置しております。その自立支援相談窓口の職員については、今、議員が御指摘のありました資格は持っていないところでございます。

（発言する者あり）

○福祉事務所長（塔尾勝美君） 今回の生活困窮者自立支援法における相談窓口の相談員としての資格要件には、今、議員がおっしゃった資格は必要ないところであります。

以上です。

○10番（山口直嗣君） 福祉については、十分市民の足元にかかわることでございますので、ぜひ一生懸命皆さん頑張ってくださいと思っております。

次に、観光行政でございますが、中心市街地まちづくり基本計画の素案、市民の考え、計画に反映させるために、意見をもらうために、各支所に置かれたと思うんですよ。その意見を募集した結果、どうなったのか。閲覧させられたと思うんですが、そこら辺はどうなったのか。

それと中心市街地のまちづくりであることから、中心市街地の皆さんの意見を十分尊重し、計画に反映したほうが、私は成功の道であると思うんですが、市民協働での計画推進、どのように考えておられるのか。その2つ、よろしくをお願いします。

○東九州道・中心市街地対策課長（横山義仁君） お答えいたします。

昨年度、基本計画につきまして、パブリックコメントという形で市民の皆様から意見を聞くということで、2月2日から3月の3日間、約1カ月間ほど市民の皆様から意見を聞くという期間を設けております。ホームページ、広報くしまの掲載、新聞で、そういうパブリックコメントをやりますというお知らせをして、その上で、今、議員もおっしゃられましたように、支所のほうにも置かせていただいてということのようですが、その結果、個人、団体の方々から6件と10項目の意見があったということでございます。計画の中にも、意見が全部網羅されたということではなかろうかと思っておりますけれども、そういうものも踏まえた形で一旦計画がで

きております。

今年度は、具体的な実施計画を策定するというところで、昨日、本日の午前も御説明したところでございますけれども、その中でも、市民の皆様方とか、有識者の方々、関係機関の方々から成るまちづくりのための会議というもの、もう一回も受けます。それに先ほどまちなか創生特命チームのお話も出ておりましたけれども、そういうチームのほうも、そういう会議を下支えするというような形で、これから実施計画の策定に当たっては、基本計画のときも市民の意見を聞くということをやったんですけれども、さらに実施計画の中でも十分に皆様の意見を聞いて実施計画を策定していきたいと思っておりますので、また、議員の皆様方のほうにも、そういう経過といったものも時期を見てお知らせするというようなことで考えております。

以上でございます。

○10番（山口直嗣君） 私が言いたいのは、支所において聞かれたのは6件で10項目になって、そういう意見があったと。それが全部とれるわけでもないんでしょうけれども、それは参考意見にさせていただければいいんだと思いますが。私は、この地域の住民、もう極端に言いますけれども、市木の住民に聞いたってわかりません。やっぱりまちなかの活性化をするためには、まちの人たちがどう考えているか、どうしたらいいのかというのが、やっぱり。決めれば、自分で決めれば責任もあるんだろうと思う。そこら辺で、やっぱり頑張ろうという気が出てくると思うんですよ。

今、電車が置いてありますけれども、あれも皆さんの総意でやられた、僕らから見ると、どうするんだろうかと思っているんですけれども、何かやっぱり計画があるんだろうと私は思っているわけですが。そこ辺を十分精査していただいて、地域住民が後で、何のことね、聞かんかったとよ、あれは行政のしたこっちゃと、こういうことにならんように、僕はそれが一番だと思うんです。そこら辺はひとつよろしくお願いしたいと思っております。

それから、都井岬の振興についてであります。同僚議員の聞かれたことで十分理解をしましたので、割愛させていただきます。

その次に、都井岬には景観や地域資源の特徴など自然環境に調和した費用対効果を高める施設はないと私は思っております。それどころか、来られる客が、観光客において期待を破滅的な、また景観のイメージダウンを与える建物がお客様に対して廃墟のような感を刻みつけ、観光活性化に大きな障壁となっていると私は思っておりますが、市としては、これも出たんですけれども、陳情にも出ましたんですけれども、どのように考えておられるのかお聞かせいただきたいと。

○商工観光スポーツランド推進課長（高橋一哉君） お答えいたします。

都井岬内の廃墟につきましては、当市を代表する観光地に多くの廃墟というものがある現状につきましては、好ましい状態とは考えておりません。建築物の撤去につきましては、民間の所有物でありますことから難しい面があるというように考えております。国定公園内につきましては、景観の保全や美化が重要であることも認識いたしておりますので、引き続き、よい解決策がないか調査検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（山口直嗣君） 行政の答えというのは、みんなそげやがな。今後、また次の9月には今後、また。また12月は今後。いつが起点かな。それはいい言葉やけど。だがしかし、もうちょっと具体的に変わっていないと、こん議会も何回やっても一緒ですよ。やっぱり少しずつ、遅くとも、スローでもいいから、答えが回っていかないと。

いえば、私こう、何かこう、いかにも何とかいう、こういう言い方をしたけど、今、建っちょる廃墟になったものをどうされるんですかと。近々都井観光については、いい朗報が皆さんに説明できるんじゃないかと、

市長がさっきから言われておりますからですね、私はいいことだろうと思っております。だがしかし、観光客にすれば、あの建物は何なのかということで、イメージダウンをしているんじゃないかと。やっぱり今から制度事業とか、ああ何とかかんとかと、それじゃいかんと思うんですよ。課長、もうちょっと課長、ちょっと回るぐらい答弁が欲しいと私は思っているんですけど。

次に、例えばお客さんについては、都井岬はもう短時間で行くだけで、長時間滞在することはないと、何もねがねと。ただ、あの雄大な景色は、もう本当にどこにもないような爽快感を覚えると。だがしかし、長時間滞在については、ビジターセンターではもたないと。間がもたないと。やっぱりこれはビジターセンターのできること、また、行政のできること。今後の取り組み、長時間滞在に向けたこういう施策とか対応、こういうのがあるのか、ないのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○**商工観光スポーツランド推進課長（高橋一哉君）** お答えいたします。

ビジターセンターは幅広いニーズを持った観光客に対し、都井岬を中心とする当市の観光に関して広く総合的な情報を提供する場所としての役割を担っているものと考えております。観光客の長時間滞在につなげる方策といたしましては、そうしたビジターセンターの職員を活用することが必要不可欠であり、専門性の高い案内、手づくり体験の指導など、観光客に対し、多様なサービスが提供できること、すなわちその質が高いこと、人というものがキーワードになるというふうに考えております。

さらに、センターの指定管理者であります串間市観光協会にある独自の事業展開、例えば物販とかその他のサービスの提供なども期待されるところであります。

また、行政といたしましては、都井岬の自然環境を生かしながら、アトラクショナルな要素を盛り込んだ遊びの空間づくりや体験メニューの開発、ゆったりと休憩できる空間づくりなど、観光客が都井岬を長い時間満喫していただくための仕組みについて、今後しっかりと調査研究してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○**10番（山口直嗣君）** 前進的な話なんですけれども、市長がおっしゃるとおり、都井岬がどうにかなるということができれば、また考え方はぐるっと変わってくるんだろうと思えますので、これを僕が考えるときには、まだそういう話がなかったものだから、こういう質問になってしまったわけなんですけれども。

私のこれは1つの要望で、半分は要望なんですけど、南郷町がジャカラダ祭りで多彩な催し、これは世界三大花木の1つであるジャカラダの国内有数の群生地と。群生地ですよ。群れをなして植わっていると。ちょこちょこじゃないということですよ。

我が串間市もソテツの北限として、自生地があるわけですね。これは天然記念物、私は重要文化財だと思っているんですけれども。市木から都井に行く道路のわきには何が植えてあると思えます、課長。赤のきれいなハイビスカスが1年中咲いているんですよ。これ霜が、地球温暖化で、昔は枯れよっちゃけど、昔は屋久島の永田のほうに行く道に、ずっと植えてあったんですよ。あのころはまだ屋久島でも自生はできなかったんですよ、余り。したところが、もう市木の海岸では、もうハイビスカスもブーゲンビリアも枯れません。よっぽど霜がないと枯れませんが。

私は1つの例でありますけど、都井岬をハイビスカスの群生、群生ですよ、ちょぼちょぼはいかんです。それとか、ソテツの天然記念物をまぜた、共用したものが何かあればねと。それはあれでもいいんですよ、市の花でカンナかな。カンナでも群生ならんとだめですよ。それとかアジサイでも群生にならんといかんとですよ。今ぐらいじゃならんとですよ。門川町、250万本ですよ。遠見半島。そうでしょう。250本じゃないですよ、250万本ですよ、群生ですよ。そうすると人が見に行くんですよ。串間市の場合は、カンナをちょこっとこげして植えたよ、ここに。とか、あれを植えたよ、これじゃいかんとですよ。私は群生にならんといか

んっちゃが、串間にはいろいろな、私が前から言うように観光資源があるんですけども、有効利用がなされていないというような気がするんですよ。そしてまたアイデアがないと思うんですよ。もうちょっとアイデアを募集して、そういう群生にする考えはないのか、お聞かせいただきたいと思います。

○**商工観光スポーツランド推進課長（高橋一哉君）** お答えいたします。

花木を活用した都井岬の効果的なPRにつきましては、まず前提になりますのが、御崎馬に食べられない植物が前提というふうになります。ハイビスカス、桜などは馬に食されてしまうということで、群生が難しいというようなことがございます。

なお、都井岬には、春に群生する絶滅危惧種のオキナグサを初め1万本のアジサイや、夏に青く輝くソテツの自生地、秋には草原を赤く染めるヒガンバナなどなどがあり、その開花時期にはメディアからの問い合わせも多くございます。

これらの花木は、単体では魅力が弱いかもしれませんが、海が見える草原で雄大な御崎馬とともに、これらの美しい花木が楽しめれば、これは全国的にも有数の景観であるというふうに思っております。

また、ことしは戦後70年の節目を迎え、串間市内が空襲を受ける映像なども公開されましたことで、都井岬の戦時遺構についても、メディアから問い合わせが来ております。

国指定天然記念物と希少な動植物、そして戦時遺構まで備える観光地は全国的に珍しいと考えておりますことから、今後はエコツーリズムにおいて、都井岬の動植物を効果的に活用したツアーや観光教育、そして平和教育等も可能性があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○**10番（山口直嗣君）** うまいですよ、うまい。それはわかつとですよ。できんがな。できないっちゃど。なら、私たちこの前、管内視察行った。あの電線、今、埋め立てられている電線、これも議員から何十回、何百回言われていると思いますよ。まだ引っつまんもん、あれ。もうちょっと言わんと、言えば引っ込むとかもしれんけど、地面の中に入っていくっちゃろけどですよ。言うだけですよ。なら、バスイ木はどげかな、植えたら。馬は食わんよ。スズランのような話が差して、きれいですよ。僕が言うのは例えばの話でハイビスカスと言ったっちゃから。ありがとうございますと。馬が食うとか、そげなこつ言うと、もう言う気がせんがな。ウサギが食うとか言われたら、もうアイデアなんて絶対出てこんどと思いますよ。そら課長が考えた、ああ、馬が食うちゃばちね。議員な知りやれんわいねと。そんくらいでいいっちゃないですか。

ひとつお願いしたいんですが、それとビジターセンターに、この前、管内視察に行ったときに、ビジターセンターの前、削ったですね。牧草地を拡張する。あの道の下に行ったときは、まだこぶが出ちよつとですよ。あれをなぜ見えるように削れなかったのか、お聞かせいただきたい。

○**商工観光スポーツランド推進課長（高橋一哉君）** お答えいたします。

ビジターセンターの草地造成につきましては、御崎馬の増殖を図るため、国の補助金を活用して施工されたものでございます。これは同時に、施設の視認性を高めるとともに、施設周辺でも野生馬を間近に観察できるように、同センターの附帯施設として、馬も人も利用しやすい平坦な草原を確保するという目的もございました。

造成工事におきましては、切り土、盛り土のバランスを考慮しながら、経済性にも配慮する必要があり、さらには現地は国定公園でありますことから、捨て土に適した土地も限られていたことなど制約のある中で、可能な限り計画されたものでございます。

同センターでは、昨年度には多目的トイレも改修され、ベビーチェアやおむつ台も整備されましたことから、身障者の方や子ども連れの方など多くの利用者に気軽に入館、御利用していただけるような配慮も今現在しているところでございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○10番（山口直嗣君） いやいや、私が言うのはそこだけです。ひょっと飛び出ているから、ほかのところはね、あそこだけ何でこぶがとれんがっちゃっちゃろかいと思うて。こう行くのに、なぜ真っすぐならんかったろかいねというのが、私たち管内視察に行った議員の皆さんの声だったんですよ。それがどうだったのかということだけ、その周りのあげなん、そげなんことっちゃないんですよ。ただそれだけ、どうなったのかと。何か国定公園内で削れませんでしたというのか、どうなんですかということですよ。

○商工観光スポーツランド推進課長（高橋一哉君） お答えいたします。

国定公園というようなこともありまして、さまざまな施工をするに当たって、制限があるということで、現在の形状に計画をされたということでございます。

以上です。

○10番（山口直嗣君） 国定公園であれば、その条例をちょっと後から出していただけますか。私が納得するようにですね、お願いします。

それから、自然解説ガイド、有料ガイドと無料ガイドがあるということですが、今、どのように、その状況はどのように進展したのか、状況を教えてください。野外ガイド実施、時間がある人は雇用者でやっている、これはビジターセンターがですよ。それとか来館者に少し解説させていただきましょかといつて、30分ぐらいの解説がガイドをやっているとか、その有料ガイドの人たちが現在どうなっているかということをお教えてください。

○商工観光スポーツランド推進課長（高橋一哉君） お答えいたします。

野外ガイドの現状につきましては、串間市の総合的な観光情報を求める利用者や滞在時間の短い団体客等に対しましては、ビジターセンターにて館内と野外のミニガイドを実施しておりますが、さらに専門性の高い説明や案内を求められる観光客に対しましては、同センターでもプロガイドを御紹介しているところでございます。

現在、パッカー都井岬合同会社がプロガイドとしてサービスを提供されており、ホームページも作成されております。ガイドメニューは1日コース、半日コース、夕日や夜のツアーもありまして、料金は1人1,500円から8,000円程度で提供されております。4月、5月の利用者実績は40名程度というふうに伺っております。

起業されたばかりの新しい事業者であり、今後は都井岬を代表するメニューとして、専門性の高いエコツアーを提供していただきたいと期待をいたしております。

行政といたしましても、ビジターセンターとプロガイドが効果的に連携し、都井岬の振興につながるよう助言、指導を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（山口直嗣君） 結局、なら、ビジターセンターがやっている自然ガイドと、それからプロとは両立しているんだと、今のところ何もないと、うまくいっているということですね。1,500円から8,000円ということでも、それでもおるといことですね。ああ、いいこっですわ。

次に、私、前から言っていた市木港にある「百匹目の猿現象の発祥の地」の石碑です。石碑移転にかかわる設置機関等からの承諾を得たのかということ、得たという話も聞いたつですが、その関係者はどのような人たちなのか。承諾をいただいたと聞いておりますが、その後をお聞かせいただきたいと。

移設につきましては、法的根拠についても、十分な答弁をいただきたいと。法的根拠がないのか、あるのか。それから景観の保全や、同じ場所にある標柱や樹木等のバランスを考慮して移設したということですが、本当に今現在置いてあるところが、そんな標柱や樹木等のバランスを考えて、本当に直されたのか。そこ辺

をどのように考慮されたのか。現在の場所がどのようなバランスがとれているのか、お聞かせいただきたいと。

それから、市制50周年記念事業は何だったのか。そんなに軽々しい事業だったのか。それから串間市である事業がそんなにも軽いものか。私は、見てください、これ。百匹目の猿、それは幸島から始まった。環境コンサルタント。これは、1ページを見てください。これは誰ですか、これは。市長、これは誰ですか、これは。市長の前の市長ですがね。市長はもう本当にこの表紙で飾るぐらいの行事なんですよ、50周年記念というのは。そして串間ということで、紹介もされています。この百匹目の猿というのは、こういう重大な、そういうこれだけのものを、そして参議院議員の喜納昌吉さん、この人も賛同されているんですよ、百匹目の猿。そしてあなたたちができないというやつは、アメリカのライアル・ワトソン、生命潮流、「百匹目の猿現象」と書かれている。それをルパート・シェルドレイク博士が証明しているんです。この人たちからよかですよと言われたんですか。これだけの冊子をつくり、市長が祝辞を述べ、どうなんですか。お聞かせいただきたいと思います。

○**商工観光スポーツランド推進課長（高橋一哉君）** お答えいたします。

幸島の対岸にありました石碑、「百匹目の猿現象」の石碑につきましては、当時、観光案内板等の整備をする関係で、そちらのほうの設置に伴いまして、各関係機関等と協議をさせていただきましたところ、複数の国定公園内、ましてや景観のいい場所に複数の標柱とか案内板等というのが設置されているのは好ましくありませんというような助言、指導なども受けたところでありまして、そういったこともありまして、実は設置者の方にも意向を確認して、移設したという経緯があるんですけども。

今回、またそういったこともありまして関係で、私も直接、当時の責任者の方と、一番そこが肝要だということでありましたので、意向の確認をさせていただいたところです。直接お話をさせていただいたところ、次のようなお考えをお話しになりました。移設する際には、市からは十分な説明を受けたと、新しく設置する案内板の内容についても、水戸サツエ先生の功績や京都大学による霊長類学発祥の地としての記載は大変素晴らしいもので、観光客にも喜ばれる内容のものであると感じた。また、市制施行50周年からおおよそ10年たつ節目でもあったので、記念イベントの開催場所であったフィールドミュージアム幸島公園への移設には賛成できたということで、直接お話を聞いてお伺いしております。

そういったような経緯、平成25年度の経緯でございますけれども、そういったものを確認を私も直接いたしましたところ、そういうことでございましたので、現在の幸島が見渡せる丘の上というようなことで、その場所に移設を、設置者の方の同意も得てさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○**10番（山口直嗣君）** 私は責任者は誰ですかと聞いたんですよ。

○**商工観光スポーツランド推進課長（高橋一哉君）** この方の個人的な名前はちょっと出すことができません。当時、この石碑を設置するに当たって中心的に組織の中で動いておられた方にお話をお伺いさせていただきました。

○**10番（山口直嗣君）** 課長、それじゃ誰も信用せんですがね。個人情報をここで出されたら、建設委員長なら委員長、そういう肩書がある人なら、後から調べがなつとですよ。ただ責任者の人、わからんがな、誰か。その人が本当にそれを思っていたからというのなら全員がそう思うている、私が言うのは、この中に書いてある人たちが行きました。この鈴木重格様、船井幸雄様、それから喜納昌吉様、福井つよし様、この人たちが中心人物なんですけども、船井幸雄様。船井幸雄さんが言うたつならよ、しょうがない。それはそれでいいですよ。何か責任者たる人、そっじゃ納得できませんよ。

○議長（岩下幸良君） しばらく休憩いたします。

（午後 2時43分休憩）

(午後 2時52分開議)

○議長(岩下幸良君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工観光スポーツランド推進課長(高橋一哉君) お答えいたします。

石碑の移設につきましては、今後適切な移設場所の選定等も含め検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番(山口直嗣君) これだけの人がやられたんですから、やっぱり目の見えるところに、姿が見えるところに、ぜひ直していただきたいと思っております。それはこっちの勝手でしたわけですからですよ。

次は、漁業行政についてですが、私は漁業はマンネリ化する事業支援ということで、検証や今後の資源量や地球温暖化、海水の温度の上昇、漁獲飼料の減少、藻場の面積の減少、現場検証やデータ分析、事業支援の効果と、こういうのを検証しようと、せにやいかんという話なんですけれども、後継者も少なくなったと。

私は、毎回言うんですけれども、本市は海岸線77キロ持っておるわけです。串間市の漁協が大変な危機に僕はさらされているんだろうと。もうマンネリ化する。ただアオリイカがいなければ、ああ、シバヅケをする、藻場がねなったら藻場ちょっとやりましようとか、こういうのじゃもうもたんと思うんですよ。もう少し真の漁協対策、漁業対策、今後の見通し、そういうのはないのか。お聞かせをいただきたいと思っております。

○農地水産林政課長(野辺一紀君) これからの漁業対策についてのお尋ねでございます。

議員御提案のとおり、漁業者の所得向上、意欲の向上、後継者確保は喫緊な課題であり、解消が責務であると考えております。過去5年間の串間市の水揚げの動向を見ますと、養殖業におきましては、生産量については毎年約1,000トンずつの増産で、生産額では、平成22年度の33億3,000万円から平成25年には44億4,000万円までに伸びてきておりましたが、平成26年におきましては、生産量は前年比800トンの減少、生産額も5億円の減少となっております。

一方、養殖、漁業以外の沿岸漁業でございますが、海況やその年の資源量等に左右されますが、漁獲量につきましては、ここ数年は1,500トンの前後で推移しております。また、生産額につきましては、平成22年の7億5,000万円から平成25年では6億8,000万円、ここ4年間で約7,000万円の減額となっております。漁獲量は安定しているものの、生産額が減少しているのは、魚価安が一番の原因でないかと分析しております。

今後の漁業対策といたしましては、漁協を中心とした販売戦略を構築していかなければならないと考えております。まずは、直売所を拠点に地産地消を推進し、市民の皆様に串間どれの魚は新鮮でおいしい、串間どれの魚を買いたいといったような雰囲気づくり、地域消費対策にも力を入れていく必要があると考えております。そのためには、漁獲された魚類の鮮度をいかに保持するための技術や漁業者のみずからの取り組みも必要と考えております。

今後の見通しでございますが、議員御承知のとおり、漁業は高齢化が進んでおりまして、2漁協の組合員は、平成26年4月時点で230名でございます。そのうち60歳以上が164名であり、高齢化とともに、毎年10名程度の組合員の減少をいたしております。その対策といたしましては、現在、カキ養殖業や定置網漁業、磯立て網漁業など複合的な経営を行うことにより、安定した経営を確立させながら、漁業者の確保に努めてまいりたいと思っております。

また、今後は、販売促進の強化に目を向け、串間市内での串間どれの認知度を上げることによる串間ブランドの確立、それと同時に市外への販売を促進することで、沿岸漁業者の水産業の振興は今後も発展させていかなければならないと思っております。

○10番（山口直嗣君） 2漁協の水揚げとか、そういうのじゃなくて、私にわかりやすいのは、1組合の所得は幾らぐらいやと、これでは生活できんのかなというような訴え方のほうが、私に対してはベターだっと思っているんです。

直売所という話がありましたけれど、これを中心にして地産地消を図っていききたいと、これはこの前、市木に来られればすぐわかるけど、藻谷浩介さんが串間でとれたもんは串間で消費せないかと、そこの西牟田に串間産の野菜が何ぼ並んじょと。一つも並んでおりませんよと。みんな輸入品か、ほかとかから来ている物なんですよと。串間の物は一つもないですがねと。1人が8,000円の地産地消をすれば、何ぼやったかな、300億やったかな、300億の串間市のあって、350人の雇用を生むんだというような話を藻谷さんはされました。ちょっと数字は違うかもしれませんが。そういうことを言われました。

そういうことを考えると、本当に直売所だと言われても、それはそこ辺から課長が言やったとおり、そういう販売ができればいいと思います。

それから、組合員の減少についてですが、組合員の加入、どのようにすれば新しい組合員になれるのか、それともなれないのか。出資金制度など条件があると思いますが、2漁協の条件をお聞かせいただきたいと思います。

○農地水産林政課長（野辺一紀君） 漁業組合員の減少についてのお尋ねです。

議員御案内のとおり、年々、先ほど言いましたように減少しております。平成23年度からの組合員の推移を管内2漁協で計で申し上げますと、平成23年度が261名、平成24年度が252名、平成25年度が244名、平成26年度が230名でございまして、毎年10名前後が減少、今後につきましては、60歳以上の年齢構成が7割を超えておりますので、減少傾向はさらに加速化していくものと思っております。

次に、組合員の加入につきましては、どのようにすれば新しい組合員になれるのかと御質問でございまして、正組合員の資格要件といたしましては、まず、個人は組合の地区内に住所を有し、かつ1年を通じて120日を超えて漁業を営み、また、これに従事する漁民という条件になってございまして、このほか、法人等の類似した要件がございまして。さらに、正組合員におきましては、認定基準の裏づけとして、漁獲実績が採用されているようでございます。

次に、出資金についてのお尋ねでございまして、串間市漁業協同組合が出資口数1口2,000円の250口の50万円、東漁業協同組合が1口1,000円の300口、30万円でございます。

以上の要件内容に基づき資格審査委員会で審査され、理事会に諮ることとされております。

以上が組合員要件でございます。

○10番（山口直嗣君） 余り話すと、もうよろしいです。

それから、漁民の森の制度がありましたが、今、何か所の整備をされているか、その管理はどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○農地水産林政課長（野辺一紀君） 漁民の森についての御質問でございまして、林野庁の流域森林総合整備事業を受け、平成7年から2年にわたり串間市漁業協同組合が主催となりまして、上大矢取の国有林2.7ヘクタールに杉、イチイガシ、タブなどの6種類を8,100本植栽し、造成されたものが市内1カ所ございます。

現状につきましては、植栽後6年間は下刈りをされておりましたが、その後は手を入れていない状況であったため、平成24年度に串間市漁協が南那珂森林組合に委託して、除伐やツル切りなどを実施したようでございます。今後は、おおむね5年を目安として、除間伐等を実施する計画のようでございます。

○10番（山口直嗣君） せっかく漁民の森の効果というのは、多分僕はあると思うんですよ。腐葉土をつくり、バクテリアを育て、資源の増殖を促すという、この支援、確かに理に合っていると思っております。が

しかし、整備されていないとどうしようもないということが私は残る。前あったんですけど、看板もちゃんと漁民の森とかいうのがあって、今はもう見当たりませんので、どうなったんだろうかと思っております。

次に、もうこれ1年か2年ぐらいつくれた文章なんで、全国初の養殖エコラベル取得と聞き、どのようなものなのか。串間市にあります丸栄水産が志布志湾内で養殖するe-カンパチが全国第1号になる養殖エコラベルと認証を取得された。何はともあれ本当におめでとうございますと言いたいんですが。e-カンパチ、安心して安全性や高品質、養殖時の環境に優しく取り組みを消費者へアピールするというものだと聞いておりますが、そしてまた、全国で初めてだと。どのような内容なのか、ラベル取得されたのか、どのようにされたのかですね。そして情報発信をすべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○農地水産林政課長（野辺一紀君） お答えいたします。

一昨年6月30日に、全国第1号となる養殖エコラベルを取得されました丸栄水産のe-カンパチについてでございますが、議員御認識のとおり、食の安全安心、ブランド化を推進する県並びに本市におきましては、非常に画期的な朗報でございました。御存じのとおり、このラベル認証につきましては、給餌履歴による食の安全性や品質の安定と向上、自然環境にも配慮するなど類似する認証制度の中でも非常に高いレベルとなっております。

また、丸栄水産では、平成19年から20年に設置いたしました浮沈式養殖いけすの活用を図り、水質保全や底質の改善に努められ、県が行う漁場ランク調査では、毎年最高ランクのAを獲得しているところでございます。

e-カンパチにつきましては、県のブランド認定もございまして、品質も非常に安定しており、四季を通じておいしいカンパチの提供が可能とされております。

今後は地元である市民の皆様にも、地域が誇る特産品であることを十分に周知して、県内外におきましても、本市のすぐれた特産品ブランドとして、県や関係機関と連携して情報発信に努めてまいりたいと思っております。

○10番（山口直嗣君） ぜひ全国に情報発信していただきたいと、串間としてでもですが。

それから、1つだけ森林行政をやっておきます。2分もありますので。

宮崎県から伐期を迎えている森林が多くありますが、前回も聞きましたが、植林する苗木不足であります。今年度の植栽には異常はなかったのか、南那珂森林組合では30万本の苗木が必要であると聞いておりますが、どのような状態だったのか、未植栽地はなかったのか、林業種苗生産事業者としての苗木の安定供給をする計画はどのようになっているのかをお聞きして、私の質問を終わりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○農地水産林政課長（野辺一紀君） 苗木の不足につきましては、深刻な問題となっているところでございますが、ことしの3月から5月に植栽する南那珂森林組合の30万本の苗木は、南那珂管内では確保することができず、何とか県内の生産業者から確保し植栽したとのことでございます。しかしながら、依然として伐採が増加する中で、苗木生産は追いつかず、未植栽地が増加することを現在懸念しているところでございます。

当南那珂森林組合では、安定した苗木確保に向けて、林業用の種子や子木の採取、育成を行うための林業種苗生産事業者として、職員をことし2月に登録申請をしておりますが、苗木生産業者の安定供給する計画は、ほ場の確保、栽培管理等、まだまだ課題があり、長期的な計画でありますので、今後も県、関係機関と連携を図りながら、安定した苗木の確保に向けていきたいと思っております。

なお、未植栽地につきましては、経営計画に基づくものであれば解消されますが、これ以外の伐採届に係る天然更新による造林計画は未植栽地に移行することが十分懸念されますので、受け付け時点で植林の啓発を行っているところでございます。

なお、未植栽地につきましては、南那珂管内では現在伐採が約300ヘクタール、これに造林が約200ヘクタールということで、推測ではございますが、若干2割から3割程度、未植栽地が発生しているのではないかと推測しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩下幸良君） 以上で10番山口直嗣議員の発言を終了いたします。

ここでしばらく休憩いたします。

（午後 3時09分休憩）

（午後 3時25分開議）

○議長（岩下幸良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番福添忠義議員の発言を許します。12番福添忠義議員。

○12番（福添忠義君） （登壇）お疲れさんです。きょうの最後の質問者でありますので、お疲れと思えますけれども、あとしばらくおつき合いをよろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

串間市は、行政遂行の指針として10カ年を期間として長期総合計画を策定し、市民生活の全分野にわたり多様な施策を推し進めてまいりました。現在、第5次10カ年計画の後半5カ年に入ろうとしております。特に第5次計画には、人口ビジョンが示されておられません。幸い今回、国の施策に伴い、串間市においても地方創生総合戦略が策定され、その中に人口ビジョン、25年後、45年後の人口ビジョンが盛り込まれます。第5次後期5カ年計画に目標人口を入れるべきと思うが、どう考えておるのか聞かせていただきたいと思えます。

次に、策定をされます総合戦略、長期将来人口ビジョンを何人に設定するのかであります。

私は、将来にわたって活力ある串間市を維持するため、3万人程度の基礎的人口を45年の人口ビジョンを設定すべきと思えます。国立社会保障人口問題研究所の推計は厳しいものがあることから、現状の構造的な人口減少局面を受けとめれば、身の丈を越えた数字であると思われるかもしれません。政策効果が十分発揮されれば、私は可能だと思うのであります。当然、行政も実現に向けて覚悟が問われることは当然であります。現に串間市は、昭和30年には4万2,000人以上の人口を持って市制を29年に発足させています。当時、市制発足には大変な苦勞があったと聞いておりますし、記録もあります。苦勞して合併にこぎつけた先人に対しても、明確に将来の人口ビジョンを示すべきだと私は思います。どの程度を考えているのかお聞きするものであります。

次に、公選法改正についてであります。

選挙で投票ができる年齢を現在の二十歳から18歳に引き下げられる公職選挙法改正案が、今国会で提案され、衆議院を通過し、参議院に現在送付されております。成立する見込みであります。早ければ来年夏の参議院選挙から18歳選挙権が導入されます。選挙年齢見直しは70年ぶりだけに、影響は大きい。とりわけ教育現場での対応が急がれるところであります。高校3年の一部は18歳ではございますので、在学中に投票ができることとなります。懸念されるのは、若者の選挙離れによる低投票率傾向、局面といいますか傾向がさらに拡大するおそれがあるからであります。このため、中学生を含めた学校現場での対応が必要になってきます。その対応策をどのように現場は考えているのかお聞きするものであります。

次に、スポーツ振興と健康づくりであります。

スポーツ界の悲願でありましたスポーツ庁が10月1日文部科学省の外局として発足をいたします。各省庁に分散していたスポーツ行政を束ねる司令塔としての役割が期待をされます。担当大臣はスポーツ基本法の理

念を踏まえ、全ての国民の皆さんがスポーツで健康を享受できるような役所になるよう準備をすると語っております。しかしながら、聞こえてくるのは、2020年東京オリンピックに向けた選手強化のことばかりであります。スポーツ庁設置の意識は、意義は、頂点のトップアスリートだけでなく、生涯スポーツを含め幅広い国民がスポーツに親しめる環境づくりであります。特にスポーツのすそ野を支える環境は、指導者不足で厳しい状況にあると言わざるを得ません。そのスポーツのすそ野の状況は串間市でも厳しいものがあります。その対策をどうするのかお聞きするものであります。

また、日本のスポーツの土台となってきました学校体育、部活動も同様であります。現に中学校では実技指導できる教員が不足し、ずぶの素人が教えざるを得ない状況で、正しい技術どころか競技の楽しさを伝えるのも難しい状況が指摘されております。この現状をどのように分析し、今後対応する考えか、示していただきたいものであります。

また、健康増進はスポーツと身近な関係にあります。いまや年間約40兆円に上ると言われる医療費のうち、運動で抑制できる部分のデータも発表になっているところでもあります。健康で活力の満ちた長寿社会を見据え、スポーツの効用をどのように生かしていく考えか、ぜひ聞かせていただきたいものであります。

以上の6点について答弁を求め、あとは質問席からといたします。(降壇)

○市長(野辺修光君) (登壇) 福添議員の質問にお答えしてまいりたいと思っております。

まず、総合計画には人口ビジョンが入っていないが、総合計画に数値目標を入れるべきではないかというお尋ねであったと思いますが、第5次串間市長期総合計画の基本構想は、10カ年間の構想であります。したがって、2020年までの構想の中で、人口推計は行っております。それに対しまして、地方版人口ビジョンにおきましては、2060年までの人口推計をすることが望ましいとされております。串間市長期総合計画の2020年の推計人口は1万7,190人と推計しております。地方人口ビジョンを策定するに当たり、勘案する社会保障人口問題研究所の2020年の推計値は、1万7,372人、より厳しい日本創生会議人口減少問題検討分科会の推計数値が、1万7,169人であり、串間市長期総合計画の数値とかなり近い数値となっております。本年度は、後期基本計画を策定する年度でもありますが、影響はないと考えておるところであります。

次に、どの程度の人口ビジョンを考えているのかというお尋ねであったかと思っておりますが、国は長期ビジョンにおいて、人口問題に対する基本認識として、国民の認識の共有が最も重要である。人口減少時代が到来しており、2008年に始まった人口減少は、今後加速的に進むといたしております。厳しい現実を正面から受けとめ、国民に対して人口の現状と将来の姿について正確な情報を提供し、この困難な課題に国と地方公共団体が力を合わせて取り組んでいくことが何よりも重要であるとした上で、2060年に1億人程度の人口の確保を目指すとしております。

本市の人口ビジョンも国の長期ビジョンを勘案し、社会保障人口問題研究所の推計値、日本創生会議人口減少問題検討分科会の推計値等から、地方版総合戦略の施策を実施することにより、目指すことのできる推計値をお示ししたいと考えているところでもあります。

次に、スポーツの振興と健康づくりについての御質問であったと思いますが、国は2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた競技力向上や国民の健康増進などスポーツに関する施策を一元的に推進するスポーツ庁を10月に設置し、これまで縦割りだったスポーツ行政の効率化を図る狙いがあるようであります。また、運動によっては、医療費の負担が軽減されるという御提案につきましては、スポーツの最大の効用である健康づくりの重要性がさらに見直されるべきであると考えております。

本市においても、スポーツを通じた健康長寿社会の実現や地域活性化、経済の活性化のほか市民スポーツの機会の確保と障害者スポーツの充実について関係部局が総合的に連携して対応してまいりたいと考えている

ところであります。

私からは以上でございます。(降壇)

○**教育長(土肥昭彦君)** (登壇) 福添議員の御質問にお答えをいたします。

まず、公職選挙法改正に伴う学校現場での取り組みについてのお尋ねでございますが、小学校におきましては、6年生社会化の授業で、日常生活における政治の働きと我が国の政治の考え方などについて学習しております。選挙に関連する学習としましては、小学校の教科書にも代表者を選ぶ選挙権は、政治に参加するための基本的な権利であるとともに、国の政治を進める主権は国民であるということや、政治参加の重要性について図や挿絵などを交えてわかりやすく掲載してございます。

中学校では、社会化公民分野において、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民としての必要な基礎的教養を培うために、政治に関する学習をいたしております。また、中学校においては、多くの学校で生徒会役員選挙という形で選挙を体験いたします。

また、小中学校ともに、明るい選挙啓発ポスターコンクールへの取り組みも行っております。

福島高等学校におきましても、選挙管理委員会より投票箱を借用し、校内の生徒会選挙で選挙を模擬体験するなどの取り組みを行っております。

特に今回の公職選挙法改正の動向を踏まえまして、新聞記事等を活用しながら、義務教育のうちから日常生活における政治の働きや政治参加の大切さなど指導していく必要がございますので、校長会等を通じて確認をしてみたいと思います。

次に、中学校の部活動の指導者についてでございますが、中学校の部活動において、その協議の専門の指導者が指導できることは、生徒の競技力が向上できることは当然ですが、生徒がその部活動に対する熱意ややる気を引き出し、苦しい練習に耐え、一生懸命に取り組む姿勢こそ、1人の人間として健全に成長していく教育の根幹が存在するものと思います。

しかしながら、市内中学校におきましても、教職員の限られた配置にも原因がございますが、それぞれの部活動において、その競技の専門の指導者が配置できておりません。これは中学校教諭の採用が専門教科によるものでありますことから、なかなか困難性が生じていることも御承知のとおりでございますが、そのような中でも、各学校の先生方には部活動の指導に日々熱心に取り組んでいただいているところでございます。今後とも、中学校の部活動の競技力の向上のためにも、でき得限りの部活動等の指導者の確保について、県教育委員会等にも協議、要望していきたいと考えております。

また、現在も、部活動におきましては、多くの学校で専門的な技能を持っておられる地域の方々に外部指導者としてボランティアで御協力をいただいておりますことから、本当に感謝しているところであります。

今後も部活動が一層盛んになるように、外部指導者の活用等も含め、部活動における指導者の充実、確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。(降壇)

○**選挙管理委員長(中澤征史君)** (登壇) 選挙権年齢の引き下げについてであります。今月4日に衆議院を通過し、早ければ今月半ばにも成立する見込みとなっているところであります。早ければ来年度の参議院選挙のときには、18歳に引き下げられるんじゃないかというふうに考えております。

果たして18歳に引き下げて投票率はどうなるんだろうかと、一番心配しておるところです。若者の選挙離れが進む中、低投票率傾向が拡大する可能性もございますが、一方では、早い時期から若者が社会的責任を持つことにより、自分も社会の一員であると感じ、政治離れに歯どめがかかるのではないかと期待もあるところでございます。そのためには、これからの社会を担う未来の有権者に対して、政治への意識を高めるための主権者教育が必要になると考えております。

ただいま教育長よりいろいろと学習内容等も紹介がありましたが、そういう教育課程を実施することによって、達成していくのじゃないかと期待もしております。

また、現在行っています学校教育の連携授業といたしましては、児童生徒によるポスター、習字などの募集及び投票箱等の貸し出しとなっておりますが、小中学生に政治をもっと身近に感じ、選挙の意義や重要性を理解してもらうために、模擬選挙への協力や選挙の出前講座等が必要になるのではないかと考えておりますので、教育委員会とも連携して、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。(降壇)

○12番(福添忠義君) 議会ですから、なかなか難しいものがあるのかもわかりませんが、私はやはり二元代表制の制度の中で、やはり将来の串間に向けて議論をしていくわけでありますから、私はやっぱり泥臭い議論も、特に私は今日の串間の中では必要だと思うんです。だから本音でやっぱり、数字はそういうものを本音で語って、そして私は前に進めていく、そういう形で一步も踏み外さん答弁をするという形では、私は全く意味がないというふうに思っておりますから、特にそういう形で2回目以降の答弁は、質問もいたしますが、答弁をお願いいたします。

また、市民は非常に市の情報に疎い、疎いといいますか、そういう提供が少ないわけですね、はっきり言って。正直な話、地方創生の問題が出て、どこにどういうものを、まちなかの開発をするでも、どういうことをするのか。そして道の駅を言うけれど、道の駅はどこにつくるのか、そういうことも市民には情報として伝わっていないわけですよ。だから少なくとも私は議会も市民に対する情報の一環であるわけでありますから、明確に議会の中で答弁をしていただいて、そして議員はまた、市民へそれを伝えていく。きょうも傍聴もされていますが、一部マスコミを通じてもわかっていくわけでありますから。そういう形でぜひ私は答弁をお願いをしたい。そうでなければ、もはやもう質問する意味もないわけであります。

まず、大変忙しい中に病院の院長がおみえになっておりますから、病院から質問をさせていただいて、終わったら、もう現場に帰って、市民のためにまた頑張っていたきたい、そのように思っておりますので、病院からさせていただきたいと思います。

通告しておりました病院の問題につきましては、日ごろから院長を初め市民の医療確保と、そういう面では努力をされて、本当に医師不足と、こういうような中で努力をされておることには深く敬意をあらわすものであります。しかし市民から見れば、そういう非常に社会情勢といいますか、現場のことはこっちに置いておいて、自分のことがやっぱり病気になってくると先に行くわけです。だから私は病院に対して厳しい意見があったり、そしてまた、患者から見れば、医者に対する発言でもいろいろあったり、そこに挟まる看護師さんたちの態度にもいろいろな意見が私は出てくるんだろうと思います。それはある程度、やむを得ない面がありますが、しかしそれを少しでもやっぱり少なくしていく努力は日ごろ私はすべきと、そういうように思っておるわけであります。

そういう形で、市民から見れば、市立病院は、おらがまちの病院だから、おれらの病院だと、こういう考えがあるわけでありますから、そういう市民の願いに少しでもかなえていただいていますように、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、同僚議員の質問に対して、26年度、病院は、約9,000万円弱の赤字を生んでおると。赤字は少しふえるかもわかりませんが。単年度赤字を生んでおる。具体的には、その原因は何なのかですね。そしてその具体的な改善策、今後、27年度に向けてどういう形でこの改善をしていくという考えなのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

○市民病院長(黒木和男君) 福添議員の御質問にお答えします。

26年度の収支状況の赤字の原因とその対策ということだと思いますが、平成26年度の決算につきまして

は、病院事業収益が17億8,659万5,100円、病院事業費用が18億7,254万1,615円と、8,594万6,515円の赤字決算となり、累積赤字は9億739万4,836円となったところです。

今後の対策としましては、平成26年度大きく落ち込んだ入院収益を回復させることが必要だと考えております。

また、一般病床120床の一部を地域包括ケア病棟へ移行させ、病床利用率の向上と安定した収入確保を図ることにより、累積赤字の縮小につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○12番（福添忠義君） 急性期病棟から慢性期病棟に変えていって、ベッドの回転率を上げて収益を上げていくと、こういうような考え方であるというふうに理解をするわけでありましてけれども、この間の総務委員会の管内視察では、病院でお話を聞かせていただいたのでは、26年度はベッド利用率が70%を割っておるんだと、こういうような話があったわけでありまして。非常にベッド増床には大変苦労した人たちの経緯があるわけでありましてけれども、なぜ70%程度のベッドの利用率しかないのかですね、その原因は何なのかですね、端的にひとつお聞かせいただきたいと思っております。

○市民病院長（黒木和男君） お答えします。

1つは国の政策によりまして、在院日数の短縮化ということが一番の原因ではないかと考えております。急性期が、我々、急性期を担う病院で急性期の治療をしますが、そこで安定すれば、すぐに退院しないといけないということで、以前のように在院日数をずっと長引かせることが不可能になってきたというようなことを一番の原因で、在院日数が確かに短くなっておりまして、そういうことが原因で満床にできないと。

先ほど申し上げました地域包括ケア病棟というのは、そういった意味で、ベッド稼働率を上げていきたいといったことでやっていこうと思っております。

以上です。

○12番（福添忠義君） 県が地域医療圏の中で、ベッドの問題をするというのは10年後ですね、はっきり言ってですね。だから急々にその問題がどうのこうの言うことはなかなかならんと思っております。

看護師の配置は、今のところ100人のベースか120のベースで私は配置してあると思うんです、基準が100ですかね。70ということならば、30分が余剰人員と、こういうようなことに計算がされるわけですが、そこら辺は柔軟に対応がされておるんですか。

○市民病院長（黒木和男君） 少し御説明をさせていただきますと、120床に対してではなく、現在の稼働病床率に対する人員で、10対1看護ということで、急性期病床で70%です。70%を切っております。ベッド数は120床です。ただ昨年の実績は76人だったと思っておりますけれども。

○議長（岩下幸良君） しばらく休憩いたします。

（午後 3時52分休憩）

（午後 3時53分開議）

○議長（岩下幸良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民病院長（黒木和男君） もう一度お答えいたします。

実際のベッド稼働率が70%、約70%ということは84床になりますから、そのあたりを目標にやっております。120床ではございませんので、そこを御理解いただければと思います。

○12番（福添忠義君） 許可病床は何床か。

○市民病院長（黒木和男君） 120床です。よろしいでしょうか。120床埋まることはまず今はありませんので。実働ベッド。

(発言する者あり)

○議長 (岩下幸良君) しばらく休憩いたします。
(午後 3時54分休憩)

(午後 3時56分開議)

○議長 (岩下幸良君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番 (福添忠義君) 先ほど院長のほうから話があったわけですが、非常に累積赤字9億円、単年度9,000万円と、このような赤字を抱えておるわけでありますから、私は厳しい状況にあると思うんです。だから実際、もっと数字に明るく、事務長もおるわけですが、経営感覚を持った私は病院の経営をやっていかなければ、なかなか、なぜ私がこう言うかという、赤字が出ると持続的可能という病院経営ができないわけですよ、これはどこでも一緒ですけどもね。やっぱり赤字であると、次のステップがでけんわけですから、もう赤字でいいんだという感覚は絶対私は許されんと、こういうふう思うから、あえて言うわけであります。

この間、事務長は、先ほど院長も言われましたけれども、公営企業法の全面適用を考えてはおるんだと、こういうことを言われたわけですが、なぜ全面適用を考えるのか。今の一部財務の適用では、なぜ病院の経営上問題があるのか。そこを明確に教えていただきたいと思います。

○市民病院長 (黒木和男君) お答えします。

地方公営企業法の全部適用についてのお尋ねですけれども、まず全部適用に移行することの利点、メリットといたしましては、1、事業管理者のもとで経営責任と権限が明確化されること、2、組織、予算執行等で経営の弾力化が図られること、3、人事、給与面での独自性が図られること等があります。一方、不利な点、デメリットですが、あえて申し上げれば、これまで市で行ってきた職員採用や給与改定、法令改正や契約締結など多様な業務を管理者のもとで行うことになり、業務増が見込まれることがあります。また、市民病院を利用していただく市民や勤務する職員にとっては、公立病院としてこれまでどおりの環境でありますので、特に不利益な面は生じないと考えております。

以上です。

○12番 (福添忠義君) 市長、あなたは、市民病院の開設者であるわけですが、これは管理者ができて、開設者には変わりねわけです。どういう、誰でもすね、市長が。

当然管理者を置くということならば、特別職がそこに存在をするようになるが、市長部局、市長等の現場との協議はどのような形で進んでおるわけですか。

○副市長 (佐藤強一君) 病院との窓口となっておりますので、病院運営改善委員会の会長という立場で御答弁させていただきたいと思います。

このことにつきましては、病院運営改善委員会の昨年度の第4四半期だったと思いますけれども、病院長のほうから提案がございまして、弾力的な運用、これによって病院の運営を改善し、また病院の責任のもとに運営を行っていきたいというようなお話がございまして、病院運営改善委員会の中では、それを了といたしまして、市長に報告を申し上げた次第でございます。

以上でございます。

○12番 (福添忠義君) 串間市としては、市民病院は全面適用の方向で内部が整理されておって、そういうことで事業形態を変えていくと、こういう方向はもう明確になっておるわけですね。

○副市長 (佐藤強一君) 最終的には、まだそういったような機関決定といえますか、そういった部分はないんですけれども、方向性としては了ということやっておるところでございます。

以上です。

○12番（福添忠義君） ならば、いつごろをめどに、その制度移行を考えておるんですか。

○副市長（佐藤強一君） 現在のところ、病院の方針規模といたしましては、2年後、29年度からというようにございまして、その間、病院のほうではいろんな研究をやっていくというような報告を受けているところでございます。

○12番（福添忠義君） まだ明確には、もちろんこれは管理者の問題ですから、議決事項が出てくるだろうと、議会にですね。そういう形になるうかと思えますけれども。

私は、独立採算になって、現場で責任体制が明確になるということならばなるわけですから、ある意味では、自分たちの給与は自分たちの稼ぎで賄うと、これはもう基本ですからですね。独立採算だから。だからそういう状況であれば、そういう腹づもりで、誰が管理者になるかわかりませんが、管理者の責任という形で腹をくくってやるという形ならいいけれども、その反面、しかし働く職員には労働組合法といいますか、そういう面では関係労働法が市役所職員と違う法律が適用になるわけでありますから、そこら辺も当然研究されておると思いますが、院長、そこ辺はどうですか。

○市民病院事務長（吉岡久文君） 今、副市長のほうから説明がありましたように、平成29年4月を目途に進めるわけなんですけれども、その間、今、議員のほうからも説明がありましたように、職員の権利関係はどうなるのか。当然、市役所の一般職との権利関係とは違って、団結権とか新たに生じる権利もございまして。一方、変わらない権利としても、従来の公務員ということ、それから福利厚生等はそのまま移行するというようなことになろうかと思えます。今後、職員にも説明をいたし、また関係法令の整備も徐々に進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○12番（福添忠義君） もしよければ、議長が許すならば、院長はもう帰って結構ですから。

○議長（岩下幸良君） しばらく休憩いたします。

（午後 4時03分休憩）

（午後 4時05分開議）

○議長（岩下幸良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（福添忠義君） それでは、本題に入っていきますが、市民所得の公表という形で質問するわけでありまして、宮崎県の県民所得は、平均で年256万円、私の資料ではですよ。東京都は約440万円と。ちなみに一番全国で低い県はどこかという、沖縄県の201万円だと。それに比べて、今度は東京都と沖縄では倍以上、2倍以上の差が開いておる。そしてアベノミクスの政策で、さらに拡大するだろうと言われております。ちなみに串間市は180万円。これは正確な数字なのか私わかりませんが、数字であります。さまざまな施策を着実に実施することによって、所得向上へつなげていくんだという市長の答弁が前もあつたわけでありまして。

しかし一方では、今日、地方創生で人口ビジョン等でいくならば、所得は東京の半分でありますけれども、特殊出生率といいますか、これは沖縄が1.8とか9とか、宮崎県は低いけれども1.8、串間は低いけれども、きのうの答弁では1.9だと、こういうような話があつたわけですね。必ずしも所得が、もちろんそれは環境の違いということになろうかと思えますけれども、そういうような状況もあるわけでありまして。

あとは、そういう状況であるから、特に子育て支援といいますか、この地域における子育て支援をいかにしていくかと、こういうことが私は重要になるんじゃないかと。だからあえて言いますならば、市長はもっと子育て支援には、大分されておりますが、日本一子育てしやすい串間市と、こういうことが言えるような、私は

思い切って、これを地方創生の大きな柱にして、串間は全国にアピールして、そして子育て世代の、もう中途半端な形ではいかん、日本一子育てができる串間という形を、私は、ぜひ中心に据えていただきたいというものであります。その考えもない、もう答弁は要りませんが、そういう形でひとつぜひ、計画に入れていただきたいということをお願いをしておきます。

きのう、都井岬の問題が出て、市長から近々都井岬のホテルに進出したいという県内の業者がおると、こういう話がございました。決して悪いことではないし、誰もが串間市民は都井岬を何とかせにゃいかんと、こういうことであるわけでありますから、喜ばしいことでもあります。昨日の新聞で、大東の市上水路の発電所が宮崎県の商工会議所会頭の米良電機が出てきたと新聞に載っておりますけれども、そういうような形で串間も懸案のものが解決されていくということは大変いいことでもあります。

しかし私は、前々から言っておるように、都井岬では水、それと駒止めの門、この2つが私は解決しない以上は、なかなか企業の進出はないというふうに思っておりますが、この問題も今回の都井岬の進出で、私は絶対条件には出てくるというふうに私は見ておるんですが、これはそういうものが私はあると思っておりますが、市長、やっぱりそれはどの企業が来ようとも、やっぱり都井岬に飲料水の施設をつけてくる。そういうような形をぜひこの際、地方創生も含めて、いいあんばいに交付金とか補助金とかあるなら、それをやるべきだと思います。

それから、駒止めの門については、牧組合の皆さんの財産でもあるわけでありましたが、しかしこれはまた日本国民の財産でもあるわけであります。保護はしていかなきゃいかんが、駒止めの門が、今、門がありますけれども、私は馬の習性といいますか、そういうものを研究して行って、日本在来馬の最たるものであるわけでありまして、そういう、JRAですか、そういうところともよく連絡をとりながら、馬の習性を利用した駒止めの門を私はするならば、もはや門扉は要らんでないかというふうに私は思っております。

しかしあそこには2名か3名かの従業員が張りついておりますから、そういう人たちのやはり職場の確保というのですか、そういうものを一緒に含めて、私はこの際、こういう問題と一緒に解決をすべきと思いますが、市長、そういう決断をするときじゃないですか、どうですか。

○市長（野辺修光君） ただいま指摘がありましたように、都井岬の再生を図る上に、水の問題と駒止めの問題は大変重要な課題だと思っております。

したがって、私としても、担当課に一応指示して、どれぐらいの予算がかかるのか、一応はじき出させたところではありますが、約2億円ぐらいかかるということで、今の下のダムを使ってやった場合、2億円ぐらいかかるということではありますが。聞くところによりますと、何かホテルの地下にステンレスか何かの何百トンかのタンクがあるそうでもあります。それが活用できれば、また6,000万円ぐらいは下がるんじゃないかと、1億4,500万円でするんじゃないかと思っております。

この財源をどうするかということで、財務課と話したんですが、過疎債が活用できるんじゃないかという話もありましたし、そういう面から都井岬の進出企業、あるいはまた、そのエリアのホテル、民宿等について、やはり活用していくべきじゃないかという考えを持っております。

また、駒止めの門につきましては、今回、牧組合長もかわられましたし、先般挨拶にみえたときに、自分としても駒止めの門がやはりネックになっておるという認識がありましたので、何とかこれは市と牧組合と相談しながら、御指摘がありましたように、どういう形で撤去できるかわかりませんが、撤去した場合に、あのテキサスゲートというのですかね、地下にテキサスゲートというのを張れば、どこかでその実績があるそうでもありますので、馬が出ていくことはないということでもありますので、また、牧組合とも庁内協議も進めながらちょっと詰めてみたいと、このように思っております。

○12番（福添忠義君） 都井岬での懸案事項の2つは、これはもう解決する絶対の必須条件でございますから、私はそう思います。私も何年前か、そういう企業と接触をしたときでも、この2つを解決せん限りはだ

めですと、こう言われておるわけですから、どうかひとつこの際、市長、はまってやっていただきたいと思えます。

次に、きのうからまちづくりについて、地方創生の総合戦略を策定すると、串間市も基本部分はコンサルに委託をしていくんだと、こういうような話があった、それにもってきて肉づけしていくんだと、地元でですね。そういう話だったというように理解しておるわけですが。

全国一斉にこの取り組みがされるわけでありまして。話に聞くと、そういうことにたけたコンサル会社はもうてんやわんやの大繁盛をしておるといように聞いております。それはそれでいいわけでありましてけれども、いいものができてくればいいわけでありまして。全国的に同じような金太郎あめでは、私はいけないと思うんですよ。ですから、串間に合った、この串間地域に合った、もちろんそういう形に基本の部分は出てくるだろうと思えますけれども、ぜひしていただきたい。

そして私がお願いするのは、今まで補助金とか交付金で進めるわけですがけれども、立ち上がるわけですがけれども、補助金とか交付金がある間は回るわけですよ。ガソリンを入れるからですね。しかし過去にも何ぼかありました。ガソリンが切れると、後はお手上げと、こういうような形になる可能性があるわけですね。

私は今回のこの地方創生のそれは、もうやっぱり串間市が前に進んでいくエンジンになって、これというのは、特命部長もそう言ったけれども、言っておらっしゃったけれども、やっぱりそういうエンジンをなして、全開をして前に進んでいくと、こういうような形でないと私はいけないと思えますが。ぜひそういう体制で、金を生み出す、串間市民の所得向上につながる、そういう地方創生でないと、当たりさわりのよい補助金頼みで頼んでいくと、こういう過去はある。

これはきのうは、ある昔、前、竹下内閣でも地方創生1億円がありました。串間温泉を掘ったわけですが、全国では、もう御承知のとおり、金の延べ棒を試みたり、そういういろいろなさまざまなアイデアが出されて、余りない。そしてまた、この1億円創生は全国に温泉の掘り方がもう急激にブームになって、もう串間の周辺でも、この金を使って近隣は温泉が大概ふえたわけです。しかしどの施設も、もう串間の温泉と同じような結末を迎えておるのも事実であります。

だから私は、今回の創生は、KPI、それからPDCAというような形で、指標と検証と、こういう形が、これが私は毎回議会で言ってきたけれども、これが串間は行政ができていないわけ、はっきり言ってですね。検証という、PDCAという。これが串間は全くない。これでいろいろなってきたんですけども。これは公務員の特性といいますか、法律を犯さん限りは責任を問われないと。言葉が悪いけれども、後はもう退職していったりなんたりするから、後はもう、後に残った人がしりを拭くんだと、こういうような形で終わっておるわけですが。私はそうあってはならないと思えますが。

今回の地方創生総合戦略でのKPI、PDCAのこの2つの流れは、事業選定をする者を縛るものか、ただお題目に上げてある努力目標なのか、そこを聞かせていただきたいと思えます。

○地方創生特命部長（矢後雅司君） お答えいたします。

今回、地方版総合戦略を策定するに当たりまして、具体的な施策についてKPIを設定するというところで、これは国からの義務ではないんですけども、当然今後地方創生の取り組みを進めていくに当たりまして、客観的に議会での効果検証ですとか、行政内部での効果検証で、やはり客観的な数字に基づかないと、なかなか検証などはできませんので、そこについては当然設定すべきものですし、それをただ単に何となくつけるとか、そういう考えでは全くありません。

かつ、先ほど冒頭お話にもありましたが、補助金がなくなったら事業がとまるのはだめだというお話がありましたけれども、それは全くそのとおりでございまして、今回地方版総合戦略の策定に当たりまして、国のほうでも金融機関、地元の金融機関と緊密に連携をとりながら、地方版総合戦略に定めていく、具体的な

施策について検討しろということは国のほうからもありますし、なので今回、今後、委員会のほうも立ち上げていきますけれども、そこで当然地元の金融機関の方にも入っていただいて、そこでしっかりと、今後、今回の補助金ですとか交付金に関しては、地方創生の取り組みを加速化させるという形での国の支援だと思えますので、それは長続きしないということを前提に、今後地元でしっかりと金融機関とタッグを組みながらできるような事業というものを、今後検討していきたいと考えております。

以上になります。

○12番（福添忠義君）　　そういうようなタガがはまって、タガというといけないけれども、はまってくると、こういう形でありますので、事業選定についても真剣にやはり協議をされていくものと思っておるところであります。

先ほど地域特性を生かした計画をしてほしいという形ではありますが、特に串間は何といても農業を基幹産業とするわけでありまして。それもベース、計画はそのベースになる農業振興そのものが明確に位置づけられない限り、なかなか私は前に進んでいないと思うんですよ。そういうものを今回ぜひ、それについては農業振興計画等が既存の計画もあったりするし、そういうものと合わせて、先ほど言いましたように、雇用の面も含めて、この農業に働く若い青年というか、働く若い力、そして若い人を含めた、また担い手をいかに確保していくかという形であります。

担当課長は、そういうものができつつあるんだということでもありますけれども、なかなかそう簡単にいくものじゃありません。血の出るような努力が当然行政にも、事業者にも、そしてまた経済団体、JAを含めた経済団体もいるわけではありますが、この三者で十分私は詰めて地方創生の中に生かしていただきたい。それができなければ、なかなか絵に描いたもちという形になってしまわないように、ぜひお願いをしたいと思います。

それからもう一つは、やっぱり串間は過疎でありますけれども、その特性といいますか、過疎を逆手にとると、これも私はやり方の1つだと思うんです。そのためには、きのうから言うておるように、空き家の利用なり、それから耕作放棄地の利用なり、それから公共施設、学校施設、廃校等を利用した、そういうもの。これが1つの串間の特性でもあるわけであります。

それから、農業はもちろんそうであります。それから、観光は先ほど都井岬で1つの方向を市長もはまると、こういうことですから、ある程度そういう方向はできてくるわけであります。

それからもう一つは、串間は新聞に出ていた小水力も今度できる、それからもう一方では、風力もできる。それからもう一つは、太陽光はもちろんのこと。それからもう一つは、バイオマスができることになれば、再生可能エネルギーの見本的な市に、私は全部そろそろわけですからですね。水素で出ればなおい、そういう発電ができればなおいんですけれども、そういうような形が串間には計画をされておるわけですから、どこかに既存の施設、学校施設等を利用して、この4つを再生可能エネルギー、こういうものをやはり学習施設とか、そういうものにやはりして、串間の特性が生かせられないのか。そういうことも含めて、頭に入れて、ぜひ計画をしていただきたいと思っております。これは私の意見ですから、もう結構であります。

それから、私がかねがね言うておるのは、串間はJRが縦断をしております。きのうもBSのテレビで夕方1時間、日南海岸がありましたけれども、あれを見て、まあ、手が入ってないね、日南線はもう大変なということをつくづく思いました。JR九州は来年の10月に上場をして、全面民営化と、上場することによって民営化になるわけですね。聞けば今のところは黒字ですけど、不動産部門で経営が成り立っていると。本業の鉄道は180億円の赤字だと。そういうような状況の中で、完全に民営化になると、私は非常にローカル線の存続というのが難しくなるのではないかとこのように思うわけであります。

この間、日南、志布志、串間でJR日南線の利用促進協議会があったというふうに聞いておりますけれども、具体的にここあたりでそういう話はないのかですね。誰が参加されたかわかりませんが、市長は多分参加され

たと思いますが、この問題というか、私は串間のまちづくりの中に、鉄道をまたいで文化会館並びに図書館、それからそういう教育施設があるわけですね。だからこれも私はまちづくりの中に当然入れて、今のところ、鉄道があるかしらんけど、あれを踏切ができないことないわけですからですね。あそこに直接ですよ。今はぐるっと回ってテレビは、もう間違っ、串間駅から歩いて文化会館、大乃屋に行くのに、スーパーほりぐちのどこまで歩いて行って、40分かかったと、こういうテレビで言われるわけですから、それはそれとしてですけどもですね。そういうような状況の中であるわけですが。これの考え方と、私は入れて、市長が将来的なものも含めてですよ、私が言わんとするのはわかると思いますけれども。そういうものも含めて考えはないかですね、聞かせていただきたいと思います。

○都市建設課長（武田 修君） 都市計画施設、都市計画道路を担当しております都市建設課のほうで答えさせていただきます。

議員御紹介のありましたように、線路を横断するということになりますと、道路についてもなかなかJRの協議の中で非常に厳しい困難なものがあるというふうに思っています。そういうことで、道路を横断すると、結局、鉄道高架、もしくは跨線橋となりますことから、膨大な事業費も入るということになりまして、御紹介のありましたJR日南線については、赤字路線で大変厳しい状況にあると思います。今回民営化になる中で、存続の方向は示されたところでありまして、市としましては、利用促進協議の中で存続に向けて鋭意取り組んでいるところでございますので、都市計画道路等につきましては、廃止を見越しての計画は考えていないところであります。

ただ、現在未着手の都市計画道路については、必要性、それから実現性等を考慮して、存続廃止も含めた全体的な道路網の見直しを行うこととしておるところでございます。

以上でございます。

○12番（福添忠義君） 先走りすつといかん。廃止を見越して道路をつくれと、一口も私は言ってないですよ。今、日南線があると、民営化になるということだけは言うたけれども、利用促進はやらないかんがなというところまでは言うたっですよ。だから今の市役所から、こうしてあの施設を利用するために、まちづくりの中に入れて、私はすべきだと、この考えは全く考えはなかったのか。何も廃線を見越して道路をつくれとか、誤解を招くようなことを言うたらいかん。

それで、誰が利用促進の会議に参加されたわけですか。

○総合政策課長（諏訪園達夫君） お答えいたします。

先ほど議員から、JR日南線利用促進連絡協議会のお話がありました。5月に幹事会と総会がありまして、私も両方に出席しておりました。それで、先ほど民営化の話が出ましたけれども、幹事会ではJR九州の職員、総会では部長がおいでになって話すシーンがあったんですけども、その中では、観光列車の実績がよくて、すぐ廃止ということは考えていないということを明言されたところでした。

その総会の中で、要望活動を実施しているんですけども、今年度は、JR九州鹿児島支社の陳情を初め福岡本社の陳情も検討して、存続をお願いするということでした。

以上です。

○12番（福添忠義君） 1つだけお聞きしますが、担当課長は、この1年間、JRに何回乗られましたか。

○総合政策課長（諏訪園達夫君） お答えいたします。

海幸山幸にも3回ぐらい乗らして、宮崎に行くときにちゃんと乗って楽しんだ経験があります。

以上です。

○12番（福添忠義君） 結構なことです。大いに利用して、100円の収入を上げるために、運賃の収入がたくさん上がるように。

今、会議があったなら、100円の収入を上げるために、経費が幾らかかっただけですか。費用対効果をどのように理解をされるんですか。

○総合政策課長（諏訪園達夫君） お答えいたします。

その辺の詳しいデータは今ちょっと持ち合わせていないところです。申しわけないです。

○12番（福添忠義君） 多分、私の推測では、100円の収入を得るのに500円ぐらいかかっているというふうに私は思うんですけども。そういうふうに厳しい状況でありますので、どうかひとつ。

それから、市長、これは市長やないとどうもならないんですが、道の駅の構想等があるこのエリアに、エリアですよ、市と係争中の企業とか個人とかがいらっしゃると思うんですよ。これは、ある人に市役所の関係者に聞いてみたら、いやいや、あそこは計画に入っていないと、こういう話がありました。今、だめなんですよ、これは。隣接地までの判こがもらえないと、名義は変わらないと思うんですよ。法務局が許さんですよ、それは。

だから、私はこの問題は、トップセールスというのがあって、ちょいちょい都合のよかときはトップセールスをします、こう言うんですが、これこそ私はトップセールスやって、市長、この担当者とやっぱりいろいろな経緯が過去のわだかまりも私はあるかもわかりません。しかしこれは誰かのときに解決しなければ、私は道の駅の問題等やらはできないと、私は思います。これ解決せん限りですね。

その証拠に天神川の改修は、私が議員になったときに、提案者だったけれども、15年、まだあの第1期工事、あれは3期工事まであるんですけども、3期工事までで15年で終わるところやったんですよ。1期工事が15年たっても1期工事の3分の1も進んでいないというのが現実ですがね。これは原因は何なのかと。明確なんですよ、これは。何か異論があれば、都市建設課長は何か異論があるような顔しちよるけど、異論があれば言っていたらいいと思います。

これは、やっぱり私は市長、誰かがもう腹を据えて解決をしなければ、串間のまちづくり、都市づくりというのは、私はできないと、非常に難しいというふうに思いますが、そこら辺はどうですか。

○市長（野辺修光君） 今、御指摘がありました点につきましては、係争中でもあるわけでありましたが、もう一件の問題だと思っておりますけれども。

その辺につきましても、いろいろと今は外部からやっぱりいろいろとお願いをさせていただいておるところであります。必要があれば、私もやはり直接折衝してお願いをしてみたいと、こう思っておるところであります。

○12番（福添忠義君） 早い時期に事が成就するように努力をぜひしていただきたいと思います。

次に、公有財産の管理であります。

本城温泉の問題であります。何点かお尋ねしたい。質問がありましたから、同僚議員の、理解ができたものもあるわけでありまして。

現指定管理者は2年前、地元企業である、それから経営力があると、財務力があるという形が評価をされて、総合点は3位だったけれども、そういうものが評価されて指定管理者に選定された経緯があります。よかったねというふうに誰もが思って、過去のいきさつがございましたから、あったと思いますが。1年たった時点で、5年契約が、1年でもうできないと、こういうふうになってきたわけですけども。私は公の場でこの問題を明確にさせていただきたい。何が原因で手を挙げたのかですね。もう経営ができない。今もさせていただいておるわけですからね。2年になろうとするわけですが。何が原因であれだけ華々しくスタートをした現指定管理者が、何が原因でこういうことに、何か、私は問題点が施設側にあったのか何かわかりませんが、原因は何なのか、まず聞かせていただきたいと思います。

○商工観光スポーツランド推進課長（高橋一哉君） お答えいたします。

平成23年にレジオネラ菌が発生いたしましたから、平成24年4月に営業停止を行いました。平成24年9月から現指定管理者が管理運営を続けてまいりましたが、なかなかレジオネラ菌で落ち込みました利用者数の回復がうまく進まなかったことということでございますけれども、それに加えまして、衛生管理というものに想定した以上に経費が必要であったこと、またそこに電気代や灯油代の高騰が重なり経営を圧迫したということが現指定管理者の指定管理の取り消しを申し出た理由だというふうに認識しております。

確かにまた、それ以外にも運営面におきまして改善が必要な点があるということも事実でありまして、このことにつきましては、適時、これまで指導、助言を行ってきたところでございますけれども、現状に至っているということでございます。

ただし、今、議員のお話しになりましたように、次の指定管理者との引き継ぎが完了するまでは、しっかり条例、施行規則、それから指定管理者運用指針、基本協定書に基づきまして、運営を継続するというところで通知をしております。その間につきましては、指定管理者がしっかり責任を持って運営をしていただくということになっております。

また、串間温泉いこいの里は公の施設ということでもあります。今回の事態につきましては、市としても責任を持って対処していかなければならないというふうに認識しておりますので、速やかに新たな指定管理者の選定作業を現在進めているということでございます。

以上でございます。

○12番(福添忠義君) 油が値段が上がったとかいうことで、これは当時物すごく議論がされたんですよ。オイル・サーチャージとか、そういうふうに外的な要因で油が上がったり電気代が上がった場合には、市はその分は補填するという、私はやっぱり議論だったですがね。だからそういうものにならんとです、理由に。だからどういう協議を私はしたかということなんですよ。しかしそのことに対して、3等賞が1等賞になったわけですから、非常に市民はそれもお客さんが逃げた、やはり大きな理由になっておるんですよ。これはもう事実ですから。

だから、そういうような形になったわけですから、私はあとの2人、2人と3人、1等賞、2等賞の人に市はどのような説明をしたかですよ。

○商工観光スポーツランド推進課長(高橋一哉君) お答えいたします。

今、お話がありました前回の選定におきまして、次点の方、またというような方については、今回のこと、もしくは経緯については、特段の説明はしていないところであります。

以上でございます。

○12番(福添忠義君) 私は串間市の責任が、品格が問われると思うんですが。それは、3等賞が1等賞、2等賞を押しつけて選ばれた。押しつけたということは、経営力、そういう信用力とか、そして人材力はあって選ばれたわけですけども。しかしこの2つは、非常にやっぱり一物のもを持っていったわけですから、だから私は、この2人にも、5年満期を務むればいいですよ。説明をすべきですよ、市は。そしてまた、この問題を選定した選定委員がこの中にもいらっしゃると思いますけれども、誰も責任をとらん。選定委員がですね。私はこうですよ。

だからさっき私は、地方創生の問題も言うたのはそこですよ。誰も責任とらんわけですから、市に損害を与えてってですね。私はそこが串間市の一番最大の弱点はこうだというふうに思っておるわけですよ。だからそういうものも含めて、厳しい対応が私は今後。

今度新たな指定管理者を選ぶわけですが、従来の募集の仕方であると、また私は同じ轍を踏むと思うんですよ。そして経営の方法も従来とやるなら同じですがね。前の人ができなかったものを同じ状態なら、後からしてもだめになるわけですから。どうか経営の方法とか、やり方とか、そして施設のとか、そういうものが、今

回は前回の、今しとのと違う形で募集をするのか、同じなのか、そこ辺はどうなっておるのかお聞かせいただきたいと思います。

○**商工観光スポーツランド推進課長（高橋一哉君）** お答えいたします。

前回の公募と少し要綱で変わったところということでございますけれども、今回、前回は飲食業、宿泊業などの経験がある実績があるところというのみに限定をさせていただいたところですが、今回は、それに加えまして、指定管理者の実績もあるところというところの項目をつけ加えさせていただいた点、それから、前回は串間市内に事務所を必ず設置することということを経験としておりましたけれども、この条件についてもなくしておること、それから、管理する施設の範囲ですけれども、これまではゆったり館も含めた形の全体、大きなエリアを必ず指定管理で受けていただくことということになっておりましたけれども、これにつきましても、ゆったり館につきましても、指定管理者として申請をされる方の経営の考え方等で、この部分については必ずしも指定管理の施設として運営をしていかなければならないということはないということで、新たに募集要項で定めておりますので、これまでとは違った一定の経費節減だとか、そういったことが申請者には提案の中で出てくるのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○**1 2 番（福添忠義君）** 私は一貫性を持たないかんと思うんですね。ゆったり館は、この間までは非常に再開するためには、経費がたくさんかかると、だからやめとるんだと、こういう説明だったですがね。今、課長は、それは指定管理者がやると言えば、それもやらせるんだと。こういう答弁ですけれども。

あそこは、ボイラーも新しいのにかえたわけですよ、2年ぐらい前に。レジオネラ菌の後にですよ。だからあなたたちが言う施設が老朽化したなんていうことには私は当てはまらん、まゆつばものというふうに理解しちよつたっちゃけれども。都合のいいこと言うねと思ったんだけど、そこら辺は、いいんですよ、それで。ゆったり館を非常に再開を待ち望む人がたくさんおるわけですから、それでいいわけですよ。私はそのことを言いたかったわけですが、できるということならば、それでいいわけでありまして。わかりました。

それでは、次に行かせていただきます。

串間市の財政の現状と見通しであります。同僚議員もありましたけれども、国の財政健全化の目標は、国際公約となっておるわけですね。だからもはや私は国も今日の財政の状況は、もうどうもいかんと、こういうような形でプライマリーバランスを黒字化するために、20年やったですかね、にするとするたけども、そのためにはぎりぎりいっぱいやっても7兆4,000億円ぐらいの不足を生むと、そういうような形。しかし国際公約ですから、それは守らないかん。こうなると、勢いどっかをつままないかんという形になるわけですが、基本的には社会保障の財源を確保するために法律の改正をやったり、それから地方交付税あたりの、きのうもう同僚議員が言ったように、非常に地方自治体もコストダウンが進んでおると。だから交付税の交付係数といいますか、それを切り下げていって、交付税のダウンを図っていくと、こういうような方針も出ておるんですけども、こういう国の動向が発表になっておりますが、串間の財政にどのように影響が出てくるか、具体的にひとつ教えていただきたいと思います。将来の動きも含めて。

○**市長（野辺修光君）** 国の財政健全化から見た本市の影響ということであろうと思っておりますが、2020年度までに国と地方の基礎的財政収支の黒字化を目指すと言われております。その中で、国だけではなく、地方においても経済再生と財政健全化の両立を求めているところでもあります。今後、国や地方の歳出見直しによる一層の財政健全化が図られることを前提に、地方交付税などの圧縮を視野に入れた取り組みがなされ、より厳しい財政運営になると考えているところであります。

しかしながら、本市におきましては、これまでの財政健全化による地方債残高の減少や人件費の抑制、民間委託や事務事業の見直しなどを実施してまいりましたが、さらなる財政健全化を行ってまいりたいと考えてい

るところであります。あわせて、地方創生事業を活用しながら、地域活性化や人口減少対策に向けた取り組みとして、道の駅を核とする中心市街地の活性化、子育て世帯への支援など積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えているところであります。

○副市長（佐藤強一君） 国の財政健全化策と串間市の関係でございますけれども、やっぱり串間市が約50%を占める地方交付税、こちらに圧縮の方向で来るというのが、今回の議員の御質問の中にもございましたように、これは喫緊の課題であろうというふうに思っております。

地方交付税制度の中身を見てみますと、やはり公債費とかそういった部分に占める割合がだんだんふえてきておりますので、この点、串間市は前もって健全化に努めてきたわけでありましてけれども、その分、占める割合が減るということは、国全体の中でふえるということは、一般政策にかかわる交付税の参入額相当分が減ってくるんじゃないかなというふうに心配をしているところでございます。

それ以上に、また串間市も財政健全化といいますか、歳出削減に努める部分は努めなくちゃいけないのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（岩下幸良君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

○12番（福添忠義君） 中学校があと2年で統合される、5つの学校が廃校になるわけです。跡地利用の計画は教育委員会はない。もう閉校になった後、統合になった後は、普通財産になるものですから、教育委員会から離れるわけですね。だからもう自分達がするもんか、一般財産になるとやから、もうあっちがするこつちと、計画はと、こういうことになるだろうから、私はもう手つかずと、もううまく逃げとるねというふうに思うんですが。

私はこれを地方創生に生かさないかと思うんですよ。1つは、どうですか、市長、スポーツキャンプを串間は進めていくわけですから、交流人口を拡大することならば、今の学校は耐震設計も終わって耐震工事も終わっておるし、そしてグラウンドもあると、もちろん水回りも給排水も全部あるわけですから、そして調理施設も学校給食の教育なんかであるわけですから、あるわけですね。だからそうたくさん金をかけなくても、私はそういうものの施設に転用ができると思うが、私は、どこがやるというところあるじゃろけれども、グラウンド近くなら北方中学校でも大東中学校でも都井でも本城でも市木でもいいんですけれども、そのかわり、そこに近づけば近くにああいう野球場の、簡単な野球場をつくるとか、そういう形になると思うんですけれども。

この間、宮崎県の少年野球の一番レベルの高位の大会を串間でやったわけでありまして。市長も来て挨拶をいただいたわけでありまして、私どもが主催でやったにもかかわらず、日南の球場を使わざるを得ない、半分はですね、初日は。それは串間に1つしか球場がないわけでありまして。1つは運動場でやったわけですが。これは年に何遍しか使わんとやがと言われればそれまでのことだけれども、やっぱりスポーツキャンプをするためには、今の野球場1つでは満杯ですよ、はっきり言って。もうあれ以上ならん。もうやっぱりもう一つぐらいは、これは地域活性化のためにも、簡単ですよ、もう立派なスタンドをつくれとは言わんとですが。外野のフェンスがあつて、バックネットがあればいい。そしてベンチがあればいいと、こういう形であればいいわけですが。そういうような形を、校舎を利用したり、そういうものにシフトする考えはないかですね、ぜひ私はしていただきたいと思っておりますが、考えを聞かせていただきたいと思っております。

○市長（野辺修光君） 交流人口をふやすために、合宿所をつくったらどうかということでありまして、中央公民館を活用したらどうかというような意見もありましたけれども。今回御指摘がありましたように、5つの中学校が29年4月からあくわけでありまして、今、御指摘がありましたような、そういう活用方法も当然やはり今後検討していくべき課題ではないかと、このように思っているところであります。

○12番（福添忠義君） それから、スポーツ健康づくりの連携であります。

市長は答弁の中で、そういうことも関係課も含めて強化していくということでしたけれども、人間には平均

寿命と健康寿命というものがあるわけですね。平均寿命は80歳。平均すればですね。しかし健康寿命は70歳です、はっきり言って。何ぼか違いはあります、何ぼか。しかしこの差が縮まるほどよいわけです。ということは、健康寿命が長くなるということなんです。今はこれが広がっているわけですね、はっきり言って。日本は外国と比べて平均寿命は長いけれども、健康寿命は低いと。いうことは、今度はかいつまんで言えば、この介護費用が要る期間が長いということは、介護保険やら医療費が高くなると、こういう形に結果的にはなるわけですが。健康寿命というのは、介護を利用しなくて生活ができる人を健康寿命というわけですから。

だからそういうものが、特に運動を、そういうウォーキングとかを含めたそういうものをすれば、その健康寿命を延ばす工面というか、それをやっぱり強力に行政としても取り組む必要が私はあると思うんですが、これはどこの課になるか知りませんが、そういうものを、これは市長がやるかやらんかの私は問題だと、考え方があるかな。市長がやる考えがあれば、下はそれを何とか、市長があげ言うたからせないかと、こうなるわけですから。市長の考えを。

○市長（野辺修光君） 健康寿命を生かすために、スポーツを取り入れたらどうかということであると思っておりますが、先ほども御答弁したと思っておりますけれども、福添議員も体育協会長でありますので、そういう面からも御支援していただきながら、また当然スポーツを活用した健康寿命の長寿化を目指していきたいと、このように思っております。

○12番（福添忠義君） ことしから介護保険制度が改正になったところであります。基本的なところには、介護度3以上が入所ができるということになるわけですが、1、2は、基本的には入れないと、しかし特例があると、こういうことでありますけれども。特例の基準は何なのか、もしわかっておれば教えていただきたいと思っております。

○医療介護課長（田中浩二君） 今、御質問のとおりで、介護保険制度が変わりまして、特別養護老人ホームの入所条件として、原則として介護3以上の方が入所ということになります。ただしそれ以下の方についても、いろんな事情等を勘案して、現在入所していらっしゃる方は当然でございますけれども、いろんな条件を踏まえながら特例的に介護度2の方でも入所できるということでございます。済みません、ちょっと。

（発言する者あり）

○医療介護課長（田中浩二君） いえ、諸条件をクリアしていたらという、その明確な部分がちょっとまだ示しておりませんが。申しわけありません。

○12番（福添忠義君） 私は、やはり私があえてさじかげんと言うたのは、これは非常に不都合があったらいかんわけですよ。あの人は入れた、この人は入れられなかったと、こうなるわけですから。明確には担当課で、それはいろいろなケースがあるということはわかりますよ。しかしできるだけあらゆるケースを想定して、これは措置できる、これはもう家で過ごすということの基準を私はずいつくっていただきたい。それがなければ、あれに頼んだらできたげな、議員のあれに頼んだら入れた、副市長に頼んだら入れられたげなと、こうなるんですからですね、必ずですよ。だから、名前出したけれども、ぜひそういう基準を、ぜひつくっていただきたいと思っております。

また財政に戻りますけれども、先ほども言いましたけれども、社会資本の整備という形で、道路を含めたインフラの整備がずっと進めてきたわけでありまして。しかしややもすると、どこの自治体でも箱物行政といえますか、そういうものがずっとふるさと創生をやるのに含めてあって、それが今、時間の経過とともに、非常に地方財政の負担になっておるといようなことがあるわけでありまして、ボディーブローという形で効いてくると、こういうような状況であるわけでありまして。

このような中で、串間は学校、それから仲町のまちなか周辺のまちづくり、それから都井岬、そういうものともさまざまな計画がめじろ押しになっておる。そうやって串間も馬力かけていくんだと、再生をさせていく

んだということですから、もうじゃけども。こういうものに対して、財政計画に照らして、どのように財政担当はこの問題を捉えて、今後の串間の長期財政計画、こういうものをどのようににはじき出しているのか。多分、当然、はじかれておると思いますけれども、10年後あたりの財政計画というか、そこあたりを、ワンスパン10年ぐらいと思うけれども、5年ぐらいの計画しかないといえばそれまでのことですが、どのように考えておられるのかですね。中期財政計画というのは5年間か、スパンが。長期は10年間か。中長期財政計画というのがあるはずですから、5年と10年をぜひ聞かせていただきたい。

○財務課長（門川勇一郎君） お答えいたします。

中期財政収支見通しにつきましては、向こう5年間の年間事業費を積み上げて算出することは困難なため、基礎的な収支として、歳入では市税や地方交付税の動向を加味し、歳出では人件費、公債費、扶助費の伸び、国保介護、その他の特別会計への繰り出し金、建設事業費など、平成25年度までの実績、平成26年度の見込み額などから見込み、また、維持補修経費の実績などにより、その伸びを見込むなどしながら算出をしております。

この中でも、地方交付税の減や社会保障費の扶助費の増が収支に大きく影響をしております。建設事業費などは、わかる範囲で概算事業費等を盛り込み勘案いたしておりますが、お尋ねの中心市街地まちづくり事業の計画につきましては、実施計画書を策定いたしますが、先ほどから東九州道・中心市街地対策課長の答弁もありますように、策定後、国土交通省との協議調整を踏まえ、概算事業費等ができてくると考えておりますので、その後、見直しが出てくると考えております。御理解を賜りたいと思います。

○12番（福添忠義君） 御理解を賜りたい、理解がなかなかできないけども。数字が出てこないとですね。

非常に厳しい財政の中で苦勞されておるというようにも思うけれども、しかし使うときは使わな何もできんわけでありますから。しかし先の負担が背負い切れない負担ではいかんわけでありますし、計画的にできるようにぜひお願いをしたいと思っております。

それから、国は昨年度より4.7兆円ぐらいの税収がふえたと、こういうふうに見て、財政健全化計画も順調にいくんだと、こういうように言っておりますけれども。串間は26年度は税収はどうだったのかですね。アベノミクス等が反映をしておると思うけれども、現実に出納閉鎖があつて確定をしたと思っておりますけれども、それはどのようになっておるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○税務課長（江藤功次君） お答えいたします。

市税全体で申し上げますと、徴収率のほうが。

（発言する者あり）

○税務課長（江藤功次君） 市税全体の平成26年度、あくまでも決算見込みでありますけれども、5,430万円程度の増収となっております。

以上です。

（発言する者あり）

○税務課長（江藤功次君） 税収のほうが16億2,424万7,441円ということで、収納率のほうが89.71%ということになっております。

以上です。

○12番（福添忠義君） ふえたということで、ふえることは減ることよりはいいことですからですね。

それから、ふるさと納税の取り組みがきのうから同僚議員の中であっております。いろいろ出ております。としまして串間は350～360万円、予算に組んであつたと思っておりますが、もうこの時点で予算をオーバーするぐらい収まっていると。何千万円集まったのかと思つたら、きのう400万円だと、こういうことですからですね。けたが2つばかりほかに比べたら少ないんじゃないかと思うんですが。しかし予定よりふえておるとい

うことはいいことですから、今後馬力かけて取り組まればいいと思うんです。

しかしもう一つは、きのうもあったけれども、その見返りという言葉が悪いですけども、納税をしていただくことによって、お返しをすると、これが華美にならんよというような総務省からのお達しがあったように聞いておりますが、しかし、私もそれ見てみると、常識を逸脱しない範囲でやってくれと、だからどれも悪いこれが悪いとは書いてないんですよ。だから、中にも平戸市ですかね、14億円も15億円も集め、それから宮崎県では綾町も10億円ぐらい集め、隣の都城も4億円か5億円か集めると、こういうようなところがあるわけですね。串間は400万円と、今のところですね。今から馬力かければ何億円となるやろうと思うけれども。

それで串間がほかのところに比べて、私も何人かの相談を受けて、東京辺から受けて、手続をさせていただくのもありますけれども。串間が平戸やら綾に比べて、どこが取り組みとして違って、そうならんのか。そこがもしわかるとれば、いろいろなケースがありますから、単純には比較できない面がありますけれども、そこを教えていただけたら。もしわかっておれば。

○総合政策課長（諏訪園達夫君） お答えいたします。

まず、串間のふるさと納税を活性化させるために、まず先進地自治体の取り組みを参考にしたところです。まず、5月に綾町を訪問して、私も行ったんですけども、いろいろノウハウを仕入れてまいりました。それから7月3日、4日には、今、議員御指摘の長崎県平戸市で開催されるふるさと納税全国サミットというのがございますが、そちらのほうに職員を派遣して、ノウハウを仕入れてくる予定であります。

この平戸市とか綾町との完全な違いというのが、今、串間のふるさと納税というのは、クレジットカードによる決済ができていないというのがございます。ネット販売はクレジットカードによる決済が盛んなんですけども、これがまだ該当していないということなんですけれども、今、これができるように申請をしまして、この決済ができるのが9月から実現できるものとなっています。ここになると、もう少し売り上げが伸びてくると考えているところです。

以上です。

○12番（福添忠義君） 先行きは明るいんだというふうな話を聞かせていただきましたが、ひとつ頑張っていたら、財源が厳しい、乏しいというわけでありますから、きばっていただきたいと思えます。

次に、具体的な問題に入っていきますが、塩屋原地区農業の非常に広大な面積を持っています塩屋原地区のほ場整備、串間はほ場整備率は18%ぐらいしかなくていいわけですよ。13やったかな、何ぼ、16。16%ぐらいしかなくていいということは、農業を基幹産業にしておるという割には非常に整備率が悪いわけですね。しかし嘆いておってもいかんわけですけども、今回、塩屋原地区50ヘクタールぐらいを計画をしてるけれども、努力のかがあって、何とかその方向が明確になりつつあるわけでありまして。

どういう状況で、そしてどういような形で最終的な整備がされるのか、わかっておれば聞かせていただきたいと思えます。

○農地水産林政課長（野辺一紀君） 塩屋原ほ場整備事業計画につきましては、計画面積59ヘクタール、これに一昨年まで同意率が70%を満たない状態で、年末にかけまして、再度見直しを行ったところがございます。現在90%以上の同意をとりつけているところがございますが、事業の進捗といたしましては、今年、本年度が国への事業申請を行い、来年28年度で採択、29年度から着工という計画でございまして、平成33年度をめどに完成の予定としているところでございます。

今回のほ場整備の同意率の90%につきましては、地元負担をゼロ負担とする制度事業の導入を行いまして、同意率を引き上げを行ったところがございます。

なお、区画といたしましては、3反区画の農道幅員5メートルとしているところでございます。

○12番（福添忠義君） 個人の財産を値打ちを上げるのに負担がゼロということは、大変思い切った私は施策だねというふうに思います。だから、この事業がうまくいくように、そして整備をすることによって、市民の所得が上がる、農家所得が上がるような形でないといかん。3反畝町、今、8畝町にすると、「畝町」でわかっですね。わかると思いますけれども。8畝町を3反畝町にする。そして道路が2メートルぐらいのが農道が5メートルにすると、こういうことですが。これだけですか。私はあそこは、雨が降ったりすると、もうどうもならんわけですね。もう1週間は乾かないわけですが。この排水は手をつけないが、これをつければ、せつかく10億円ぐらいの金をかけてする中で、思い切ってゼロ負担でいくのに、もうその湿田が解消されなきゃ、最大のウイークポイントがそこですからですね。そこがどういう形になっておるのか聞かせてください。

○農地水産林政課長（野辺一紀君） 議員御指摘のとおり、当該ほ場整備区域は湿田ということで、非常にやりにくいじゃございませんが、非常に計画が進みにくいところがございます。当計画地域はいかんせん標高が1メートル、海拔も相当低い状態でございます。これまで台風や集中豪雨等で農地が冠水したところでございます。強制排水ということも1つ考えられるところでございますが、非常に事業費がかさんでいくということと、今後の維持管理におきまして、地元負担等が計上の発生するというのもございまして、なかなか強制排水には踏み切れないところもございます。

そのことから、今回のほ場整備区域につきましては、既存の排水路にもう一本増設いたしまして、排水を設計を行う計画としていただいております。

○12番（福添忠義君） それから、平成26年度一般会計の収支は、出納閉鎖が5月30日にあったわけですので、出ておると思いますが、26年度の収支はどうなっておるのか。また、水道会計の26年度収支状況はどうなっておるのか、教えていただきたいと思っております。

○上下水道課長（三橋文夫君） お答えします。

平成26年度水道事業会計の決算見込みにつきましては、営業収益3億4,088万9,000円、営業外収益4,444万9,000円に対しまして、営業費用2億9,021万3,000円、営業外費用4,358万4,000円となり、経常収支では、5,154万1,000円の経常利益となりました。また、特別利益に400万7,000円、特別損失に231万3,000円を計上したため、損益収支では5,323万5,000円の純利益となる見込みであります。しかしながら、この数値には、平成26年度予算決算から適用することになった公営企業会計制度の見直しに伴う影響額も含まれているため、これを除きますと、おおむね2,300万円程度の黒字となるものであります。

以上であります。

○財務課長（門川勇一郎君） 一般会計の収支でございますが、3億1,562万7,000円でございます。

○12番（福添忠義君） 順調に収支は進んでおるというふうに思います。大変結構なことだと思います。

空き家対策という形が議論されました。もう普通の空き家対策はいろいろ話聞いたんですが、都井岬のホテル群の中のあの廃屋は、この対象にならんのかですね。私はぜひ無理やりでも、この対象にして、一挙に廃屋の整理ができればいいと思っておりますが、これは検討されておりますか。特措法の対象になるのか、ならんのかです。

○危機管理課長（田中孝士君） 都井岬のホテル群が特措法に該当するかという御質問でございます。

今回の特措法といたしまして、空き家ということになっておるわけなんでございますが、こういった建物自体も該当になると考えられるものと考えております。

○12番（福添忠義君） 対象になる。

○危機管理課長（田中孝士君） はい。

○12番（福添忠義君）　ひとつそういう今までの懸案が法律の適用でいくわけですから、どうかひとつこの時期にお願いをしておきたいと思います。

それでは、生活環境の改善なんですけれども、2点を尋ねます。

市内を回ってみると、非常に今、木材が杉が切れて木材の搬出が進んでおります。これは経済活動ですから、これをとやかく言うものではないんですが、切れば搬出するわけですね。市道は非常にアスファルトも薄いわけでありますが、重量トラックが通ると、非常に市道が荒れてくるわけです。ちょうど選挙期間中でありましたから、何人かに相談も受けました。道路が傷んで車を損傷したっですよね、どかならんもんかの、早よ立派なけっくれっちゃいという話やったけれども、経済活動ですから、それを制限するところじゃないんですよ。公の道路ですから、いいんですけれども。しかし、これは傷めば市がするか誰がするかは別としまして、市が責任持たないかんわけ、市道ですから。市民生活に影響が出らんように、私は復旧を急ぐべきだと思いますが、普通の道路管理、非常にどこの市内を回ってみると、どこもあります。それはどうなっておるのか教えていただきたい。

それから、一斉に皆伐をしておりますから、機械でやるので土砂崩れ等が出てきてると思うんですよ。そのために、雨が降ると、土砂流出があって、河床、中小河川の川底が上がるわけですね、埋まって。そのことで田んぼやら道路あたりが冠水すると。こういう状況が出ておるんですけれども、この対策はどうなっておるのか。

この2点を聞かせていただきたいと思います。

○都市建設課長（武田 修君）　お答えいたします。

まず、林業事業者等の大型車の件でございますけれども、特定の重車両が簡易舗装区間等を集中的に利用される場合においては、関係課を通じて道路管理者と協議をさせていただいて、施設が損傷した場合には、管理者と協議の上、道路法第43条に基づき、相応の対応をお願いしているところでございますので、そのような路線につきましても、早期の対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

あと、河床が上がって、水田等に被害が出ているという状況も、地域からの要望で数件前年度を含めて出てきております。市の単独事業を投入して、その対策を講じているところでございます。

以上でございます。

○12番（福添忠義君）　非常に申間も広範囲になっておって、高齢化が進んでおる。そして公共交通が非常にできていない、こういうような形で、買い物難民といえますか、前回、前の議会で私は何とかこの走るスーパー等があるから、これもなかなか数が少なくなったために経費がとれないという形で、もう廃車をしていくということになるわけですが、油が高かったりなんたりという形でですね。そういうことも含めて市内で検討していくと、油の問題等も含めて、できるだけ隅々まで生活、買い物スーパー、走るスーパーが行けるようにという形は、検討するという事になったが、どうなっておるのか聞かせていただきたいと思います。

○総合政策課長（諏訪園達夫君）　お答えいたします。

買い物支援は、その場しのぎではなく、事業として継続的な対応が大切であると考えております。民間事業者による移動販売、宅配、買い物代行などの多様なサービスの組み合わせと事業者と買い物支援希望とのマッチングが必要だと考えておりますが、かなり難しい問題であると考えております。さらなる研究をしてまいりたいと考えています。今回の地方創生の中の協議の中で、この案件も協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○12番（福添忠義君）　研究とか検討とか協議とか調査するとか、こういう言葉が出てくるわけなんですけれども、私、1年間いなかったわけですからですね。だからまた同じ言葉が出てくるということは、何もせんかったということで、何も検討はされなかったと、こういうふうに理解をされるわけですが。ひとつ真面目に、

次のときも言いますからですね。

それから私は、畜産の問題ですけれども、特に今、和牛の中では、敷きわらの確保というのが非常に深刻な問題になっておるわけですね。これはバイオマスの関係もあるかもわかりませんが、のこくずの問題、これは死活問題ということになっておりますが、この対策は非常に上がってきておると思いますが、私はこれは解決しなきゃならんと思いますが、どうですか。

それからもう一つは、PED等も含めた口蹄疫を含めて市内のPED等も発生をしておるわけですけれども、この防疫体制。のど元過ぎれば忘れるような状況の中で、非常に防疫体制が甘くなってきたるものですが、この体制はやっぱり常に、一番のピークを常に維持して防疫体制をとらないかんというように思っておりますが、この2点、特に私は気をつけていただきたい。これが口蹄疫ではない、PEDが串間にこれ以上なると。

もし口蹄疫等があれば、串間の畜産はパンクですよ、はっきり言ってですね。その対策を真剣に考えなきゃならんですが、どのような対策を今とっておるのか、聞かせていただきたいと思えます。

○**農業振興課長（吉国保信君）** おがくず不足対策についてお答えいたします。

現在、県内全域において、畜産農家が敷料として使用するおがくずが不足している状況でございます。主要因としましては、住宅着工の減少に伴う製材事業所の操業低下や再生エネルギー利用政策に伴う木質バイオマス発電の拡大、円安による原木の海外輸出でございます。また、畜産農家といたしましては、おがくずの仕入れ価格の高騰や敷料の交換頻度の減少により、畜舎環境にも影響を与えている状況でございます。

このような中、南那珂地区では、県と2市から成るおがくず供給円滑化検討ワーキンググループを4月に設立し、情報収集や代替技術等の検討に着手したところであります。今後は、代替品の実証や戻し堆肥の利用など検証を行いながら、引き続き関係機関、団体と情報の共有に努め、課題解決を図ってまいりたいと考えております。

次に、家畜防疫についてお答えいたします。

家畜防疫につきましては、畜産農家による畜舎及び器具の消毒、定期的な消毒、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つなど、合わせて9の項目から成る使用衛生管理基準を順守を基本としており、市としましては、本庁舎や福祉センター、市民病院等に消毒マットを設置するとともに、県外や市外からの人の流れが予想される市内宿泊所等に消毒マットを設置していただいているところであります。

議員御指摘の、スーパーマーケット等の人の流れが多く、家畜防疫の面から重要な視点でありますので、今後、消毒による防衛体制を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

（発言する者あり）

○**農業振興課長（吉国保信君）** 今後、前向きに努力してまいります。

○**12番（福添忠義君）** 努力をしていただくわけですけれども、しかし役所はそれでいいんですよ。しかし対象となる市民、生産団体、これは死活問題で真剣に取り組んでおるわけですよ。役所は検討する、研究する、調査するでいいんです。私に言わせるなら、何もそれ電気をさわるわけじゃない、屁のようなこと言うて、足を踏み出せば、けつまずいて向こうずね打ったというぐらいのこつですから、せんほうがましやということになるかもしれんけれども、やはり我々は、自分たちは、誰のために存在するかということを常に私たちは考えなくちゃならんと思うんですよ。そのためにひとつ、どうか大変な状況でありますけれども、努力をしていただくことをお願いをして、質問を終わります。

○**議長（岩下幸良君）** 以上で、12番福添忠義議員の発言を終了します。

この際お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩下幸良君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに決定いたしました。

あすは、午前10時から本会議を開いて、一般質問を続行いたします。

本日は、これにて延会いたします。

（午後 5時23分延会）